

# 煉獄の病棟

3

1980.11.20

島田事件・無実の  
「死刑囚」赤堀政夫



獄中アピール 赤堀政夫

## 特集 ● 赤堀闘争

- 赤堀氏は無実だノ
- 77年3.11第四次再審請求棄却弾劾ノ
- 精神鑑定批判
- 日本共産党・国民救援会・右翼日和見主義批判
- 赤堀差別裁判糾弾闘争勝利への途

寄稿 ● 精神科医 青木 薫 久  
アヤメ病院闘争の総括

# 煉獄の病棟

№3 1980. 11. 20

## もくじ

№3 発刊にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

獄中アピール 赤堀政夫

特集 ●赤堀闘争

赤堀政夫さんは無実だ！・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

77年3. 11第四次再審請求棄却を弾劾せよ！・・・・ 23

精神鑑定批判・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

反革命差別者集団・日本共産党－  
国民救援会の「一般えん罪・公正裁判要求」  
路線を粉碎せよ！・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

—「一般えん罪」論へ屈服する右翼日和見主義粉碎！—

赤堀差別裁判糾弾闘争勝利への途・・・・・・・・ 47

反帝戦線赤堀闘争活動者会議

寄稿 ●青木薫久（精神科医）

精神医療にまつわる最近の情勢・・・・・・・・ 59

総括 ●精神病院闘争

アヤメ病院闘争の総括・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

資 料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

# 煉獄の病棟 No.2

350 円

- 刑法改「正」策動と対決し 70年代後半の革命的激動を
- アヤメ病院闘争報告・・・2「被告」アピール
- 寄稿・・・赤堀差別裁判を打ち砕け（関東赤堀さんと共に闘う会）
- 特別報告
  - 田中吉六（哲学者）・・・ファシズムの思想＝保安処分イデオロギーをマルクス主義の思想＝共産主義で粉碎せよ！
  - さらぎ徳二（破防法「被告」）・・・差別糾弾闘争と人類前史の総決算

煉獄の病棟 No. 1 は絶版品切れ

## 迫り来るファシズムとの闘い 必読の書

天皇と日本の国家権力

### 天皇論

さらぎ徳二著 1500 円

#### 前篇 天皇制と革命戦略

本書は天皇の問題を革命戦略の核心をなす日本の国家権力の問題として分析し、コミンテルンの日本に関する全テーゼを批判し、さらには「象徴天皇制」論を皇国史観への屈服であると鋭く批判している。

天皇イデオロギーこそ、ファシズムの思想となりうるものが「記紀神話」の批判的分析—「古代国家と現代天皇」を通して浮彫りにされ、天皇主義ファシズムと如何に闘うかという最も実践的な問題にすばり解答を与えているのが本書である。

- I 部 明治維新と樹立された天皇制の基本性格
- II 部 コミンテルンの天皇制＝絶対王制論批判
- III 部 戦後天皇とファシズムの諸問題
- 資料 「騎馬民族説」抄録

#### 後篇 古代国家と現代天皇

日本古代史の方法論をめぐる騎馬民族征服王朝説の諸問題  
皇国史観における天皇の非現実性と系統の断絶  
対談 皇国史観なのか唯物史観なのか

### 日本ファシズム論

さらぎ徳二著 250 円

- 日本ファシズム論
- 過渡期世界の帝国主義権力
- ファシズムの戦争論批判

蜂起社

## No. 3 発刊にあたって

プロレタリア国際主義と自国帝国主義打倒の真紅の旗を高々と掲げて、『煉獄の病棟』第三号を、全国津々浦々で闘う全ての諸君におくる。

本号は、八〇年五月、朝鮮階級闘争史に火と鉄の文字をもって刻み込んだ光州蜂起と、それに続く「韓国」八百万プロレタリアートの民族的階級的決起と固く連帯して、日本階級闘争の一翼に、赤堀闘争―「障害者」解放闘争の確固たる地平を切り拓くべく、「障害者」解放闘争の任務と課題を提起した画期的な内容である。

我々が、八〇年代階級闘争の真只中に掲げる革命的「障害者」解放闘争のスローガンは、△差別糾弾主体から全人類の解放主体へ！▽である。

「障害者」大衆は、激動する「韓国」情勢との結合、就中、〃ひざを屈して生きるより立ったまま死のうゝと壮絶に生き、闘い抜く光州に連動し、確実に、新たな生き方、闘い方を求めて起ち上がりはじめているのだ。

朝鮮人民の闘いに恐れ戦く日帝は、刑法改「正」―保安処分新設と「靖国法案」―天皇イデオロギ―と自衛隊核武装―軍拡を三位一体としながら、その頂点に「改憲」策動を日程に登らせ、ファシズムと海外派兵―侵略反革命戦争へと猛烈な攻勢を強めている。

かかる一大攻勢の下、「八一年国際障害者年」をファシズムの差別と抹殺攻撃の環とする日帝は、保安処分・「安楽死」キャンペーンを頂点にして、赤堀氏抹殺―「障害者」死刑執行の強行へと打って出ようとしているのだ。

革命的「障害者」は、日帝本国プロレタリアートとしての階級的立場性、朝鮮―アジア人民への抑圧民族としての階級的立場性、これを徹底して踏まえなくてはならない。どんなに差別・抑圧されていようとも、「他民族を抑圧する民族に自由はない」のである。

「障害者」の「悲惨」と「障害者」への「同情」を運動の出発点とする融和的運動と決別し、ファシズムを粉砕し日帝を打倒する「障害者」解放闘争を八〇年代階級闘争の中に築きあげていくことこ

そ、第三号発行の任務である。

つまり、日帝ファシズム統治機構確立の突破口、刑法改「正」―保安処分新設を粉砕し、赤堀差別裁判糾弾・「抗告棄却―死刑執行」阻止、赤堀氏実力奪還の血路を切り拓くこと、すなわち、△刑法―赤堀▽闘争としての発展を切り拓くことは、ファシズムと対決する「障害者」解放闘争の革命的水路であるのだ。

特集・赤堀闘争は、「抗告棄却―死刑執行」の危機迫る今日の情勢とガッチリと対決し、本号に課せられた歴史的任務を背負って書き下ろされた。

『赤堀氏は無実だ！』は――  
赤堀差別裁判の揺るぎない真実であり、闘いの出発点としてある△無実・差別▽を具体的にひとつひとつ分りやすく提起した。赤堀闘争△△無実・差別▽の全人化にとって革命的役割を果たすであろう。

『三・一―棄却決定批判』は――  
△無実・差別▽の階級的正義性に対してこれを圧殺せんとふりおろされた日帝・静岡地裁による「三・一―第四次再審棄却」を粉砕し、あくまでも、再審貫徹へ向かって差別裁判糾弾闘争として、すなわち、△無実・差別▽△糾弾・奪還▽の路線として闘い抜く任務を提起している。

『精神鑑定批判』は――  
赤堀差別裁判の実体を「精神鑑定」として浮きばりにし、国家と精神医療をレーニン国家論から捉えて批判した試論である。

『日本共産党―国民救援会、右翼日和見主義批判』は――  
赤堀闘争を「一般えん罪―公正裁判要求」へと解消せんとする反革命差別者集団・日本共産党―国民救援会と、これに屈服する右翼日和見主義グループ・「関東連絡会」を鋭く批判し、赤堀闘争勝利への核心的方向性を提起している。

『八〇年代赤堀闘争の総路線』は――  
反帝戦線赤堀闘争活動者会議による執筆である。ファシズムとの権力闘争を組織する立場から提起

された赤堀闘争論は、同時に、「障害者」解放闘争の思想・路線・任務を鮮明に提起、赤堀闘争―「障害者」解放闘争が進むべき途を照し出している。

総じて特集・赤堀闘争は、七八年三・一―全国闘争の地平に断乎として立ちきり、権力闘争と路線論争(党派闘争)の統一的方向性を提起した赤堀活動家必読の書である。

寄稿・精神医療にまつわる最近の情勢は「保安処分と精神医療」等を執筆し、精神神経学会や百人委員会などで、刑法改「正」―保安処分粉碎・監獄法改「正」粉碎・精神医療変革運動に取り組んでいる青木薫久氏(精神科医)から寄せられたものである。

総括・アヤメ病院闘争は、精神病院解体闘争の最先頭で闘われた苦闘の足跡であり、新たな闘いはじまりを提起している。とりわけ、保安処分推進派へと転落した「精医研」の犯罪性が具体的に述べられている。

資料は、赤堀闘争の革命的な出発点を築いた七四年十一・一〇関東赤堀さんと共に闘う会結成集会基調(絶版に等しい)を復刻したのをはじめ、赤堀闘争・保安処分粉碎闘争を進める上で必要だと思われるものを集録した。

## 全国の仲間へのアピール

# 団結と連帯を

―宮城刑務所の獄壁を越えて―

赤堀政夫

マツザワ病院へセイシンカンテイニユキマシタノデス、ソシテ約二週間ノアイダデス、ドクターノ人タチカラコベツノウヘヤノ中ニヨバレテツレコマレタノデス、ソシテツウ(ク)エガオカレテオタガイニムキアツテスワリマシタ、ムカイアウノデス、ソシテズキタカシ、ヒラノウノニリ(人)ノ人タチガアカホリヲトリシ(ラ)ベラヤリマシタノデス、ケイサツ官ノ人タチガツウ(ク)ツタキョウヂツウ(ジュツ)調書ヲツウ(ク)エノウエニオイテ、調書ヲミナガラヨシロイロウヤツラガアカホリニヒツウモン(シツモン)ウ(ヲ)シテキマス、ヒツウモンウ(シツモン)スルノデスヤツラガシカケテクルヒツウモンウ(シツモン)ニハシリマセンデス、ヤツテハイマセンデス、ケイサツノ人タチガハナシウ(ヲ)シテキカセテクレマシタノデス、ソレデハジメテシリマシタノデス、ハナシヨキカサレテビックリシタノデス、サツ公ノ人タチカラハ、オドウカサレテキョウハクウ(ヲ)サレタノデス、自白ヲサセラレタノデス、ヒキョウデス、ヒドウスギルノデス、クヤシイデス、ウラミマス、ニクウラシイデス、コワカッタデス、デッチアゲラレタノデス、ワタクシハ人ゴロウシハヤツテハイマセンデス、アカホリハムヂツノウ人間デアリマス、ハン人ハベツウニイマス、ケイサツノ人タチカラワヒドイメニアワサレタノデス、ナグラレテケトバサレテクビジメヲヤラレタノデス、ネヂ(ジ)マゲルノデス、ゴウモンニカケラレタノデス、ゴウモンガコワクウナッタノデス、オソロウシイデス、シカタナクウナイテヤ(ア)リマシタノデス、シカタガナイノデス、クスリウ(ヲ)ウタレタカラデス、ソノウタメニ、体中ガワルクナリマシタ、イソミタール、マスイヤクウデス、カラダウ(ヲ)ワルクスルノデス、シラナイウチニシヤベツテイタノデス、オソロウシイデス、ヒドイヤリ方デス、ヒキョウデス、ドクターノ人タチコソウガ人ゴロウシウ(ヲ)ヤツテイルハン人デス、ケンヂ(ジ)官ノウ人タチヤ、ケイサツ官ノウ人タチ、サイバン官ノウ人タチカラナイショウデアッタ

デ、タノマレタノデスヨウ、ハナシウ(ヲ)キカセテクレタノデス、オシエテクレマシタノデス、ピ  
 ックウリシタノデス、ワタクシハゼンゼンシラナイウチニダマサレテ、久子チャンヲコロウシタトシ  
 ヤベツタノデス、ダマサレタノデス、アタマニキタノデス、オコウツテヤツラガモツウテイル調書ヲ  
 ヒツタクリマシタ、ヤブロウ(ト)シタガ、マタトリカエサレタノデス、アフテテヤツラハニゲテシ  
 マツタノデス、ヤブツウテシマオウトオモツテアベコベニトリカエサレタノデス、ソシテヤツラハア  
 ワテテニゲカエッタデス、ザンネンデス、ニクウラシイデス、ムリヤリニアカホリヲヤツラハハ人  
 アツカイウ(ヲ)シタノデス、ヤリ方ガヒドスギルノデス、ヒキョウデス、ハラガタチマス、カンテ  
 イヤルニモウイロイロナヤリ方ガアリマス、クスリワツカワツ(ズ)ニシラベウ(ヲ)スルコトウガ  
 デキルノデス、クスリヲツカツテヤルノハマチガツテイルノデス、ヒキョウデス、ゴウモンヤツタト  
 ウオナチ(ジ)デス、マネヲシテウ(ワ)タシニハナシウ(ヲ)シテキカセテクレタノデス、ソレウ  
 (ヲ)カツテニヤツラガ用シノカミニカキトツタノデス、書類ガツクウラレタノデス、ヒドイヤリ方  
 デス、デツチアグラレタノデス、右左カラトリカコマレテオサエツケラレテカラオドウカサレナガラ  
 ムリヤリニナマエウ(ヲ)カカセラレタノデス、ソシテムリニ指印ヲオサセラレタノデス、オレヲハ  
 ン人アツカイウ(ヲ)シタノデス、ヒドイヤリ方デス、ヒキョウデス、ニクウラシイデス、ケイサツ  
 官ノ人タチカラハ毎日毎日オコウラレテハツレダサレルノデス、シラベウ(ヲ)ウケルノデス、トリ  
 シラベウ(ヲ)ムリニヤラレタノデス、コノウトキトウオナチ(ジ)ヨウニデス、ドクターノ人タチ  
 ハ、アカホリヲシラベウ(ヲ)ヤリマシタノデス、ワタクウシ 自分ノウホントウ(ニ)正シイシン  
 チツウノ証ニツイテ、正直ニハナシウ(ヲ)シタノデスガ、ヤツラハハナシウ(ヲ)キイテクレナイ  
 ノデス、一方テキニチ(ジ)ブンタチノ言分ヲイッテハナスノデス、ムリニユウコトウ(ヲ)キカセ  
 ヨウトウスルノデス、クヤシイデス、ハラガタチマシタ、ニクウラシイデス、クヤシイデス、ヤツラ  
 ハムリニ、人ガオカシタハンザイノツミウ(ヲ)アカホリニムリニキセタノデス、ハンザイノツミウ  
 (ヲ)ドクターノ人タチガムリヤリアカホリニキセテシマツタノデス、人ゴロウ(シ)アツカウ(イ  
 ニシタノデス、オマエガ人ゴロシウ(ヲ)ヤツタノダトユウノデス、ゼンブウガマチガツテイルカラ  
 トリケスヨウニハナシタガ、キカナイノデス、自白ヲサセルタメニ、一人リハアカホリノ体ヲ体ヲツ  
 カミマシテ、オサエツケラレテカラ、チュウシャウ(ヲ)ムリヤリニウデハ、ハリヲウチコマレタノ

デス、クスリガキキダシタカラ、アトハゼンゼンワカリマセンデス、ネムウ(ク)ナルノデス、アタ  
 マガヒドクウイタムノデス、ガンガンスルノデス、目マイガオコルノデス、口ノ中ハ油ガクウサイダ  
 エキガデテキマシタ、チ(ジ)ブンガナニウ(ヲ)ヤツテイルノカワカリマセンノデス、体ノ中ガワ  
 ルクウサレタノデス、アイテノウカウ(オ)ガデス、カスンデミエマシタ、二シウ(ジユウ)ニモウ  
 三シウ(ジユウ)ニモウウツツテミエルノデス、アイテノウ人ガナニウ(ヲ)ハ(ナ)シテイルカハ  
 ワカリマセンノデス、コエガキコエナイデス、ソシテ本人ノウワタウ(ク)シガ、ナニウ(ヲ)シャ  
 ベツテイルノカワカリマセンデス、シャベツテイルコトバガワカラナイノデス、コレハデス、イソミ  
 タールノウマスイヤクウ(ヲ)オソロシイクスリヲウタレテイルタメニデス、アタマノ中ガイタムノ  
 デス、口ノウ中ガ油ノダエキガ出テキマス、ネムケガスルノデス、ポートウ(ポット)ナツテシマ  
 ウノデス、マスイヤクウノウクスリヲウタレタカラカオウ(ガ)デス、二ジウ(ニジユウ)ニモウ三  
 ジウ(三ジユウ)ニモウミエルノデス、アイテノウ人ガナニウ(ヲ)ハナシテイルノカハナシガキキト  
 レナイノデス、自分ガ一体ナニオ(ヲ)シャベ(ツ)タノウカ、本人ノウタクウシガゼンゼンワカリ  
 マセンデス、コレハマスイヤクノウクスリヲウタレタカラデス、イソミタールデス、オソロシイクスリ  
 デス、イソミタール(ヲ)ムリニウタレタノデス、  
 ミナサンハカラダウ(ヲ)大切ニシナサイビョウキヲシナイヨウニ、ケガウ(ヲ)シナイヨウニキ  
 ヲツケテ下サイ、ナカマノウ人タチトハナカヨクウシナサイ、ダンケツヲシナサイ、レントイヲシナ  
 サイ、協力ウ(ヲ)カナラズネガイマス、ムザイオカチトルタメニミナサンハサイゴウマデシツカリ  
 トウキユウエンスルタメノウカツドウヲシテ下サイ、エンヂョウ(ヲ)ミナサンカナラズオネガイヲ  
 シマス、ヘンデ(ジ)ヲ下サイ、

ムデツノ死刑囚ノ人間デアリマス

赤 堀 政 夫 ヨリ

(なお見出しは編集者の責任でつけました)



特集 ● 赤堀闘争

赤堀政夫氏は無実だ!

赤堀闘争―第四次再審請求・抗告審闘争―は、日帝・東京高検による七・一〇検察意見書提出をもって、極めて重大な段階に突入した。

七七年三・一一棄却決定から三年九ヶ月、東京高裁―法務省による「抗告棄却―死刑執行」攻撃は、日帝・鈴木内閣の刑法・天皇・自衛隊を三位一体とするファシズム攻撃の激化、就中、ファシズム統治機構確立の突破口―刑法改「正」―保安処分新設攻撃の下で、「障害者」抹殺攻撃の頂点的性格を持って、かつてなく強められている。

かかる切迫せる情勢の中で我々は、弁護団による八月六日、九月二十六日、十月十三日の即時抗告申立補充書提出を踏まえ、△三鑑定・八証人・十六証拠△を抗告審の武器として、一切の樂觀を許さず、「抗告棄却」阻止―再審貫徹の実力糾弾闘争の大爆発を実現していかねければならない。今こそ我々は、「三・一一」攻撃と真正面から対決し、七八年三・一一全国闘争の地平にガッチリと立ち切り、△無実・差別△死刑執行・奪還△の原則を推し立てて、「抗告棄却―死刑執行」攻撃を粉碎し、赤堀氏奪還の血路を切り拓くことに全てを賭けねばならないのだ。

△三鑑定・八証人・十六証拠△を高々と揚げ、△無実・差別△の全人民化と△糾弾・奪還△の階級の共同闘争で、「再審困難論」の日和見主義粉碎し、再審の扉をこじあげよ!

1 島田事件とは

今から二六年前のことである。一九五四年三月十日、よく晴れた日だった。静岡県中部にある地方都市島田市で幼稚園児がいなくなった。島田駅から十分足らずの繁華な町並にある快林寺境内の島田中央幼稚園で園児の佐野久子ちゃんが行方不明になったのである。

久子ちゃんは四日目の三月十三日朝、無残な死体で発見された。死体発見現場は、大井川を渡った初倉村の地獄沢という小高い山のクマザサの茂った薄暗いところである。この「幼女誘拐致傷殺人事件」がいわゆる島田事件である。

警察の聞き込み捜査の結果、九人の目撃証人が得られた。中野ナツ(当時六五歳、故人)、長谷川陸(豆腐屋の店員、十七歳)、太田原松雄(幼稚園児、六歳)、鈴木恭子(六歳)、小林和夫(パン屋の店員、二一歳)、工事現場で砂利採取をしていた女の人たち、鈴木鉄蔵(逢来橋の橋番、六九歳・故人)である。

三度にわたって目撃した中野ナツは、三月十二日、警察でこう述べている。

「その男は一面識もなく、どこの人かは存じません。私が見たところでは、年令は二五・六歳から二七・八歳くらいで、丈は五尺二寸ぐらい、やせ型で面長く、色の白い人です。頭の毛は長く、油をいくらかかつけて分けておりまして。メガネはかけておりません。着衣はネズミ色の背広で、ズボンには黒い色でした。持っているものはありません。」

(中略) 中央幼稚園に劇があった日なので、家の人と一緒に来て、その帰りだろうと思ったので、別に不審な感じはありませんでした。男の人は、私が見たところでは労働をする人のようにでなく、勤め人かなにかのように見えました。」

鈴木鉄蔵は、三月十日、午後一時頃、「ノコギリの目立



▲事件を報じる 「中日新聞」



▲事件を報じる 「中日新聞」

てをしながら(橋の)番をしていると(小屋の)前の方を人が通ったように思ったので振り向いたら、もう一間も橋番のいる所を通り過ぎていた。『おい、橋銭をおいていけ』と言ったら、若い男が振り返って『向う岸へ行ってから親父にもらって帰りにおいてくる』と言って女の子を連れて行ってしまった。『その時の男の人相は「労働者のように感じ」』その時の印象で、これは土地の人間ではないと感じた』と述べている。

この二人をはじめとする九人の目撃者の証言から総合して考えると犯人像は次のようである。

年令は二五・六歳の男で頭の毛は油をつけて分けていた。色は白く、身がきれい、こざっぱりした身なりをしている。勤め人風である。見慣れぬ男であり、土地の人間ではない。着飾った女の子を連れていても不審な感じを与えない。久子ちゃんの態度から、久子ちゃんの親戚の人かと思われた。

## ② 差別的見込捜査

死体発見後、大規模な捜査が開始された。十四日には、モニタージュ写真が作られ、さらに快林寺から地獄沢までの犯人の足取りが判明し、十四・五日には犯人の足跡も発見された。二五日には、死体解剖を行なった鈴木医師(警察鑑定医)により死体解剖鑑定書が出された。犯行順序が「頸部絞扼―除部への加傷―胸の強打」という鑑定である。捜査本部は、当初より、島田周辺に住んでいた被差別部落民、「前科者」「変質者」「浮浪者」「精神障害者」な

どのリスト・アップから捜査を開始した。捜査のべ人員四千名を動員し、二百数十名をリスト・アップし、「拷問王」紅林警部も参加し、徹底した見込捜査を行なった。拷問による取り調べが続いた。当時の捜査本部担当官であった相田兵市警部をして「数名の自白者が出る」と言わしめたほど過酷なものであった。

しかし、「自白」をさせてみても、モニタージュ写真とは違っていたり、アリバイが成立したりして、「犯人」を断定できず、捜査は難航した。四月九日、静岡新聞は、こう報じている。「捜査振り出しに戻る。」

五月に入ると捜査は完全に行きづまり、警察の威信は地に落ちてしまった。

ここで紅林なる刑事を紹介しよう。一九四五年静岡県二俣町でおこった一家四人殺害事件、いわゆる二俣事件において、紅林刑事は、集中的な見込捜査と拷問による取調べを強行している。しかし「犯人」を断定できず、捜査本部は解散に追い込まれた。そこで紅林は、須藤青年を署内の武道練習場へ連れ込み、連日の拷問で「犯人」にデッチ上げたのである。須藤青年は、一・二審で死刑判決を受けつつも、最高裁で差し戻し、無罪を勝ちとっている。

このデッチ上げの張本人が紅林であり、警察権力を体現し、だからこそ総資本の意志を最も受けて階級支配の護持者として、島田事件の捜査本部に送り込まれるのである。

## ③ 赤堀さんはデッチ上げられた!!

マスコミや市民の非難が警察に集中し、迷宮入りが噂される中で、五月二四日早朝、岐阜県の鵜沼、大山の鉄橋の検問所で放浪中の赤堀政夫さんが、不当にも拘束された。赤堀さんは二百数十名のリストに乗っていたのである。

赤堀さんは、なぜ不当逮捕されたのか。ここで我々は赤堀さんの生活史を見ておかなければならない。

赤堀さんは、一九二九年五月十八日、静岡県島田市本通り七丁目に生まれる。履物屋を営む実父母の下で、兄姉二人、妹二人と共に養育された。学令で尋常小学校へ入学し、四四年三月に国民学校高等科を卒業。学業は振わず、成績も下位であった。同年輩の子供たちと一緒に遊びたかったが相手にされず、年下の子や妹たちと、または一人で遊んでいた。「ドモリガアッテ、本がウマク読メズ、勉強ワ、キライダッタノデス。」「学友の人たちからは私は毎日毎日ヒドクイジメラレテイタノデス、泣(カ)サレテイタノデスヨ。」と赤堀さん自身語っている。

教師はどう見ていたか。「精神的におくる。何事も原始的の感あり。」「幼時脳膜炎を患いしため頭脳の働きにぶし」と学籍簿に記載されている。

当時は、戦時中から戦後へかけての時期であり、赤堀さんの家の生活も相当苦しかった。

国民学校卒業後、四六年に少年院入所。飢えをしのぐため、窃盗でつかまったのである。四八年、夏頃から約一年

間、土木業S組に勤務するが、人員整理のためやめさせられる。四九年、窃盗で静岡刑務所に入るが、自殺未遂のため静岡市内の溝口病院に入院させられ、五三年に釈放される。

約一ヶ月静養した後、職を求めて名古屋に行くが、「前科者」で出獄したばかりの人間を雇うところはなかった。そのうち宿もとれなくなり、「エキヲ自分のネグラニキメマシテ私は一人でパチャをハジメタノデ有ます。」こうして初めて長期的な放浪生活が始まる。

赤堀さんが、教育、地域社会、職場から追われ、「前科者」で「入院歴」があるという生活史を持つが故に、権力は赤堀さんをリスト・アップし、五四年五月二四日に不当にも「窃盗」容疑で別件逮捕の暴挙に出たのである。

この五・二四をもって警察・マスコミ一体となったデッチ上げが開始されるのである。

マスコミは翌朝の新聞で、一斉に「犯人捕まる」「犯人は赤堀か」と、写真入りで報道した。

赤堀さんは久子ちゃん殺し事件について何一つ知らず、また赤堀さんと犯人を結びつける証拠も当然あるわけはなく、五月二五日釈放となった。警察は、たくみな口実で赤堀さんを二八日まで金谷民生寮に泊まらせ、兄の赤堀一雄さんが聞きに行っても、警察はわざと教えなかった。

赤堀さんは、民生寮で記念写真をとったりして平穏な生活をしていった。民生寮の寮母であった河村さんは、手紙で次のように述べている。

「彼はほがらかに何のくったくもなく、少しの暗さもなく、

く仕事をしました。」「警察から呼び出しがあり、警官に連れて行かれるときも不審そうな顔をしておりました。主人をはじめ子供たちまで私共一家の者は、二、三日共に生活して居りましたので、彼が大それた罪を犯した者という感じは、少しも持って居りません。私は思いますのに、大罪を犯した者が警察へ行って宿泊許可を貰ったり、犯行現場に近い町に二、三日も平気で宿泊して居る事など不思議でありません。果してこの人が、大罪を犯したのかと納得が行きません。」

金谷民生寮の赤堀さん。  
(五月二十七日 中央の人)



警察は、五月二八日早朝、別件再逮捕の暴挙に出た。取り調べは、逮捕理由の窃盗事件ではなく、久子ちゃん殺しについてであった。赤堀さんは三月十二日、大磯署で失火容疑で取り調べられ

たことを思い出したが、平塚署とカン違いをして答えてしまった。平塚署の、そのような事実はない、という回答に勢いづいた警察は、赤堀さんの主張するアリバイというアリバイを強圧的に否定し、罵倒し、さらになぐる、ける、などの肉体的拷問を連日行なっていたのである。こうして外部との連絡を一切断たれ、拷問の中で、五月三〇日、ウソの「自白」をさせられたのである。獄中から赤堀さんは、拷問の事実を次のように怒りをこめて暴露している。

「十六時間の間ひだは一度も私には便所へはいかせてくれないのです。調べ中のときにです。スワツタマデ私ワ小便ヲモラシタノデアリマス。余りにもヒドイ、ザンギヤクナ、ムゴイ、ゴウモンデ攻メルのです。私は人ゴロシハヤツテハオリマセンデス。罪ハ犯シテハオリマセンデス。赤堀政夫ハムチツノ、ムチツノ者デアリマス。」  
そして、一九五四年七月二日、第一回公判において、赤堀さんは起訴状をたたきつけ、「この起訴状は間違っている」と無実を叫んだのである。以来、今日に至るまでの二六年間、赤堀さんの態度は一貫しており、無実を叫び、闘っている。

#### 4 赤堀さんは無実だ!!

我々は、赤堀さんの血叫びを原点として、警察・検察と一体となった裁判所の、きわめてデタラメな筋書きを冷徹な事実をもって暴露していかねばならない。かくして、赤

堀さんを抹殺せんとする日帝の全論理が「赤堀は「精簿」だから死刑だ」という一点につきることを見出すであろう。

#### ① 物的証拠

##### △足跡▽

この事件で、現場に残された物的証拠は、唯一、足跡だけである。指紋もなければ血液型の同一性もない。しかもこの足跡は、赤堀さんと犯人を結びつけるものではなく、いのである。

赤堀さんのはいていた長靴は、三月三日に由比町末石宅で盗んだものであり、「三ッ馬印」の長靴であることは当初より判明していた。警察は、「丸熊印」のゴム長靴と判断し買った人間をしらみつぶしに調べていったが、なぜか捜査は途中で打ち切られた、という過程がある。

検察側は、その後、足跡石こうを「紛失した」といつてかたくなに隠し続け、裁判所も五八年一審死刑判決以降、七七年三・一一棄却に至るまで死の沈黙を守っているのである。

しかし、粘り強い闘いの前に、検察側は、足跡石こうを提出せざるを得なかった。「紛失」した足跡をなぜ提出できるのか。ここに検察と裁判所のペテンと、赤堀氏に獄中二六年を強制し抹殺せんとするどす黒いたくらみを見ざるを得ない。

##### △平沢鑑定▽

提出された足跡石こうは、東京工業大学、平沢弥一郎教

### 足跡は別人のもの 証拠のクツはけぬ

東京工業大学 平沢弥一郎教授



東京工業大学 平沢弥一郎教授  
足跡石こうの鑑定結果は、赤堀さんの足跡と一致しない。これは、赤堀さんが現場に残した足跡ではないことを示している。検察側は、この足跡を「紛失した」と主張しているが、これは明らかにペテンである。赤堀氏は、この足跡を提出せざるを得なかった。これは、赤堀氏に獄中二六年を強制し抹殺せんとするどす黒いたくらみを見ざるを得ない。

#### 警察の調書はずさん



警察の調書は、赤堀さんの供述と一致しない。これは、警察側の調書が不正確であることを示している。赤堀氏は、この調書を提出せざるを得なかった。これは、赤堀氏に獄中二六年を強制し抹殺せんとするどす黒いたくらみを見ざるを得ない。

島田 事件  
2.4 '80  
アサヒ



授が鑑定し、今年二月三日に鑑定結果が明らかになった。二月八日には、東京高裁判事第三部に即時抗告の理由を補充する証拠調請求書として提出された。

この平沢新鑑定によって、大井川河原に残された足跡が、ゴム長靴によるものという不動の前提が引っくり返され、革靴によるものであることが明らかにされた。

第一に、①現場の細かい砂地では約十年はいたゴム長靴でも底の模様がつくの、足跡には模様が全くない。②足跡は先端がとんがっているが、当時のゴム長靴で先端がとんがったものはない。③かかとの部分の内側先端が外側先端にくらべたら五ミリメートル前に出ているのは革短靴の特徴と一致する、などをその理由としてあげ、長い間は古した靴であることを明らかにしている。

第二に明らかにしているのは、赤堀さんの足のサイズとは合わず、赤堀氏にはこの「足跡」の靴をはくことは不可能である、ということである。

足跡から判明した革靴をはいていた者は、足長二五・五センチ、足巾八・〇センチ、身長一六〇から一七〇センチ、脚で、ゆっくりとした歩行パターンの男である。これに対し、赤堀さんは、身長一五二センチ、足長二二センチ、足巾九・七センチ（「異常な」筋肉の突出がある）、軽敏な歩行パターンである。

ここから導き出される結論は、足巾が赤堀さんの方が一・七センチも大きく、筋肉の突出もあることを考えれば、革の短靴をはいて、歩くことは不可能ということである。仮

に、歩行が不可能であることを度外視し、赤堀さんがこの革靴をはいて大井川河原を歩いたと想定した場合、靴跡の左右周辺部に明らか痕庄（足巾のはみ出しによる痕）が残るはずであるが、証拠の石ころ、写真には、それが全くないのである。したがって、いかなる靴であっても赤堀さんと現場の靴跡をつけた人物は別人である、ということである。

これ以上の説明は必要ないであろう。私たちは、赤堀さんのはいていた靴が「三ツ馬印」の長靴であり、約半年前に購入した新しいものであることを再度確認しておけば充分である。

△持ち込まれた「凶器の石」▽

物的証拠が唯一足跡であること、そして、その足跡が赤堀氏とは別人であることを明らかにしてきた。しかし、警察―検察―裁判所は、凶器としての「石」をデッチ上げたのである。

久子ちゃんの胸の傷は、何によってつけられたのか。死体発見当日、現場検証が、死体を中心として半径六メートルにわたり徹底的になされたのであるが、凶器とみなされるものは何一つ見つかっていない。ところが、三ヶ月近くたつて、しかも赤堀さんの「自白」後、こつぜん「石」は現われるのである。

「石の発見」に際して、立ち会わされた近くの農夫、桑田重秋さんは、当時の模様を次のように語っている。

「自分は警察官から本件現場付近に石があるから立ち会

ってくれと依頼され、立ち会ったことがあるが、現場はあまり捜すことなく直ぐに落葉の上に石が見つかった。今、考えてみると、そこに石があったのはおかしいと思う。」

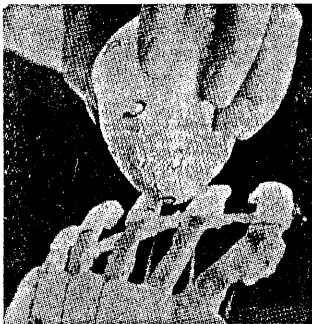
さらに、当時の新聞記者、木村辰之助さん、石沢岩吉さんは、こう述べている。

「本件被害者の死体が発見された昭和二十九年三月十三日その現場へ行ったが、死体の付近に凶器と思われる石はなかった。その後、赤堀が逮捕されてから、逢来橋傍の茶店で警察官が手袋をはめた手で石を包んでいるのを見たが、今考えてみると、その石は現場にあった石とは考えられず、どこからか持ってきて現場においたものとみえる。」（木村）

「本件被害者の死体発見後間もなく島田警察署刑事室の机上にこぶし大の河原石が置かれてあるのを見た。警察の人はこれで殴ったと言っていた。死体現場にはなかった。」（石沢）

裁判所は、これらの証言を黙殺し、「捜査の経過によれば、前記佐野久子の左胸部の傷は、被告人の供述によりはじめて、被告人が判示の石で殴打したことによってできたものであることが判った。（中略）その凶器を推定できなかったと認めるのが相当である。」（一審判決）と居直り三・一一「棄却」もまた一審判決を護持し、「秘密の暴露」とまで言うのである。

髪の毛一本も見逃さないといわれる現場検証で、死体からわずか一・五メートルの所にあったこぶし大の石をなぜ



この石では肋間筋の傷はできない



証拠にデッチあげられた石

発見できなかったのか、現場検証の調査にも、石については何ら記載がないのである。また、百歩譲って、仮に現場から発見されたという裁判所の立場に立ったとしても、石からは血痕が発見されおらず、肉眼で見えない血痕を化学反応で調べるルミノール試験さえ行っていないのである。つまり、石を凶器とする根拠は全くないのである。

警察―裁判所の物証をデッチ上げるやり口は、権力の常套手段である。

狭山差別裁判においては、石川一雄さんの家を徹底して捜索したあと、かもしから万年筆が発見されている。時計、カバンにしても同様の汚ないやり口で物証としてデッチ上げたのである。

幸浦事件では、警察があらかじめ死体の場所を発見しておいて埋めなおし、拷問による「自白」の後、発見させるというペテンを弄している。「自白」した幸浦事件の被告たち

は、最高裁で無罪を勝ちとっている。裁判所のいう、犯人しか知りえない「秘密の暴露」なるものが、いかにデタラメなものであるか、わかるであろう。△犯行順序▽

今まで見てきたように、赤堀氏を犯人と結びつける物的証拠は全くないことが明らかとなった。それでは、赤堀さんを「犯人」とする裁判所の根拠は何なのだろうか。その根拠は「**「自白」**」だけである。デッチ上げた「**「自白」**」のみをもって判決を下しているのである。蓋法でさえ、拷問による自白は証拠とすることができないと規定している。

| 凶器は石であるかどうか               | 犯行順序  | 鈴木鑑定              | 古畑鑑定                               | 太田鑑定   | 上田鑑定   |
|---------------------------|---|-------------------|------------------------------------|--|--|
| （折交関係不詳）<br>凶器不明          | 生<br>首をしめる<br>半死半生<br>死<br>陰部への加<br>傷<br>胸をうつ | 生<br>首をしめる        | 生<br>首をしめる<br>胸を右で強打<br>死<br>首をしめる | 生<br>首をしめる<br>死戦期<br>死<br>胸を証拠の石以外のもの<br>で打つ | 生<br>首をしめる<br>死戦期<br>死<br>胸を証拠の石以外のもの<br>で打つ |
| （理由となる説<br>明はほとんどない）      | ・胸の傷は証拠<br>の石でできた                             | ・胸の傷は証拠<br>の石でできた | ・胸の傷は証拠<br>の石でできた                  | ・胸の傷は証拠<br>の石でできた                            | ・胸の傷は証拠<br>の石でできた                            |
| い<br>（理由となる説<br>明はほとんどない） | ・胸の傷は証拠<br>の石でできた                             | ・胸の傷は証拠<br>の石でできた | ・胸の傷は証拠<br>の石でできた                  | ・胸の傷は証拠<br>の石でできた                            | ・胸の傷は証拠<br>の石でできた                            |

「**「自白」**」がデッチ上げである以上、事実とくい違うのは当り前である。一審の裁判で重大な争点となったの

は、殺された久子ちゃんの胸の傷は、生前の傷か、死後の傷か、ということである。すべてに述べたように、大井川河原で解剖した鈴木院師は、犯行順序を「頸部絞扼→姦淫→胸を強打」つまり胸の傷は死後、と鑑定している。しかるに「**「自白」**」では、「姦淫→胸を石で強打→頸部絞扼」つまり胸の傷は生前のものとしていっている。

このように明白な事実と「**「自白」**」の違いを前にすれば、「**「自白」**」は強制されたものであり、従って赤堀さんは無実である。と結論するのが当然である。ところが、そう結論しなかった。裁判所は何をしたか。

弁護人の発言する機会である最終弁論を待って、古畑種基に鑑定のやり直しを依頼した。古畑は「法医学は社会の治安維持のための公安医学であるといつてよい」と公言してはばからない人物であり、裁判所の期待通りに鈴木鑑定をひっくり返した。つまり、「**「自白」**」に合わせて鑑定書を提出したのである。

静岡地裁は、弁護士の反論する機会を奪い古畑鑑定が、「**「自白」**」と一致することであることを重要な決め手として死刑判決を下していくのである。更に許す事ができないのは、「**「自白」**」と鈴木鑑定とのくい違いは「警察が誘導したのではない」という証拠だ」とまで言っている事である。

ところが、三・一一「棄却」では、古畑鑑定が崩壊したことを再三認めている。つまり「**「自白」**」と事実は一致しないことを認めたのである。にもかかわらず、赤堀さんが

「犯人」であると強弁する。

つまるところ裁判所の「論理」はこうである。「**「自白」**」と事実が一致しても、しなくても赤堀が「犯人」なのだ、という事である。かかるきわめてデタラメな裁判を支えているものこそ、「**「精神障害考」**」に対する徹底した差別であることを後にみるであろう。

古畑鑑定を崩壊に追い込んだ太田、上田鑑定をみることで、赤堀氏の無実を更に確信していきたい。

太田鑑定は、胸の傷は石ではできないということを科学的な実験結果によって明らかにした。死体は、肋骨に傷がついていず、助間筋が挫滅していた。しかし、①七歳の女子の前胸部の模型を作って証拠の石をぶつけても助間筋を挫滅させることはできない。肋骨に傷を付けないで助間筋を挫滅させるほど肋骨は広がらないのである。②粘土に証拠の石をぶつける実験をしたが、胸の傷と同じような型はできなかつた、ということである。

上田鑑定も、胸の傷は、平行関係を保ち、このような傷は証拠の石ではできない、ということを明らかにしている。

② **アリバイ証明**

赤堀さんの上申書、手紙、面会、そして現地調査を通して、明らかにしたアリバイを見ていきたい。

三月三日、学を出て、由比町で長靴をとり東田子浦西方の「お宮さん」に泊まる。

三月四日、三島市郊外の智方神社でねる。

三月五日、智方神社を朝早く出発し、沼津→熱海→小田原へと歩き続け、酒匂町に泊まる。

三月六日、平塚から上野へ電車で行き、上野松竹映画館で上映中の「ぬれ髪権八」の看板を見る。「ユキハビル前カラフリ出シタ」

三月七日、上野駅裏でねる。

三月八日、クズ鉄を藤田という古物商に売り、

三月九日、神田駅近くの常盤公園でタキ火をして「便所の土間の上にナンキン袋をひいて二人りはねたのです。」

三月十日（事件当日）、朝七時に出発し、「横浜駅の時計を十時頃（夜）見」て、外川神社に泊まる。この外川神社は、赤堀さんからの手紙と絵地図をもとに檜山、篠原両氏が歩きに歩いて見つけたものである。赤堀さんは、五六年の現場検証の際、歩いた道を車で行かされ、さらに大きな男に左右をはさまれ後部座席の真中に座らされたため、外川神社を見失ったのである。

三月十一日、藤沢市内の妙善寺、正宗稲荷に泊まる。五年の現場検証で、赤堀さんは、稲荷神社床下のサンの木板を実際に抜き、中に入ることを証明した。検証に立ち合った裁判官は声も出せぬほど驚いたという。

三月十二日、大磯署に失火容疑で逮捕される。赤堀さんは、はじめ平塚署とカン違いをしたため、一層手ひどく痛めつけられ、大津静岡大学分校近くの農小屋に泊まったというウソの「**「自白」**」を強いられた。

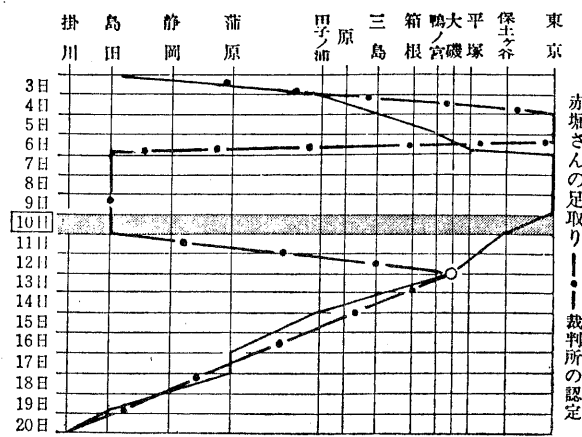
三月十三日、大磯署を釈放後、岡本佐太郎さん（未だ発

見されていない」と「西下ヲシテキマシタ。」  
三月十四日、更に西下を続け、箱根の山中で芦ノ湖を見  
る。

以後、放浪を続け、三月二〇日、警察に行けばメシと寝  
所ぐらゐは保証されるだろうと思ひ掛川署に出頭する。

この赤堀さんのアリバイに対し、裁判所はこじつけの論  
理で強引に否定し、都合の悪い所は黙殺しているのである。

昭和29年3月の



赤堀さんの足取り——裁判所の認定  
——赤堀氏の上申書  
七日から十日に  
かけて赤堀さん  
が島田にいたこ  
とをデッチ上げ  
ようとするので  
ある。  
三月五日、沼  
津—熱海—小田  
原を歩いた、と  
いうことについ  
て、一審判決は、  
実際に歩くこと  
もせず「六〇キ  
ロメートル以上  
に及んでいるこ  
と、東京に行く  
順路といえぬこ

とを見れば信用することが出来ない」と問答無用で切り捨  
てている。しかし、①現地調査では歩けることを証明し、  
②「東京に行く順路」も、熱海、箱根、御殿場を経由する  
少なくとも三つのルートがあるのである。

三月六日のアリバイについて。赤堀さんのいう通り、雪  
が降っていることが横浜測候所記録で明らかになると「被  
告人のような知能程度の間人が天候という通常ありふれた  
事柄を証言することは、ただちに首肯し得ない。」「真実  
被告人の記憶に基づくものであることは疑わしい。」(一  
審判決)と切り捨てた。

三・一「棄却」は何と言っているか。三月六日は「降  
雪がなく、曇である」(東京関係の天気概況)から「上野  
へ着いた時雪であり、翌日の朝まで降っていた、との(赤  
堀さんの)供述と合致しない。」

これでは、赤堀さんが何を言おうと「犯人」だ、という  
こと以外何も意味してはいない。

三月十日の事件当日、宿泊した外川神社について。五六  
年の現場検証で外川神社を見失い光安寺を指さし、二審で  
デタラメを言っているということになった。六九年、外川  
神社が発見され、アリバイが揺るがないものになると、三  
・一「棄却は」新証拠としては認めるが日付の特定にはな  
らない」と切り捨てた。つまり、赤堀さんの凶面通りに発  
見されたが三月十日に泊まった証拠にはならない、という  
のである。なんといい草か。外川神社に宿帳でもある  
というのであろうか。「日付の特定にならない」というの

であれば、なぜ裁判所は、わざわざ車に乗せて外川神社を  
捜しに行ったのか。

三月十二日、この日警察は、はじめ「赤堀は島田にいた」  
と言っていた。しかし、大磯警察署にいたことが判明する  
と、あつという間に九一キロメートル東の大磯へとんでし  
まったのである。

それ故、警察による赤堀さんの足取りは、極めて不自然な  
経路になってしまっているのだ。

### ③ 目撃証言

犯人は、久子ちゃんを幼稚園から連れ出し繁華街を通り  
抜けている。そして、九人が目撃している。

まず、犯人の風体と赤堀さんのそれを比べてみよう。す  
でに述べたように、犯人は頭の毛に油をつけて分け、色白  
で身ぎれいだ、という証言がある。三月十日のことである。  
二日後の三月十二日、大磯署で赤堀さんを取り調べた千田、  
山本両警部は、こう述べている。髪の毛は何ヶ月も床屋へ  
行ったとは思われないボサボサの髪で、ホコリばかり。無  
精ヒゲを生やし、垢じみた状態である。と。

同一人物が、わずか二日間で、これほど変化できるのだ  
ろうか。自然に考えれば、犯人を目撃した人々の供述から  
浮かびあがる若い男は、決して赤堀さんではないのである。

一審判決は、三月七日に赤堀さんと会ったという松浦武  
志証言をもって、この風体の違いを圧殺したのである。す  
なわち「被告人に会ったとき、その服装は格別薄汚いわけ

でもなく、浮浪者の様な恰好にはみえなかった」と松浦が  
言うのであるから「犯行当日の目撃者が右のように述べた  
からといって、目撃されたものが被告人でないとはいえな  
い」と。

しかし、松浦のいう三月七日の天候が、実際と全く異な  
っていたという事実の前に、裁判所は松浦証言を捨てざる  
を得なかった。この一点をもってしても、一審判決の正当  
性はなくなったのである。

三月七日から十日まで島田にいたとする裁判所は、もう  
一人の証言、小山睦子証言を認定している。「三月九日、  
赤堀さんから小包み二つを渡され、赤堀さんの家にもって  
いった」というものである。小山証言のいう小包み二つと  
は何か。警察—検察—裁判所は、この中身を全く明らかに  
できず、押収品目にもないのである。

これに対して、赤堀むつみさんの証言—小山が会ったの  
は三月九日ではなく、二月二八日であることを日記を根拠  
に証言している—を全然とりあげない。つまり、親戚の者  
の証言であり、また日記にはあとからいくらでもつけ足す  
ことができる、という理由で切り捨てられているのだ。

次に鈴木鉄蔵(逢来橋の橋番)が檜山さんにこう語って  
いるのは重要である。「政夫は良く知っている。兄さんに  
釣りに連れて来られたので知っている。赤堀さんは犯人で  
は全然ないよ」ところが、鈴木さんは、裁判で「赤堀に違  
いない」と言い、檜山さんが会おうとしたが、どんな事が  
あっても会うことができない、と言い、遂に会えなかった、

ということである。

目撃証言についてまとめておきたい。

第一に、松浦証言の崩壊にみられるように目撃証言は、デッチ上げがいくらでも可能であり、他の裁判でも行なわれていることである。弘前事件では、おばあさんの「この人に間違いない」という証言を決めてとして有罪判決を受けた。しかし、真犯人が名乗り出て無罪になった。この判決文の中でさえも、「目撃証言は信用できない」と言っている。

第二に、松浦が「七日に会った」小山が「九日に荷物を渡された」という証言は、本来何の意味もないのである。万が一、小山証言を認めたとしても、赤堀さんが島田に居た、ということ以上の何の意味もない。当時、島田市には四万人の人が居るのだ。赤堀さんが島田にいたとしても犯人であるとする根拠は全くないことは、当り前のことである。

最後に、島田市は、赤堀さんの生まれ育った街であり、事件当日歩いたならば、何故、知人の目撃証人がいないのか。なぜ繁華な通りを久子ちゃんを連れて歩く必要があったのか。裁判所は全く答えられないのである。

#### ④ わび文句について

古畑に鑑定の崩壊を認め、さらに松浦証言も動揺したとして捨てざるを得なかった三・一一「棄却」は、なおかつ赤堀さんを「犯人」に仕立てあげるのである。

裁判所が「犯人」であるとするのは、内容的には①わび文句、②凶器とされた「石」、③目撃証言、の三つである。

「石」と目撃証言については、今まで述べてきたので、わび文句について、これが何の意味ももたないことをみていきたい。

裁判所は、こう言う。留置中の赤堀さんが警官に、取り調べ中でもない時に、「大罪を犯してしまいました」とわびている。これは「自発的発言」であり、改後に基づく発言であり、高度に信憑力を有する発言」である。また「小さい子供の声が聞こえる。私が殺した子供が生き返って話しているような気がして、夜などは恐ろしくて眠れません」これは「感動・恐怖に基づく言葉」である。「犯人」でなければ、このような素直な言葉が言えるわけではない。わび状があるから赤堀がやった、と言うのである。果してどうか。

「墓に線香をあげさせてくれ」といった幸浦事件、私の現在の心境というぼう大なざんげ録を書いた二俣事件、一人殺したのだからどうせ殺されるなら自分で死んだ方が良くと看守に話した小島事件、また六人殺し事件では、「御仏の袖にすがりついて罪をくい。六つの影に手を合わす日」という和歌まで作っている。これら、いわゆるわび文句を書いた人たちは、みんな無罪を勝ちとっている。狭山事件では、写真に収めるためにパンの袋を切り開き「中田善枝さん許して下さい」と書いている。石川さんは、兄さんが犯人だと思われ、兄さんを救おうと思った、と言っ

ている。

以上の事実だけで、わび文句がいかにかい加減なものであり、何の意味もないか、は明らかであるだろう。

#### ⑤ 赤堀差別裁判糾弾!!

この島田事件―赤堀差別裁判において、いかに「自白」がデッチ上げられたか、警察―検察―裁判所の論理がいかにデタラメであるか、をみてきた。

裁判所は、なぜ、こうまでして赤堀さんを「犯人」に仕立てあげようとするのか。警察―検察と一体となった裁判所の真意は一体何なのか。この点こそ赤堀闘争の核心的な生命線である。

すなわち、それは「かかる行為は、おそらく通常の人間にはよくないしえない悪虐非道・鬼畜にも等しいものであると言わざるを得ないであろう。(中略)被告人は、先に認定した通り、知能程度がひくく、軽度の精神薄弱者であり、その経歴をみると、殆ど普通の社会生活に適応できない」(一審判決)従って「社会防衛のため、また社会秩序維持のため、かかる犯人は社会共同生活の不適応者として排除抹殺しなければならぬ」(検察側論告)ということなのである。

権力の意図するものは、直接的には、犯人を二ヶ月以上も逮捕できなかった「警察の威信」を保つことにあり、本質的には、「障害者」に対する差別意識を扇動し、「障害者」を「社会不適応者」「危険な存在」として市民社会か

ら排除し、隔離、抹殺を社会的に行なっていくことである。底辺に組みしかれた「障害者」が、まさに差別によってデッチ上げられていく構造にこそ、階級支配の維持・存続という支配階級の大目的があることを見なければならぬ。ここで、赤堀さんが、如何なる背景の下でデッチ上げられていったのか、を考察しなければならぬ。

一九四九年中国革命、五〇年朝鮮戦争という、まさに革命と反革命の全世界的な血みどろの闘いの中で、日本帝国主義は、国際的な侵略反革命の一翼として、アジアにおける先兵に自ら延命の道を見出していく。五三年の池田ロバートソン会談を下敷きとしてM S A協定を結び、独自の帝国主義軍隊づくりを開始していくのである。その国内支配体制を、侵略反革命戦争へ向けた地域治安弾圧体制として確立せんとするのである。すなわち、戦後革命の圧殺をもって、五〇年「精神衛生法」、五二年「破防法」、五四年第一回全国精神衛生実態調査と一連の攻撃をかけ、ファシズム統治機権の基軸をなす破防法―保安処分体制を準備する時期である。

かかる階級情勢の下で、五四年、赤堀さんはデッチ上げられたのである。このことをはっきりと押さえておく必要がある。

帝国主義のフレイム・アップ攻撃には、必ずと言っていいほど政治目的に基く、ブルジョアジーにとっての階級的根拠があるのである。この視点を欠落させた者は、歴史的な「障害者」差別と帝国主義のフレイム・アップ攻撃を立体

的にとらえることができないのである。  
すなわち、一方で、差別を抜きにしたえん罪公正裁判を語る傾向を生み、他方でブルジョアジーの階級的根拠を欠落させた差別者―被差別者（赤堀闘争においては「障害者」と「健全者」）の二元論に基づく「糾弾」闘争の傾向を生み出すのである。

ここにおいて、私たちの闘いの方向性は鮮明である。すなわち、赤堀さんの獄中二六年の怒りを原点とし、赤堀さんの無実を満天下に明らかにするものとして三証人・九証拠と平沢足跡鑑定採用・開示を迫り、赤堀さんを生き返りもどすことである。

同時に、捜査過程から七七年三・一一「棄却」を貫いた「精神障害者」に対する差別を徹底的に糾弾しなければならぬ。とりわけ一審段階において重大な争点であったアリバイ、犯行順序などがすべて崩れ去ったにもかかわらず、「精薄」であることを唯一の根拠に一審判決を護持し、赤堀さんを抹殺せんとする三・一一「棄却」を糾弾しつづかさねばならない。

赤堀差別裁判糾弾闘争において、△無実―差別△を一体的に明らかにして、△糾弾―奪還△を階級的共同闘争として推し進めることが闘いの勝利の道であることを鮮明にしなければならぬ。

現在、日帝・鈴木内閣のファシズム攻勢がますます吹き荒れる中で、赤堀闘争が「障害者」解放闘争の基軸的な闘いであることをはっきりと押え、その闘いを階級支配

の根幹に迫る闘いとして展開しなければならぬ。  
△無実―差別△△糾弾△奪還△を原則として権力闘争と「障害者」解放闘争を車の両輪として、赤堀闘争の爆発を勝ちとれ！

審棄却決定」の階級的性格は、何よりも赤堀氏の無実が一点の曇りもなく、満天下に明らかになってきた中で下されたものであり、第二に、保安処分新設への決定的布石としてあり、一審死刑判決―「社会不適応者は死刑がふさわしい」を全面的に拡大・助長させ、第三に、人類前史を総決算せんとする階級深部の怒り、「障害者」解放闘争―差別糾弾闘争に対する圧殺攻撃としてあり、第四に日帝のファシズム攻撃―刑法改「正」―保安処分新設へかける全体重をもって下されたものである。

### 特集●赤堀闘争

## 77年3・11第四次再審請求棄却を弾劾せよ！

### 三・一一アピール

#### 赤堀 政夫

わたくし赤堀政夫は、久子ちゃんを殺してはいません。

死刑執行を許すことは自分のまけであり裁判所・検察官・真犯人の勝ちになるから絶対にかたがたはしません。今回の静岡地裁・裁判長伊東正七郎の再審請求棄却決定に対し、黙ってすませることは出来ません。

命ある限り、弁護士、そして闘う仲間と一緒に力をあわせて、これからも無実を晴らすために闘ってゆきます。最後までガンバル。

(三月十二日、面会した関東闘う会の仲間が発したアピールを編集局の責任で掲載します。)

七七年三月十一日、静岡地裁・伊東は無実の叫びを圧殺し死刑執行の道を開くべく、赤堀政夫氏の第四次再審請求を棄却するという暴挙に出た。

この「三・一一再審棄却」決定こそ、差別と虐殺・侵略と排外主義の日本ファシズム攻撃である。

「三・一一再

### 死刑囚・赤堀の再審請求棄却

新鑑定、原判決覆せぬ  
弁護団 即時抗告へ

固かった再審のトビラ

我々は、「障害者」解放斗争の未来をかけて、日帝の三  
 一棄却攻撃を粉碎しなくてはならない。

## I 七七年三・一一「第四次再審請求棄却」

### 決定を弾劾せよ!!

我々は、七七年三月十一日静岡地裁伊東正七郎裁判長に  
 よって打ち下された第四次再審請求棄却を満腔の怒りで弾  
 劾すると共に、この攻撃の本質を今一度確認しなければな  
 らない。

まず何よりもこの決定こそ、差別と虐殺・侵略と排外主  
 義のファシズム攻撃であること、この点を見抜かなくては  
 ならない。獄中二十四年の赤堀氏の血の叫びが、正に、人  
 類前史の総決算を要求し、赤堀氏の闘いが最底辺に組みし  
 かれた「精神障害者」「障害者」自らの闘いとして階級分  
 断支配の根幹をゆるがさんとした時、日帝・国家権力は、  
 その全体重をかけて差別・反革命攻撃をかけてきたのだ。

この決定は、何よりも死刑執行→死刑台への道を開き、  
 「障害者」の虐殺を公然と宣言したことに他ならず、まさ  
 しく保安処分攻撃そのものである。

### 三・一一棄却決定は、

① 凶器の「石」について。「新鑑定」の提出によって「石  
 で胸を打った」とする認定が動揺した権力は、「もち論  
 その助間穿孔がどのようにしてできたかは認定できない  
 けれども・・・(中略)・・・本件『石』で佐野久子の  
 左胸部を殴打したものであるという認定を否定するもの

ではない・・・」と詭弁をもって新証拠を抹殺した。

自らブルジョア法の「裁判は公正」という幻想さえ  
 かなぐり捨て、「障害者」差別裁判の本質を露わにした  
 のだ。

② さらに強制自由によって作られた犯行順序の誤りが  
 満天下に暴露され「古畑鑑定」の崩壊を認めざるを得な  
 くなり、『犯行順序に関する原確定判決の事実認定は誤  
 っているのではないかと思われ・・・被告人(＝請求人)  
 の司法検察員及び検察官に対する供述調書や勾留質問調  
 書における供述は根本的に再検討を要することとなった  
 のである。』が、原確定判決の『犯行日前後の行動に関  
 する供述が再三変化したりしているのは被告人の生活歴、  
 智能程度に照らして自然なことである。』という主張を  
 肯定し、強制自由には『迫真力がある・・・真実の重  
 みを有している。』と、赤堀氏の無実の血の叫びを無視  
 し、切り捨て、強制自由を依拠し全面的に居直るのだ。  
 これが「障害者」差別ではなくて何であろうか!  
 これこそまさに棄却のための棄却決定であり、全「障害  
 者」に対する抹殺攻撃であるのだ。

『被告人の智能程度が低く軽度の精神薄弱である』か  
 ら犯行自体について『請求人の記憶は時を逐って統一さ  
 れていない。』という、三・一一再審請求棄却決定の内  
 実こそ、赤堀氏を何が何でも「精神障害者」差別によっ  
 て死刑にせんとする、抹殺攻撃→保安処分の先行的実態  
 化以外の何ものでもない。

③ その他日撃証人の証言が 度か変わっていることについ  
 て、いくらかところ目撃証人の証言が変わっても、『請求  
 人を犯人とする上で重要な証拠価値を有す。』と自らの  
 ブルジョワ的合理性さえかなぐり捨て、三月十日に泊った  
 外川神社についても、「十日に泊ったという証拠がない」  
 と、詭弁を弄し、三月七日に赤堀氏と島田市で会った、  
 という松浦証言の信憑性が完全に崩壊したにも関わらず  
 これを無視し、三月六日に上野で雪と、映画館の看板で  
 ある「ぬれ髪権八」を見たという証言が、事実である  
 ことが立証されているにも関わらず六日に東京に居たとい  
 う証拠にはならないと暴言をはくのだ。その他様々な証  
 拠についても、切り捨て黙殺している。

そして更には、「日本臨床心理学会精神鑑定問題検討小  
 委員会」によって提出された「精神鑑定批判」の主旨を歪  
 曲し『いづれにしても請求人の智能が常人より劣ってい  
 ることには変りはない。』と、許すことの出来ない暴言を  
 はき、「障害者」差別の本質を露骨に明らかにしている。

今見てきたように、三・一一再審請求棄却決定は、

### ① 凶器とされる「石」の問題

### ② 「犯行順序」の問題

③ その他様々な無実の証  
 で、赤堀氏の無実が動かしがたい事実であり、満天下に明  
 らかになっているにも関わらず、権力は棄却の為の棄却を  
 目的に詭弁を弄し赤堀氏を「精神障害者」差別によって殺  
 さんとしているのだ。まさに差別と虐殺の攻撃→保安処分

そのものではないか。

この三・一一再審請求棄却決定こそ、原確定判決の差別  
 性を更に拡大・助長したものに他ならない。

原確定判決の差別性とは何か。

例えば「犯行」日前後の「自由」が強制自由であるから  
 当然にも辻褄が合わなくなる。すると「被告人の智能程度  
 に照らしても自然なことである。」と暴言をはき、「自由」  
 と事実が一致しないのは「このことは、被告人に存する精  
 神障害にも基因する。」と、許しがたい「障害者」差別に  
 貫かれている。

そして更には、「かような行為は、恐らく通常の人間に  
 はよくない悪い悪徳、非道、鬼畜にも等しいものであると  
 いわざるを得ないであろう。」「被告人は、先に認定した通り  
 智能程度が低く、軽度の精神薄弱者であり、・・・普通の  
 社会生活に適応できない。」と、つまり、この様な犯罪は、  
 「異常な人間」しかやりかねない、赤堀氏は「精薄」なの  
 だから、「社会生活に適応できない。」「通常の人間では  
 ない」と言っているのだから犯人は赤堀氏だ、と死刑判決  
 を下していく。

この様な、許しがたい「障害者」に対する差別と虐殺で  
 貫かれた原確定判決の差別性を更に拡大・助長させた三・  
 一一再審請求棄却決定は、日帝・国家権力の全体重をかけた攻  
 撃であることを見抜かなくてはならない。

赤堀氏の血の叫びを原点到、怒りを我がものとして、階  
 級し、赤堀氏と結合して、日帝・国家権力と全面対決し、

「障害者」に対する差別と虐殺の保安処分攻撃を粉砕することが勝利への道なのだ。

## Ⅱ 差別「精神鑑定」を許すな!!

原審確定判決から、三・一一再審棄却決定に貫かれた差別性を支える「精神鑑定」を、我々は満腔の怒りで弾劾し、批判しなくてはならない。この「精神鑑定」は、別稿で、くわしく批判し抜くこととする。

## Ⅲ 無実・差別∨∧糾弾・奪還∨を原則に 闘い抜け!!

我々は、赤堀闘争―「障害者」解放闘争の階級的発展へ向け、赤堀氏奪還の血路を切り拓くべく∧無実・差別∨∧糾弾・奪還∨の路線の方向性を鮮明にして闘わなければならぬ。「抗告棄却―死刑執行」策動の強まる中、階級的共同闘争の歴史的飛躍をかけてファシズム攻撃を粉砕し、∧再審貫徹・赤堀氏実力奪還∨を勝ち取る事が要請されて

### 1 階級的共同闘争で無実の赤堀氏を実力奪還せよ!

我々は今一度階級的共同闘争の内実を確認しなければならぬ。

赤堀氏の斗いは、階級対立社会の最底辺に組みしかれた被差別人民の人類前史を総決算する闘いとして噴出して

あった)を明らかにし、被害者の傷を厳密に再鑑定する。

④被害者の両親の供述書―死体解剖結果と食事の問題を解明し、犯行時間を特定する。⑤赤堀氏の供述調書―「自白」の任意性とアリバイの主張の真実性を裏付ける。⑥捜査日誌と⑦赤堀氏以外の被疑者の本件についての自白調書の存在、すなわち二人以上の自白者がいたという事実と取調べの任意性を明らかにし「自白」を根本から崩壊させる。

⑧モニタージュ写真と⑨目撃者の供述調書―事件直後作製されたモニタージュ写真は、赤堀氏とは全く似ていない、にも関わらず公判廷における目撃者二名の供述の変遷過程を明らかにしその信用性をくつがえすものである。

また新たに提出された平沢教授(東工大)による「足跡」鑑定は、①現場に残された「足跡」は検察側の主張するようなゴム長靴によるものではなく革靴によるものであり、②しかも赤堀氏の足のサイズとは合わず、赤堀氏にはこの「足跡」の靴をはくことは不能だという。この新鑑定を受けた弁護団は、「自白」が拷問によってデッチ上げられたことを立証し検察側の主張をくつがえすに十分なものであるとして、東京高裁に即時抗告の理由補充書として提出した。

その様な中であって、赤堀闘争の階級的共同闘争の発展に恐怖した日帝・国家権力は、検事の補充につき、七・一〇検察意見書提出を行っているのだ。

我々はこの様な攻撃を断固として粉砕しなくてはならぬ。

であるからこそ我々は、赤堀氏の怒りを共有し、人類前史を総決算し真の人類史の開幕を勝ち取る闘いとして、赤堀闘争を闘い抜かなくてはならない。

すなわち、権力闘争―政治闘争としての赤堀闘争を打ち立て、階級的共同闘争として闘い抜かなくてはならない。

我々は階級的視点を逸脱した路線を許さず、帝国主義の一切の差別・抑圧・分断支配を粉砕する闘い、階級支配の廃絶をめざした闘いとして闘い抜く。

現在赤堀闘争に問われている方針は、①東京高裁(小松)に対しては、三証人を採用させ、証拠を開示させ、更には平沢新鑑定を武器に再審を勝ち取ることである。

∧三証人とは∨①助川義寛氏―「助川鑑定」に於て(イ)久子ちゃんの胸の傷は「石」によるとは判定できない。(ロ)死後経過時間から犯行日時が「自白」の三月十日ではなく三月十一日か十二日であること。②大蔵敏彦氏―赤堀氏の記憶をもとにしてこの裏付け調査を行なった弁護士の証言を通し、赤堀さんの述べるアリバイが真実であることを明らかにする。③桜井弘昭氏―「桜井証言」は、赤堀さんのアリバイを否定する検察側の唯一の「目撃証人」である松浦武士の「赤堀氏と同じ三月七日頃、島田で桜井氏に会った」というデッチ上げを完全に崩すものである。

∧九証拠とは∨123犯行現場死体の写真・ネガフィルムは一切―凶器とされる「石」の発見経過の疑惑性(死体発見時の三月十三日、その後の二五日には発見されず、六月一日発見時には、死体のそばの容易に発見できる位置に

②法務省に対しては、刑法改「正」攻撃と一体となった、死刑執行策動攻撃を木端微塵に粉砕することである。③官

城刑務所に対しては、赤堀氏に対する獄中弾圧を粉砕しなくてはならない。官刑は赤堀氏に対しての劣悪な獄中医療を行い、パナルヒーターの設置を拒むなど獄中攻撃を目証んでいる。赤堀氏に対する獄中弾圧を「監獄法で決着をつけてやる。」と居直る官刑の攻撃を断じて許してはならない。

## 2 「障害者」差別糾弾闘争としての赤堀闘争

赤堀闘争こそは、「障害者」解放闘争の基軸的戦略的推進軸であり、日帝打倒―「障害者」解放の拠点である。

何故ならば、赤堀氏



の闘いが、階級対立社会の最底辺に組みしかれた「精神障害者」の血の叫びとしてあり、日帝・国家権力の保安処分イデオロギー、ファシズムと全面対決した闘いとしてあるからだ。我々は、この視点を押え、△無実・差別▽△糾弾・奪還▽の原則で闘い抜かねばならない。

無実と差別の一体化―それは赤堀闘争にとって、差別と切り離れたところで無実を語ることは出来ないということである。赤堀氏は無実であるにも関わらず「精神薄弱者」ゆえに放浪を強いられデッチ上げられ、精神鑑定に支えられた「障害者」抹殺―保安処分の攻撃として死刑攻撃が下されたのである。

であるからこそ、差別と闘えないばかりか階級対立社会の最底辺に組みしかれた「障害者」とプロレタリアート人民の階級の共同闘争に敵対し、「公正裁判要求路線」をもって赤堀闘争を敗北へ導かんとする日本共産党―国民救済会を許してはならないし、これを補完するプロレタリア派―「連絡会」グループを断固粉碎しなくてはならないのだ。

唯物史観に支えられた人類前史の総決算の思想こそが、真の人類史の開幕をこの手でかみ取ることができるとののだ。

であるからこそ、中核派の諸君の言う、「血債論」―自己批判運動では、真の人類史の開幕を「障害者」とプロレタリアート人民との階級の共同闘争として、保安処分を粉碎しファシズムと社共人民戦線派との三巴戦に勝利し、世界革命戦争、世界プロ独の道を進むことはできないのだ。そして、△糾弾・奪還▽の一体化とは、「障害者」の怒

りを闘いの中で組織化し、闘いの依りどころとすることであり、奪還はまさに実力奪還として闘い抜くということなのだ。

この内実こそが、「障害者」をスケープゴートとする保安処分と対決し、ファシズムを粉碎する道だ。

また狭山闘争においてもこの原則で闘い抜くことが要請されている。「二・七」攻撃に屈服し、狭山闘争の切り拓いた部落解放への地平を後退させる「経済主義」を粉碎し、「天皇恩赦―仮釈放」路線に公正裁判要求―一般免罪論を一掃し、石川氏を実力奪還せねばならない。

石川氏の「再審の勝利以外に出所はない。」「私は無実なのだから仮釈放を要求してはいない。」という闘いに断固応え共に闘い抜くことが問われている。

△無実・差別▽△糾弾・奪還▽の旗を高々と揚げ、ファシズムを粉碎し、赤堀氏、石川氏の実力奪還を勝ち取るうではないか。

### 3 日本階級闘争の一翼―ファシズムとの対決

我々は、赤堀闘争を保安処分粉碎の要―「障害者」解放闘争の基軸として刑法闘争と結合し、ファシズム粉碎・日帝打倒の戦略と人類前史総決算の思想を一体化して闘い抜くことを勝利の核心であることを訴える。刑法改「正」―保安処分の攻撃は、「精神障害者」差別をテコに、革命的人民の壊滅・虐殺を成し切らんとする日帝のファシズム攻撃の一環としてある。

七九年五月二十六日―二十九日、愛知県下で行われた植樹祭に天皇が参加し、天皇の滞在中、0の会に対して監視活動等々を行った。これは天皇の名による差別攻撃であり、「精神障害者」―「危険な存在」とみる保安処分思想に貫かれたファシズム攻撃としてあるのだ。これこそが、差別と虐殺、侵略と排外主義の天皇イデオロギー攻撃なのだ。

そしてまた、ファシズム攻撃の本質が、革命党の壊滅―革命勢力の圧殺を政治機能目的としているが故に、階級的共同闘争に狭山・赤堀・三里塚に的をしばって襲いかかってきている。

我々は今日こそ、このファシズムの攻撃と真正面から対決してゆく赤堀闘争―「障害者」解放闘争の血路を切り拓くことが要請されているのだ。

赤堀闘争を階級の共同闘争として打ち固め、日帝のファシズムと対決し、保安処分粉碎―「障害者」解放を闘う全人民的な政治闘争としてその発展を勝ち取ることに、このことが何よりも問われている。

赤堀闘争の階級の発展へ！

### 〔補〕

文中の△三証人・九証拠▽は、その後の闘いの中で、今日、△三鑑定・八証人・十六証拠▽へと発展した。

三鑑定とは、①助川 ②船尾両法医鑑定、③平沢足跡鑑定のことである。

八証人とは、三証人の他、①船尾忠孝、②平沢弥一郎、

③赤堀一雄（赤堀氏の兄）、④阿部太郎（捜査、第一審時検察官）、⑤原田博（島田市榊町公会堂管理者；検察側の「御陣屋稲荷の祭りの前日の三月九日、赤堀を見た。」と云うデッチ上げ証言に対して、「祭りは三月三日」を立証する奉納帖が同公会堂に保管されている）の五証人である。

十六証拠とは、九証拠の他、①一九五四年三月七日付朝日・毎日・日経の三紙（「三月六日東京に降雪」の立証）、②未提出の石膏の足跡一個（現在三個のうち二個のみ提出済）の提出要求、③東京弁護士会堀江会長宛の照会回答書

（大井川河原の「はき物の痕跡写真」に関する株式会社ミツマからの回答：当社とは関係ない旨）、④写真八枚（榊町公会堂）、⑤一九五四年三月十四日付静岡民報（警察はあらかじめ凶器を「石」と想定していたことを立証）、⑥足跡採取の報告書開示要求、⑦鈴木信雄弁護士陳述速記録を指す。つまり、十六証拠とは、十一証拠開示・五証拠採用の闘いなのである。

総じて、△三鑑定・八証人・十六証拠▽をめぐる攻防は、抗告審闘争の要であり、再審貫徹へ向けた重要な水路であるのだ。



# 精神鑑定批判

赤堀闘争を闘うにあたって、我々が、精神鑑定批判をその要として把握し、明確に、「精神障害者」差別とその構造―体制を撃つ闘いとして定立させていく視座は以下の四点にまとめていくことができる。

① 赤堀闘争の原点とも言うべき「無実・差別」の糾弾・奪還の原則の確立。

「無実・差別」は一体であり、赤堀闘争の出発点である。にもかかわらず、ともすれば赤堀闘争を「赤堀氏は無実だ」という一面に解消してしまい、「一般冤罪―公正裁判要求」路線に純化するか、もしくは、「無実の赤堀氏を犯人としたのは『障害者』差別」という正しい視座に立ちつつも運動実態としては「公正裁判要求」を補完する傾向が絶えず生み出されていることを乗り越えていく課題であるのだ。

② その観点こそ、赤堀差別裁判の実体を精神鑑定として明らかにしていくことである。

赤堀氏の生活史をテコに、無実の主張、そして無実を客観的にも示す証拠までも否定し抹殺する検察―裁判所の論理を支えたものこそ、「赤堀は軽度の精神薄弱」「感情

的に不安定」「過敏で衝動的」「性的倒錯の傾向」という「精神障害者」差別に貫かれた精神鑑定なのである。

③ 従ってかかる精神鑑定をその本質において批判しきっていくことは決定的に重要であり、無実を無実として一層鮮明化する位置をも持っているのである。

ここにあって「本質において」と主張するのは、精神鑑定批判が「法廷技術」にのみ目を奪われて「鑑定方法・技術」の問題に切り縮められてはならないからである。これは、後に述べる三・一一「第四次再審棄却」決定における精神鑑定批判の総括でもある。

もちろん、精神鑑定の本質とともに、赤堀精神鑑定の個別性・具体性に迫ることは不可欠の作業であることに異論はないのである。

④ 更に、赤堀闘争を「保安処分粉碎」「精神障害者」解放の展望を切り拓く闘いとして、その回路を形成する環が精神鑑定批判であることを鮮明にせねばならない。

「精神障害者」解放は世界革命戦争を武器に帝国主義を打倒し、民族共産主義「労働者国家」を世界プロレタリア

独裁の下に再編して、世界社会主義社会を準備していく過程で現実のものとなるのであり、体制内改良主義で実現されるものではない。

しかし、革命主体としての我々にとって問題なのは、プロ独を樹立したソ連において、今日、差別と弾圧と虐殺の体系として精神医学が公然と息を吹き返していることである。まさに差別の問題は、革命主体とプロ独権力の内実を厳しくふるいにかけているのである。

従って我々は、人類前史としての階級社会と真の人類史を貫く「精神障害者」解放の思想性を、保安処分の思想に資本の人間観に対してマルクス主義の人間観をもって打ち砕き確立していかなばならないのである。

赤堀闘争は、かかる「精神障害者」解放の戦略的展望を精神鑑定批判を通してはじめて指し示すことが為しえるのである。

ここに差別一掃の闘いが、認識―自覚の血債に自己批判運動や自然発生的ソヴィエト共同運動を乗り越えて、戦略と思想を統一する地平に到達しうるのである。

我々は、以上四点の視座を精神神経学会や臨床心理学会において行われてきた精神鑑定批判の実践を踏まえ、階級実践の立場からそれらを把え返していく試論として極めて不十分ではあるが本論を展開するものである。

なお脱稿にあたって、闘う「精神障害者」の方や精神科医の諸先生方から協力・援助を受けたことを謝意をもって明らかにしておきたい。

## A. 精神医学と国家

### 国家の刑事政策と精神医学

精神鑑定とは何か？という問に答えるために、我々は、まず精神鑑定を支えている精神医学が国家の刑事政策と如何なる関係にあるのか、という点について把握していかなばならない。

結論から先に述べるならば、精神医学は、階級社会において常に一貫して支配階級による「支配の道具」として存在し、就中、資本主義社会にあつては、産業資本主義段階の古典刑法↓帝国主義段階の近代刑法↓ロシア革命後のファシズム刑法に対応して、保安処分を頂点とした治安的再編を行い、明確に、国家の刑事政策の一環として精神医学が存在することをはっきりと確認せねばならない。

具体的に見ていこう。

① 資本主義社会以前の階級社会。中世においては、原始共同体の崩壊に階級対立の発生以降の諸矛盾の蓄積の中で「魔女狩り」が十三―四世紀のヨーロッパにおいて吹き荒れ、十六世紀にはその頂点に達した。この「魔女」と呼ばれる人々の中に支配体制としてのキリスト教に反対する人々―反体制派と共に「精神障害者」が含まれており、当時、「精神病」とは「悪魔に憑かれた状態」として考えられていた。

② 封建制の崩壊から資本主義への移行期。農村の分解に

伴う大量の労働力の都市への流入による「浮浪者」「失業者」対策―「処理」のために強制収容所がうみ出される。ここに精神病院の歴史がはじまる。イギリスにおけるエンクロージャーリ困い込み運動に対応した救貧法の制定。日本の資本主義化―原蓄（地租改正）が呼びおこした失業者群の都市への流入に対する収容所・東京府癡狂院（一八七九年）の設置。（今日の都立松沢病院へとなる）

ここに精神病院は、資本の矛盾がうみ出す大量の失業者群、下層労働者と階級矛盾の爆発―階級闘争に対する、アンゼラム・フォイエルバッハに代表される応報的威嚇思想、罪刑法定主義、自由刑の古典刑法と一体となった弾圧の道具としてその性格を明らかにしている。

③産業資本主義段階から帝国主義段階への移行は、古典刑法から、保安刑、目的刑、行為者主義の近代刑法へと法イデオロギーを転換させ、この法イデオロギーを支え、その頂点に保安処分を産み出したものこそ、精神医学―「精神病質」概念なのである。

支配階級は、人類がはじめてコンミュニオンを手にした時（一八七一年バリ・コンミュニオン）、ロンブローゾの「生来性犯罪者」（一八七六年）を典型とする犯罪人類型、行為者類型にもとづく法イデオロギーを、そして、プロレタリア独裁権力が樹立された時（一九一七年ロシア革命）、リストの「慣習犯罪人」（一八八二年）を経てシュナイダーの「精神病質人格」（一九二三年）へと至るファシズムの法イデオロギーとして保安処分を現実のものとするので

ある。

この中で精神鑑定は全面的な発展を遂げるのである。そもそも「法」とは、支配的秩序の規範であり、支配階級が被支配階級を抑圧する為の一手段である。

「国家は、支配階級に属する諸個人が、かれらの共通の利害を実現し、その時代の市民社会の全体が総括される形態であるから、そこから一切の共通の制度は、国家によって媒介されて、ひとつの政治的な形態をとるということができる。そこから、法律は意志にしかも現実の土台からひきはなされた自由な意志にもとづくかのような幻想が生ずる」（マルクス「ドイツ・イデオロギー」）

つまり、法は、人民を「幻想的共同体」としての国家に包摂し支配を貫徹せんとするものであり、そうであるが故に、支配的秩序を破壊し国家―市民社会に反逆するものを「処理」することは、「幻想的共同体」を維持・防衛する上での絶対的条件なのである。

この「幻想的共同体」と「反逆者」を分断し「反逆者」を「公共の安全」に対置させ、もって「反逆」の意味を、「全く無意味なもの」「異常」等によって切り捨てることによつて「幻想的共同体」を維持・防衛するという支配階級の利害を背負つて精神医学―精神鑑定は発動されてきたのである。

ここに精神鑑定の本質があることをまず何よりも確認しなくてはならない。

### 「精神病質」概念の反革命的本質

支配階級の階級的要請に見事に応え、その階級の性格を自ら白日の下に曝したものを精神医学の治安的再編が産んだ「精神病質」概念に他ならない。

この「精神病質」概念は、二〇年代から三〇年代においてドイツ・ファシズムと結合し「遺伝病的子孫の増殖防止に関する法律」（三三年）、「安楽死研究所」などを産み出し、「障害者」をスケープゴートとしつつ政治的反对者・他民族を「精神病質者」「確信犯」として強制収容所―アウシュヴィッツのガス室へとおくり虐殺する「医学的」支えとなつていったことを絶対に忘れてはならない。

ロンブローゾからリストを経てシュナイダーにおいて確立される「精神病質」概念は、「生来性の異常性格」により「自分自身が苦しむか、あるいは社会が苦しむような異常」を示し、「反社会的行為か犯罪と深い関係を持つ」とされている。

自信欠乏者・無力者・抑鬱者・顕示者・気分変動者・発揚者・熱狂者（確信症）・爆発者・情性欠如者・意志欠如者の十類型に体系化された「精神病質」概念は、シュナイダーをして「精神病質概念は死んだ。しかし精神病質者は生きている」と言わしめた代物であり、赤堀精神鑑定にあつても脈々と生き続け赤堀氏の人格規定と「犯罪」を結び付ける役割を果たしているのである。

いわく、「外交的性格で感情的に未熟で不安定、軽薄、自己中心的、固執的で、常同的、一面的、直観的で自己反

省に欠けた小児的性格」、「幼稚で鈍く軽薄であり同時に情動的に不安定であり、自己中心的、執拗な傾向があり、智的には軽度の精神薄弱が認められ、心因反応もおこし易い」、「これらの性格偏倚と智能低格はいずれも軽度であり、所謂精神病質というべき程度というには問題があり、又精神薄弱の程度は、この最も軽症に属する魯鈍に相当する」と。

ここに我々は、赤堀氏に対する人格規定が「精神病質」と断定としていないものの、明確に「精神病質」概念に支えられて赤堀氏に対する精神鑑定が存在していることを鮮明に暴露せねばならないのである。

我々は「精神病質」概念が人間の人格規定であり、医学とは全く無縁なものであることが、既に、西山詮、青木薫久両医師らの先進的な批判によつて明らかにされている現実を確認しつつも、中田修らの犯罪生物学―犯罪精神医学―保安処分推進派によつて今日的に受け継がれていることを見ずえ、「精神病質」概念を更に医学会内外から一掃していく闘いの重要性を確認しなくてはならないのである。

### B. 精神鑑定の本質

#### 精神鑑定について

それではそもそも精神鑑定とは何か？

精神鑑定は大別して「司法精神鑑定」と「精神衛生鑑定」に分類される。

司法精神鑑定とは、「犯行時の精神状態」を分析し裁判所に「責任能力」の有無を判定させ、刑事裁判における刑罰、民事裁判における禁治産を決定するものである。

また、精神衛生鑑定とは、精神衛生法二十九条―措置入院制度に基く「自傷・他害のおそれ」を取り締まる為のものであり、「司法精神鑑定に比べたら治療的だ」という代物では断じてない。

いずれにしても「鑑定」の目的と本質は、「幻想的共同体」からの排除・分断・抹殺を狙うものであり、階級支配を維持するための以外の何ものでもない。

両者の違いと言え、**「犯罪成立後」の「鑑定」か「犯罪のおそれ」という予防拘禁の為の「鑑定」か、ということとであるといえる。**

そして両者の行きつく所は、精神病院・保安施設か監獄（前者の場合のみ）として、確定されているのである。

司法精神鑑定についてももう少し詳しく見ていくことにしよう。

司法精神鑑定は基本的に「犯行時の精神状態」を分析することによって、「責任能力」の有無を裁判所に判定させ、「有罪か無罪か」「起訴か不起訴か」を判断させるものである。

つまり、刑法第三十九条によれば「心神喪失者の行為は之を罰せず」「心神耗弱者の行為は其の刑を減刑す」というものなのである。

「責任能力」が有る場合↓起訴・有罪

「責任能力」が無い場合↓不起訴・無罪

「限定責任能力」↓減刑

このように「責任能力」論は、「犯罪者」と「精神障害者」とに振り分けを行う機能を持っており、「責任能力」ないし「限定責任能力」の場合は、「精神障害者」規定による市民社会からの分断・「精神障害者」の裁判権の否定精神病院―保安施設への収容による不定期刑を意味しているのである。

京大精神科の中山宏太郎医師は、雑誌「精神医学」(七八年十二月刊)における「刑事精神鑑定についての一考察」と題する論文で司法精神医学について次の如く述べている。

「これは(司法精神医学のこと)一見奇妙な混合物である。これを理解するには、ある国家が、ある時代に国民に要求する法益の遵守と、その強制の一つの手段の一般型(刑罰)と、特殊型(保安処分と強制入院)の分類処遇という観点から、即ち、今日いうところの刑事政策の国家主義的側面からみるのが、最もよいと考えられる。」

「歴史的にみると、心神喪失ないし耗弱なる概念の意味は決して治療的でなく、死刑を無期拘禁にかえることはあっても、微罪を無期拘禁にするものでもあった点に注目する必要がある。」

「第一の問題は、責任無能力なるレッテルが、拘禁・不治・市民社会からの永久追放につながったという長い過去と現在があり、それが精神病に対する抜きがたい偏見を作ったことである。第二の問題は、医療は本来強制的である

べきではないにもかかわらず、訴訟過程では、この精神鑑定は一方的、強制的になされることである。第三の問題は、たとえ責任無能力と判断される状態で行なった行為であっても、現在それを刑罰をうけることになって償なおうとしている人に、その途を閉ざし、ひいては、時に、自殺に導くことであり、第四の問題は、法を犯しても、あるいは、犯すことによって主張しようとする思想を抹殺することである。」

以上のことから我々は、精神鑑定の本質、その性格を基本的に把握しえたといえる。

まさしく精神鑑定こそ、支配階級の階級意志である支配的秩序の維持、すなわち、「幻想的共同体」としての国家の防衛の為に、「社会生活に適応できない者」(赤堀第一審死刑判決)を摘発し、「社会防衛」なる幻想的イデオロギーをもって排除・抹殺していく武器として刑事政策の一環である、ということができよう。それ故、「精神障害」があるから刑を減免しようというものではなく、隔離・収容した方が刑事政策的に良いと判断した時に「精神障害」とするのである。その頂点に保安処分があるのだ。(注・もちろん我々は、国家を単なる「共同体」とか「イデオロギー支配」等に切り縮めることは誤りであると考えている。国家の本質こそ、まさに階級支配＝暴力支配であり、これに支えられてはじめて、「幻想的共同体」としての形態やそのイデオロギーも不断に再生産されているのであってその逆では決してありえない。)

#### 精神鑑定の現実的諸問題

精神医学―精神鑑定に対する我々の原則的態度は、批判・解体以外の何ものでもない。

しかしながら、そのような原則的態度からストリートに「責任無能力」ないし「限定責任能力」の否定＝刑罰を受けるべき、という結論を出すのはやはり誤りであると言わねばならない。

問題は、この差別に満ちたブルジョア社会において差別抑圧・分断支配の下に「精神障害者」が生活しているということであり、この現実の中において「精神障害者」の現実的諸利益、諸権利を最大限獲得し防衛していくことが要求されていることである。

この点について中山医師は「精神病者即責任無能力者即拘禁と強制医療の対象」という法曹界を含めて一般的に存在する悲観的・排外的イメージを、「一時的責任無能力状態と医療による責任能力の回復と維持」という希望的イメージにおきかえる必要があり、その中で「責任能力」および「犯行時精神状態」についても論じ直す必要がある(前同)と述べ、「責任能力」論の把え返しを提起している。

「小田晋氏(中田修一派である・引用者)は、かつて学会総会で、私の責任無能力という概念が、患者に利益をもたらずとは限らないという疑念に対し、それは精神病者をも死刑にせよという危険な思想であると反論された。筆者は死刑なる刑罰には反対であるし、病者への死刑など

認めるべくもないと思う。小田氏のこの発言の背後には治療に対する悲観的態度と、病者に対する権威主義的な見方があると考える。」

「筆者が鑑定を行なった人の中には、何度も犯罪をかさね、ある時は受刑し、ある時は責任無能力として精神病院に収容された経験のある人が何人かいたが、そのうち、県立病院等でかなり良質と思われる治療をうけ、外部へ勤めにも出ており、在院期間もさして長くない人でも、病院より刑務所のほうがよいと言う人がいる。長期にわたる措置入院の中で自殺していく、責任無能力犯罪者の例はいくつも知っている。一方で、死刑事犯（たとえば大量殺人者）は、死刑への恐怖の中で、心神耗弱となり、終身刑が確定する事を涙ぐみながら希望するし、ある殺人者は責任無能力とされ、その後、入院することもなく、再び長期にわたり無事な家庭生活を送っている。また、ある殺人者は、短期の入院後、長期にわたり自ら通院し、時に入院し治療を受けている。ここに挙げた例は、病的酩酊、覚せい剤中毒による大量殺人者を除いてすべて分裂病ないし躁うつ病圏に属する人々である。前述の贖罪として受刑を希み、かつ罪責妄想といえない人、責任無能力によって自己主張を抹殺されることを拒否する人の存在を考え合わせるとき、「病者の利益」という多分に病者の主観、主体性とかかわる観点からする困難な作業であるが、「責任無能力」の判断基準について再検討せねばならない時期が来ていると考える。」

我々はこの提起が極めて大きな課題を背負っているものと判断し、長文引用した。読者の積極的な論議を要請したいと考えている。

しかしながら、我々がここで十分に注意しなければならぬことは、あの「良心的医療」の主観的推進者から保安処分推進派へと純化した「精医研」の諸君が主張していた如く「良い鑑定を出すことによって精神鑑定を内側から変えていく」ということなど絶対にできないということであり、かかる幻想にとりつかれた時には初声荘病院の如く「措置指定病院」に自らなるろうという階級的犯罪を結果するということになるのである。

かかる誤りこそ、精神鑑定（精神医学）が国家による差別構造の再生産を行っている視点の欠落によるものであることを見ておかねばならない。

以上は鑑定をする側の意見を見た訳であるが、最後に鑑定を受ける側の意見を確認していきたいと思う。

全国「精神病者」集団は、七八年八月二六・二七日の日本臨床心理学会の精神鑑定シンポジウムの場で次の視点を提起している。

「鑑定の場へ第三者が介入できるようにすること、鑑定者への黙秘権、鑑定拒否権、鑑定医選択権の保障を実現すること」

「鑑定の客観性とは、「精神障害」という概念をも客観化できるのか、ということの意味している。また、鑑定の差別性とはそれを成立せしめている制度（体制）の問題で

あり、これを無効化する造反（鑑定批判）を創出することが問われている」

以上、発言要旨であるが極めて重要な問題を提起している。今日、権力によって保安処分の法的確立が画策されている時、この精神鑑定はますますその性格を極限的に示していくであろう。

すなわち「精神障害者」には「監獄か保安施設か」としての二者択一を迫るものであり、予防拘禁・不定期刑の全面化へと道を開いていくことになるであろう。

我々は精神鑑定批判がすぐれて国家―階級社会―差別構造の体制的批判として、その根底的転覆の中にしか、根源的な解決の道がないことを改めて確認せねばならないであろう。

### C. 赤堀精神鑑定批判

#### 赤堀精神鑑定の特殊性

赤堀精神鑑定批判にあたって我々はまず、この赤堀精神鑑定の持つ特殊的性格について把えておきたい。

第一は、弁護側から鑑定請求がなされている点。

第二は、「自白時の精神状態と現在の分析」という「自白の任意性、信ぴょう性」をめぐる鑑定という点。

第三は、赤堀氏が無実であることを全面否定する論拠として精神鑑定が存在している点。

まず第一の点、弁護側からの鑑定依頼であることについて見ていきたい。

弁護側の狙いが何であったのか、鑑定において何を得ようとしたのかは、客観的資料の不足の中で正確な指摘は成しえないが、推定しうることは、赤堀氏が「精神薄弱」であるから「自白」が誘導されたことを証明しようとしたのではないか、あるいは「責任無能力」「限定責任能力」を頼りに「無罪・減刑」を求めた、ということである。かかる弁護側の立場は徹底的に弾劾されねばならない。裁判の困難性という制約があったにせよ、赤堀氏の無罪の叫びに立脚することが出発点であり、すべてでなければならぬのだ。

第二の点は、「自白」時に逆のぼつての精神鑑定がそもそも可能なのか、ということである。この点において我々は、「鑑定無効」を主張するものである。

そして第三は、精神鑑定が赤堀氏の無実の叫びを抹殺し、死刑判決を支えていく論理になっていった、ということである。すなわち、一審判決に示される「かかる行為は、おそらく通常の人間にはよくなし得ない悪虐非道、鬼畜にも等しいものであると言わざるを得ないであろう。……被告人は先に認定した通り、智能程度が低く軽度の精神薄弱であり、その経歴をみると、殆んど普通の社会生活に適応できない」という結論こそ、精神鑑定が導き出したものに他ならない。

以上の点を踏まえた上で内容的批判にはいっていききたい。

#### 赤堀精神鑑定批判の視座

我々の赤堀精神鑑定批判の基本的視座は以下の三点であ

る。

①「**「自白」**時に逆のぼつての精神鑑定は無効性。

②鑑定時における客観的資料の欠落。検察側調書のみにつき、**「赤堀犯人」**の資料にのみ依拠。

③**「人格」と「犯罪」**を結び付ける**「精神病資」「犯罪精神医学」**批判。

もちろん、本質において我々は精神鑑定が差別的なものであり、どんなに「良心性」を附与しようとも国家の刑事政策の域を出ることのないものであることを前章で扱ってきたわけで、この上に立っての批判として展開するといふことである。

それでは具体的に見ていきたい。

赤堀氏の精神鑑定は、一九五五年六月に静岡地方裁判所から鑑定命令が出され、九月六日から二七日までの二二日間、都立松沢病院に赤堀氏を拘束し、林・鈴木両鑑定人によって行われている。

△「**自白調書**」を前提とした鑑定▽

まず第一に確認すべきことは、本鑑定が「**自白調書**」、つまり、検察側の「**赤堀犯人**」説を絶対的・前提的資料として行われたということである。

その結果、赤堀氏の無実の訴え（無実を主張する「**答弁書**」を鑑定人に提出）、取調べ同様の鑑定に対する赤堀氏の反抗―拒否の態度などは、「常に犯行を否定し、アリバイを主張する態度」であり、「自己中心的、固執的自己

反省に乏しい」という鑑定結果を導いているのである。

△**「イソミタール」**を使った鑑定▽

第二に、かかる赤堀氏の一貫した無実の訴えの前に、鑑定人「は何とか**「自白」**をさせるべく**「自白誘導剤」**ともいふべき**「イソミタール」**を使って面接を行ったのである。

この**「イソミタール」**という薬品は、「薬物、ことにいわゆる**自白注射**を用いることはその者の自由な意志を奪うことになり、たとえそのために供述が得られても、その者が供述の責任をもつことがなくもたせられない」。絶対に拒否されなければならない（**「グルーレ」「精神鑑定」**）ものなのである。

「**「イソミタール」**を使って「本当に子供を殺したか」というおおよそ精神鑑定とはほど遠い、取調べとも言える追及に對し、それでもなお赤堀氏は無実を主張しつづけ、ますます鑑定人は「自己反省に乏しい」印象を強めていくのである。

△「**精神薄弱**」規定の無効性▽

第三として、赤堀氏に對する「**軽度の精神薄弱**」という規定の無効性についてである。

我々は、そもそも「**軽度か重度か**」「**精神薄弱か否か**」という問題設定そのものを否定する。何故ならば、この基準そのものが全く恣意的主観的なものであり、本質的には、ブルジョア社会での適応度の判断基準でしかないからであ

る。

赤堀氏の「**心理テスト**」・「**知能検査**」においても、「**受験態度**が不熱心で自棄的であったためか、著しく不良；**軽度ないし中等度の精神薄弱**」というものであり、「**受験態度**」に大きく左右され、又、その時々々の客観的条件にも大きく規定されるものだからである。

主客の条件を無視し、「**心理**」「**知能**」だけを一個の人間から取り出して規定付けることなど全く無効であると言わねばならない。

△「**障害者**」抹殺―保安処分の思想▽

第四には、かかる鑑定が導き出す結論こそ「**社会不適応者の絶滅**」という刑事政策以外の何ものでもない。ということである。

第一審判決における「**社会生活に適應できない**」、という結論は、本鑑定における「**精神的には幼稚で鈍く軽薄**」「**情動的に不安定**」「**性的倒錯の傾向**」「**自己中心的、執拗な傾向**」「**軽度の精神薄弱**」という「**規定**」にもとづくものであり、かかる「**人格規定**」と「**幼女殺害**」という「**犯罪**」を結び付ける役割を鑑定が果たしたことを確認せねばならない。

D・第四次再審要求における**精神鑑定批判**と

三・一―**棄却決定の総括**

第四次再審闘争は、その闘いの内に**精神鑑定批判**を対象

化し、遂に、第六次理由補充書（七六年六月三〇日）において公然と**鑑定批判**を行い、法廷に持ち込んだ点において極めて画期的位置を持つものであった。

赤堀闘争の開始以来、問題にしつづけてきた無実と差別の関連、差別裁判批判、**精神鑑定批判**について具体化した点において我々は、日本臨床心理学会が日本の**精神医療**の流れの中に一石を投じ、**精神鑑定**を問題化、焦点化させた役割を高く評価しており、赤堀闘争の発展の方向性をも指し示したものと心から敬意を表しているものである。

しかしながら、第六次理由補充書として提出された**精神鑑定批判**は決定的な限界を露呈し、三・一―**棄却決定**の論理の問にからめとられてしまったのである。

我々は痛苦な決意でこの点を総括し、この限界を乗り越えていかねばならないと考えている。

それでは、その限界とは何か、その根因とは何であるのか。

第六次理由補充書における**鑑定批判**の決定的限界とは、**林・鈴木鑑定**の「**軽度の精神薄弱**」規定に對し、「**正常知の下**」を對置したことである。

かかる限界を導いた根因は、既存の**精神鑑定**、「**精神薄弱**」規定を根底から否定しえなかったことにある。

その結果、三・一―**棄却決定**をして、赤堀氏に對して「いづれにせよ、通常の人間より劣ることにかわりはない」と言わしめ、崩壊した「**赤堀犯人**」説を立て直す役割に使われてしまったことである。

ここにおいて我々は、「精神薄弱」と「正常知」を同一視しているという棄却決定批判では決定的に不十分であり、否、それどころか、客観的には、差別・分断を一扫していくべき主体的立場に反するものであり、差別・分断を助長する役割すら果たしかねないものであることをまず何よりも確認しなければならぬ。

そしてかかる限界を乗り越えていくべき視座こそ、本論において提起した内容であると確信している。

我々は、当面の課題を①「自白」時に逆のぼった鑑定の無効性。②精神鑑定の主観的性格。③「精神薄弱」概念そのものの否定。という三点として絞り、鑑定批判―解体へ向けた作業を深化していきたいと考えている。闘う「精神障害者」、精神科医と更に団結し、共にこの課題に向かつて苦闘を共有していく決意である。

最後に、様々な御意見、御批判を、とりわけ「精神障害者」、精神科医の方々から受けたまわりたい。

## 特集●赤堀闘争

### 反革命差別者集団・日本共産党―国民救援会の 「一般えん罪・公正裁判要求」路線を粉砕せよ！ ——「一般えん罪」論へ屈服する右翼日和見主義粉砕！——

〈無実・差別〉〈糾弾・奪還〉の原則を推し貫き、赤堀闘争を「障害者」解放闘争の基軸的闘いとして打ち立て、赤堀闘争の階級的共同闘争＝全人民的政治闘争としての大爆発を実現し、もって、再審貫徹・無実の赤堀氏奪還を勝ちとる為に、我々は、日本共産党―国民救援会のかかる闘いを否定し、赤堀闘争を「一般えん罪・公正裁判、要求」へと解消する反動的差別的路線を批判・粉砕しなければならぬ。

同時に、この闘いは、日共―国民救援会へ路線的に屈服し、赤堀闘争を「内側」から解体せんとする「関東連絡会」をはじめとした右翼日和見主義をも打ち砕いていくものではない。

この闘いは決定的に重大である。

何故ならば、赤堀闘争は、〈無実・差別〉〈糾弾・奪還〉路線なのか、「一般えん罪・公正裁判要求」路線なのか、という二つの路線をめぐって勝利への途の選択が厳しく問われているからであり、この点に対するいささかも曖昧な

態度は、右翼日和見主義の発生を準備することになるからである。

我々は、今日、狭山闘争―部落解放闘争が直面している新たな融和主義の抬頭を冷厳に見据え、これを教訓とせねばならない。

すなわち、狭山闘争―部落解放闘争は、日本共産党を反革命差別者集団として断罪し、放逐することを通して前進を切り拓いてきたが、七七年八・九上告「棄却」と八〇年二・七再審「棄却」をメルクマールとして、戦列の内側から、「狭山は終わった。次は特措法だ」なる行政主義的狭山解消論―後景化が画策され、遂に今日に到っては、「天皇恩赦―仮釈放」路線なる再審闘争からの敗北主義的召還と、公正裁判要求（山上提言）路線なる差別裁判糾弾闘争の否定と、「再審法改正」なる狭山闘争の議会主義的解消論が公然と首をもたげはじめたことに直面しているのだ。

更には権力闘争を否定した地域「闘争」主義が「部落解放闘争＝人権と福祉の砦」論（解同三五回大会）の上に強

調されてきているのである。

我々は、階級深部の怒りを原点到、石川氏の叫びに立脚して、狭山闘争における日和見主義路線の抬頭を断じて許してはならない。

それ故、狭山闘争とガッチリと結合して赤堀闘争を闘う我々は、赤堀闘争における日共―国民救援会とそれに屈服する部分に対して革命的な鉄槌を加えていかねばならないのだ。

「島田事件を第二の狭山にするな！」という日共―国民救援会を断じて許すな！

赤堀闘争の勝利と狭山闘争の勝利は、人類前史総決算の思想で固く結ばれているのだ。

### 国民救援会の反動的見解を粉碎せよ！

一九七四年十一月十九日、日本国民救援会は（以下国救と略）は、「重要段階をむかえた島田事件の再審運動を正しく発展させるために」と題するパンフレットを発行した。

このパンフ発行は、同月十一月十日の関東赤堀さんと共に闘う会の結成、そして十一月十九日・二十日の宮城刑務所内における上田証人と赤堀氏への尋問に呼応したはじめての大衆的糾弾闘争を出発点とした赤堀差別裁判糾弾闘争の高揚に対する敵対と闘いの解体のみを目論んだ行為であり、そのことはパンフ自らが語っている。

「事実調べの進行状況に比較して真実を訴え、広範な国民の与論（ママ）を集集する運動が大きく立ちおくれ

います。くわえて、この運動の過程で憂慮すべき動きが発生していることに注目しないわけにはゆきません。それは、島田事件を「精神障害者への差別裁判」と一面化し、さらには「赤堀奪還」「赤堀裁判を刑法改悪阻止闘争の先頭に」「完全無罪要求」などという性急な誤った方針が持ち込まれている」

国救見解の第一の反動的な点は、赤堀氏無実という核心中の核心を曖昧にしていることである。「赤堀君の無実をうかがわせる」という客観主義、「再審開始決定をうるか、あるいは棄却されるかは、いつにかかって今後の運動の正しい発展のいかんにある」という再審に対する日和見主義、「今日までの到達点を冷静に見るならば確実に再審開始決定をかちとれると判断することはできません」という敗北主義、これらの立場こそ、「赤堀奪還」という唯一の正しい方針を真向から否定する国救の犯罪的な内容を示している。

国救見解の第二の反動的な点は、無実の赤堀氏が「犯人」とされた階級的根拠を徹底して隠蔽し、「精神障害者」差別・抹殺攻撃に完全に手を貸している点である。この点にこそ、「島田事件の真実」が隠されているのであり、この点を曖昧にして「真実」は存在しないのである。

国救見解の第三の反動的な点は、日帝の刑法改「正」―保安処分新設攻撃が持つ恐るべき性格について全く把握することをせず、従って、赤堀差別裁判―死刑攻撃こそ保安処分攻撃であることを把握できず、「政治闘争と結びつけた

り他の政治目的に利用したり」してはならないということを持って、刑法―赤堀闘争の発展、「障害者」解放闘争の前進に真向から敵対していることである。

国救見解の第四の決定的に反動的な点は、赤堀差別裁判を「誤った裁判」とし、裁判所に対して「真実に忠実であって慎重・公正な審理をおこなうように働きかけ」と、何かしら赤堀氏への死刑攻撃が「誤った裁判」や慎重さの欠如の結果であるかの如く描き出し、そうすることにによって、赤堀氏への攻撃が「捜査―逮捕―裁判―判決」を貫く、つまり警察・検察・裁判所の一体となった目的意識のかつ計画的な「障害者」抹殺攻撃であることを容認することになって点である。この内容では、「司法の反動化」とか「三権分立の危機」とかいわれるブルジョア民主主義的危機感すら持つことはできない。

このことは、日本共産党機関紙「赤旗」（七五年一月十一日）に掲載された「一般『刑事事件』と民主的救援運動」と題する論文において全面的に明らかとなるので次に見ていくことにしたい。

「新しい性格の暴力事件とは、いうまでもなく、トロツキスト暴力集団や『部落解放同盟』朝田派による民主勢力と国民に対する暴力であり、…こうした新しい型の暴力から国民の生命と人権を守る課題が民主的な救援運動の重要な分野の一つとなる：」

この論文の目的は、第一に差別糾弾闘争への敵対、これである。差別に対する怒りと糾弾を「民主主義への挑戦」

として描き、「民主主義防衛のために」は、権力と連合することを「救援運動」の名をもって宣言したことである。ここに、日共の反革命差別者集団としての本質があるのである。

「一般刑事事件の問題は、政治弾圧や暴力による犠牲者の場合とは性質を異にしており、…そういう一般刑事事件の一つに、いわゆる狭山事件がある」

第二として、狭山差別裁判が政治弾圧ではないかの如くに描き出すことを目的としていることである。

それでは「一般刑事事件」に対して如何なる方針でぞむというのだろうか。

「革新政党が十分な事実の根拠もなしに、あるいは『権力』とその『犠牲者』という図式に安易にうったえて、特定の刑事事件について『有罪』や『無実』ないし『えん罪』などの態度を表明することは、国民に対してきわめて無責任」であり「反社会的犯罪を合理化する結果」をうむから「被告の無実が確認されないうまま、『えん罪』だと断定して救援運動を行ったり、『情状酌量』的な救援活動をおこなうことは、原則としてやるべきことではない」

つまり、結論は「やるべきことではない」のである。そもそも、「被告の無実」は誰が確認するのであろうか

ブルジョア司法に対する限らない信頼と依拠、これが第三の点であり、全てなのである。

ここには、全プロレタリアート人民の利益と結びついた

「革新政党」としての姿勢などひとかけらもないのである。我々は、赤堀闘争を本当に勝利させようと闘い抜いていく。全ての諸君に、あらためて、声を大にして訴えるものである。

つまり、①赤堀裁判はその全過程を「精神障害者」差別・抹殺の思想で貫かれた差別裁判であること、②従って、赤堀氏への死刑攻撃は、警察・検察・裁判所が赤堀氏の無実を百も承知の上でかけている意識的な攻撃としてあること、つまり、「無実の証拠が足りない」とか「裁判官が誤った」とかいうものでは断じてないこと、③それ故、すでに事実が雄弁に語っている如く、赤堀氏無実の新証拠は、日帝に限りない恐怖を与えるが故に、権力は「棄却―死刑」攻撃を強めこそすれ、決して弱めるものではなく、安易な楽観主義や法廷至上主義は闘いの武装解除につながる。同時に、プロレタリアート人民を「司法の中立幻想」につなぎとめる役割を客観的に果たすこと、④かくして、「一般えん罪・公正裁判要求」や「無実の死刑囚救援運動」は、赤堀闘争を「障害者」解放闘争として発展させる方向に逆行するものであり、日帝の攻撃と全く闘うことができないこと、勝利の途は、△無実・差別△の全人民化とこれに結合した実力糾弾―実力奪還を本質とする階級の共同闘争であり、△刑法―赤堀△を両輪とした権力闘争―政治闘争でなければならぬことが鮮明となるのである。

### 右翼日和見主義―「関東連絡会」批判

この赤堀闘争勝利の総路線に敵対し、日共―国救路線に屈服・解体したのが、関東赤堀さんと共に闘う会から脱落・逃亡した小ブル分子を中心にデッチ上げられた「赤堀さんと共に闘う関東連絡会」（以下「関東連絡会」と略）である。

我々は、かかる諸君の脱落・逃亡を本質とする「脱会―分裂」と、それを自己合理化するためのデマと誹謗・中傷を断じて許さない。

我々はこのにおいて、「脱会」から「分裂」―「関東連絡会結成」へといたる経過と彼らの主張を事実にも則して大衆的に暴露し、彼らの本質が、権力闘争と「障害者」解放闘争を否定する右翼日和見主義以外の何ものでもないことを鋭くえぐり出すであろう。

「関東連絡会」への無基準な態度は早急に克服されねばならない。赤堀闘争勝利・「障害者」解放へ団結の願いをこめて提起する。

①七八年五月三日、名古屋市で開催された赤堀闘争全国活動者会議（全活）の終了間際に、六名の連名による「脱会宣言」が突如として行われた。この一点の事実の中に、六名の小ブル分子の本質が見事に語られている。

第一は、「脱会」を宣言した七八年五月三日という時期である。つまり、七八年三・一一「棄却」一周年弾劾全国闘争が、全国「精神病者」集団・関東闘争会・八王子闘争会の三者主催により大爆発をかちとり、五・二四不当逮捕二四周年弾劾闘争へと登りつめていく矢先の行為であること

とだ。このことは、三・一一闘争の清算、五・二四闘争の解体、赤堀戦線の分断を意図したものの以外の何ものでもない。

第二は、「脱会」の形式である。つまり、脱会は関東闘争会の中では一度として論議されたことがないばかりか、提起されたこともないことなのである。しかも彼らは全員が事務局員である。（当時、事務局は十一名で構成）闘う会構成メンバーで開かれる定例会議への出席を行わず、かかる行為へ走ったことは無責任以外の何ものでもなく、また、「脱会」を会員に説得させるに足る内容などなかったことを意味している。

第三として、最も重大なことであるが、「抗告棄却―死刑執行」攻撃にさらされている赤堀氏との団結、つまり、「赤堀さんと共に」を空洞化する行為であったことである。獄中において限られた情報しか持たない赤堀氏に対して、さも新しい闘う会ができるかの如くデマを流して何が「赤堀さんと共に」なのか、答えてもらいたいものである。

②六名の小ブル分子は、「五・三脱会宣言」が全活で拒否されるや、自らの行為を正当化するためのウソとデマで作られた「声明」を出して、「統一を指向する」などと自己の分裂行為を恥かしげもなく押し隠しつつ、多くの人々の「分裂反対」の声を踏みにじって、七八年七月七日、突如として「赤堀さんと共に闘う関東連絡会」をデッチ上げにいたったのである。

ところで、「脱会―分裂」した諸君の「団結」といえば、

それは、権力闘争をまじめに一度たりとも真剣に闘ったことも、考えたこともないプロレタリア派と、これまた闘うことすら放棄した法廷主義者や自らの立場を欠落させて「地域」を主張したポランティア主義者などの悪質ノン・セクト主義者との、反「革命運動」・反「政治闘争」という一点での野合でしかないのである。

それ故、彼らが赤堀闘争を如何なる闘いとしてつくっていくのか、如何なる地平を切り拓いていくのかは一切明らかにされず、ただただ、「障害者の悲惨な現実」と「再審闘争の困難性」を売りもののようにして「存在」しているのみであり、今日的には、解体状況に突入しているといっても過言ではないのである。

③「関東連絡会」の「結成」とその後の運動内容を次に批判していくことにする。

批判の柱は、赤堀闘争の「一般えん罪」「無実の死刑囚救援運動」化と、「障害者」解放闘争の地域主義的ポランティア運動化との二つである。

前者から見ていくことにする。彼らがこの途を路線的に完成させたのが七八年に行われた「殺すな！島田事件無実の『死刑囚』赤堀政夫さんを！十一・五講演集会」である。

この集会基調は、「無実の死刑囚救援運動」に赤堀闘争を解消し、差別裁判糾弾の視点を完全に欠落したものであった。（集会呼びかけビラを参照・・・46ページ掲載）

事実、彼らは三・一一闘争の総括討論過程において「差別を強調すると枠がせままる」と発言し、多くの批判を浴



びていたのである。彼らが路線とするものこそ「えん罪―無実の死刑囚救援」であり、それは日共―国救路線の補充物ではない。

後者の論理は、権力闘争―政治闘争として赤堀闘争を闘うことに対して、「障害者に帝国主義(という言葉)は分らない」とか「障害者には無理」という差別的視点から「地域で共に生きる」ことを対置し、もって、権力闘争―政治闘争への「障害者」の決起を否定し、自己の日和見主義を合理化する構造になっているのだ。権力闘争―政治闘争を否定する「地域での共生」などボランティア主義以外の何ものでもない。

### 日共―国救路線と一切の日和見主義粉碎せよ

今や、我々の方針と決意は鮮明である。

△無実・差別▽糾弾・奪還▽の旗を高々と掲げ、これに敵対する一切の日和見主義と対決し、赤堀闘争の権力闘争―政治闘争としての発展を切り拓いていくことだ。

八〇年代日帝の侵略反革命総路線―ファシズム攻撃の強まりの中で、ますます、この路線で武装し、団結して進んでいくのか、それとも、これを否定し、団結を破壊し、ファシズムの懐へと屈服していくのか、二つに一つの道が問われているのだ。

赤堀氏と共に、を階級的団結の出発点にすえて、ファシズム粉碎・日帝打倒―「障害者」解放へ進撃せよ!  
「障害者」解放の未来をかけて闘い抜こう。

## 特集●赤堀闘争

# 赤堀差別裁判糾弾闘争勝利への途

## 反帝戦線赤堀闘争活動者会議

### A 赤堀闘争の地平と今日的・実践的課題

七四年十一月一〇「関東赤堀さんと共に闘う会」結成以降六年目に突入した赤堀闘争は、日帝侵略反革命の軍事的逆攻撃と国内ファシズム攻撃との対決が不可避に問われる八〇年代階級情勢の決定的煮つまりの中で、重大な局面と岐路を迎えている。

まさに、ファシズムの差別と虐殺・侵略と掛外主義の攻撃に屈服し、日帝・東京高裁・法務省による赤堀氏への「抗告棄却―死刑執行」を許すのか、それとも、かかる日帝の暴虐の嵐と真向から対決し、一切の日和見主義の逆流を許さず、赤堀氏奪還―「障害者」解放闘争の水路を切り拓くのか、として、生きた現実の階級闘争のルツボの中で全ての赤堀闘争を闘う主体は、その選択―路線的岐路が問われているのである。

我々は、全国各地に「赤堀さんと共に闘う会」が、第四次再審闘争の只中で生み出され、また全国「精神病者」集団(七四年結成)が、七五年第二回大会で「赤堀さんを殺

## 殺すな! 田事赤堀政夫さんを! 無実の「死刑囚」赤堀政夫さんを! 11.5講演集会へ結集を!

死刑を宣告された者は、上臈の獄が祭日の前夜しか安眠することができないといわれている。なぜなら死刑執行は日曜と祭日には行なわれないからである。死刑執行は法務大臣が印を捺すこと、五日以内に自動的に行なわれる。「死刑を執行する」という宣告は、執行の前日に言い渡される。ゆえに、死刑囚はたえず「今日か、明日か……と絞首台の恐怖におびえながら毎日を過している。

一九五四年(昭和二十九年)静岡縣島田市で起きた「婦女誘拐強姦殺人事件」いわゆる島田事件の犯人としてデッチ上げられた、無実の「死刑囚」赤堀政夫さんもその一人である。

一九六〇年(昭和三十五年)最高裁にて「死刑」が確定して以来、日夜絞首台の恐怖におびえつつ必死の無実の叫びを続けている。

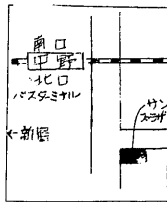
「無実ノ者ヲ死刑ニスル法律アルノナラオシテナク」  
裁判やり直し(再審)請求も4回目を迎え東京高裁で争われている。

現在日本では、無実を叫び続ける死刑囚が数人いる。平沢貞道(帝銀事件)、島田栄一郎(島田事件)、谷口繁雄(財川事件)、奥西勝(名古屋アブドーラ事件)、高橋幸夫(松山事件)、佐藤誠(牟礼事件)そして赤堀政夫(島田事件)である。いずれも、長期拘留で体がむしばまれても、必死の無実の血の叫びを続けている。過去、無実を叫び続けながら殺された、「ハンセン」氏病、患者の本松夫、福岡事件の西武雄、彼の死をムダにしまい、彼の血の叫びをムダにしまい、今こそ、死刑囚救援運動とは何かを、しっかりとおさえ、生きて暮らす一歩を、ここに築こう。

### 講演内容・講師

帝銀事件、平沢貞道救援運動報告と死刑囚救援運動の課題  
森川哲郎(平沢貞道を守る会事務局長)  
無実の死刑囚―連絡会議の近況と死刑囚救援運動の方向  
藤原道夫(無実の死刑囚―連絡会議代表世話人)  
うずもれた死刑囚、島田事件を中心に  
高杉晋吾(ルポライター)

日時 11月5日(日)  
PM 1:00-5:00  
会場 中野サン・プラザ  
5F カトレア1  
主催 赤堀さんと共に闘う  
関東連絡会  
東京都南千代2-16-4 音取方



して私達に明日はない」と叫びをあげる中で闘われてきた赤堀差別裁判糾弾闘争の地平を、七八年三・一一「再審棄却」一周年弾劾―全国闘争の戦闘的地平から把え返し、今日問われている実践的課題を、八〇年代赤堀闘争の血路―「障害者」解放闘争の展望を指し示す中から明らかにする。まずはじめに、「関東闘う会」が結成された七四年以降の赤堀闘争が切り拓いた地平を明らかにしたい。

その第一は、獄中の赤堀氏の無実の血叫びに応え、△無実・差別▽糾弾・奪還▽を階級的な出発点として、赤堀闘争を「障害者」解放闘争の基軸・推進軸とし、狭山・三里塚の闘いととも、階級的共同闘争―全人民的な政治闘争としての発展、その全国闘争化を推し進めてきたことである。

第二に、刑法改「正」―保安処分新設の攻撃が、ファシズム統治機構確立の攻撃であり、その突破口であることを明らかにした我々は、七一年十二・五保安処分粉砕全国共同会議(保全共)結成の地平の上に、このファシズム粉砕闘争の戦略的政治課題である刑法闘争と結合して、保安処

分粉砕闘争の要として、赤堀闘争を闘い抜いてきたのである。

まさに、日帝のファシズム攻撃＝刑法改「正」＝保安処分新設との対決なくして「障害者」解放闘争の現実も未来もありえないことを明らかにして、我々は、ファシズムを粉砕し、日帝打倒＝「障害者」解放を戦い取る戦略的方向性を、刑法＝赤堀闘争として突き出したのである。

第三には、日本共産党＝国民救援会の「公正裁判要求」路線との分岐を鮮明にして、社共人民戦線派の議会主義・改良主義と対決し、更にブルジョア司法に依拠し差別裁判糾弾闘争＝権力闘争としての発展を否定して、赤堀闘争を「死刑囚救援」運動に解消するプロレタリア派＝「連絡会」グループを批判し、また、赤堀＝「障害者」解放闘争に敵対し保安処分推進派に転落した「精医研」＝一派を学会闘争と結合して粉砕し、闘ってきたことである。

次に、各地「闘う会」を基礎とする全国活動者会議＝三者共闘体制から中央闘争委体制に至る総括を明らかにする。七五年二・一五～一六の第一回全活事務局会議を出発点として展開された全活＝各地「闘う会」運動は、「精神病者」集団・全障連・全活の三者の共同闘争をもって、差別裁判糾弾闘争＝「障害者」解放の闘いとして、赤堀闘争の方向性を創り出してきた。

しかしながら、七七年一・一一静岡地裁突入＝五名不当逮捕、そして三・一一「再審棄却」攻撃をメルクマールとする日帝・国家権力の赤堀闘争＝「障害者」解放闘争への

弾圧＝ファシズム攻撃の激化という新たな情勢の展開と切迫性の中で、赤堀氏奪還の意志を再び強固に打ち固めて反撃の闘いを創出すること、すなわち、日帝・国家権力との対決が、全面的に要請されるに至って、赤堀闘争を権力闘争として推進する方向を明確にしえないまま、全活事務局は無方針状態におちいったのである。

ここで、赤堀闘争の更なる飛躍と発展へ向けて、七八年三・一一全国闘争をめぐって形成された全活事務局と「闘東闘う会」をはじめとする戦闘的潮流との論争は決定的に重要な位置をもっていた。

すなわち、「三・一一棄却」＝一周年弾効の闘いを、日帝と真向から対決する権力闘争＝政治闘争として赤堀全国闘争の実現＝発展を推し進めるのか、それとも、「棄却後全国闘争」＝敗北主義と地域闘争主義で赤堀闘争を分散させるのかという論争であったのである。

かくして、七八年三・一一全国闘争は、関東・八王子の両闘う会、全国「精神病者」集団の三者共催の下に、戦闘的な爆発を実現し、赤堀闘争の進むべき道を照らし出したのである。

一方、この三・一一全国闘争の反対者としてたちあらわれ、その後、この闘いの戦闘的地平にたえきれず、この地平を否定・清算することをもって「関東闘う会」から脱落逃亡し、その右翼日和見主義を完成させたのが、プロレタリア派＝「連絡会」グループなのである。

その本質こそ、徹底した改良主義＝経済主義である。



そして、その現在の運動の内実は、「障害者」の日常的闘いを自己目的化することをもって赤堀闘争の政治闘争としての発展を否定し、権力闘争からの召還を「一般えん罪

事件＝死刑囚救援

運動のブルジョア民主主義への解消＝撤退で合理化して、日共＝国救の「公正裁判要求」路線を補完する融和的体制内改良運動なのである。

したがって、我々は、現在の中闘委体制が「障害者」が主体となつて闘おうとする点について高く評価しつつも、全活事務局の無方針＝日和見主義に対する路線的解決をあいまいにして結成された点、更に、「連絡会」のデッチ上げ

＝分裂を批判しえない中でその延命を許していることが中闘委結成一周年七九年十一・二五集会の基調報告に示された内容、つまり中闘委結成以前の赤堀闘争を「『障害者』抜き」と規定し、また、ブルジョア司法に幻想をいだかせる内容となつている点については、とうてい首肯しえないものであることを明らかにする。

我々は、「赤堀さん奪還！＝『障害者』解放の為に闘うもの」として中闘委を強化・発展させ」（結成集会基調）るべく、中闘委体制下における赤堀闘争を、関東＝大阪を両輪とする「闘う会」運動の戦闘的・階級的発展をテコにしなから闘い抜き、中闘委を文字通り階級的共同闘争の機関として打ち固めるために奮闘しなければならぬ。

## B 赤堀闘争の現局面と「障害者」

### 解放闘争の任務

ファシズムとの階級決戦＝権力闘争に勝利する闘いとして、八〇年代赤堀闘争＝「障害者」解放闘争の階級的発展を戦い取るために、我々は、現下の階級情勢の中に赤堀闘争の情勢を位置づけ、赤堀氏奪還の血路を切り拓くその路線の方向性を鮮明にすることである。

まずはじめに、我々は、何故国家権力が「精神病者」である赤堀氏をデッチ上げ、無実を叫ぶ赤堀氏に有罪＝死刑判決を宣告したのかを、赤堀氏が不当逮捕された一九五四年と、「第四次再審請求棄却」が打ちおろされた一九七七年、そして「抗告棄却＝死刑執行」策動と対決する今日の階級情勢を把え返し、階級攻防の構造を把握することを

通して明らかにし、赤堀氏をイケニエにした差別・抑圧・分断支配の階級支配の構造と、それを排外主義的に極限化した「保安処分」・「死刑判決」の攻撃性格を押え、赤堀闘争の実践的課題に込えていかなければならない。

何よりも、我々が赤堀闘争を闘うにあたって決定的に重視しなければならないのは、国家権力のブルジョアシップには、必ずといっていいほど、帝国主義・ブルジョアジの階級支配に基づく政治的意図がある、ということである。したがって、これを糾弾するには、その根拠を撃ち、本質に迫る闘いが要請されているのである。

我々は、赤堀差別裁判糾弾の闘いを通して、赤堀氏を頂点にした「障害者」への差別攻撃が、階級分断支配を貫徹し、全人民を侵略反革命戦争へ統合せんとする日帝の全体重をかけた排外主義攻撃としてあること、この日帝・国家権力の歴史的な攻撃性格と差別裁判の政治的意図を明らかにし、その階級支配の根拠を撃ち、国家権力を揺るがす日帝打倒―「障害者」解放の闘いとして闘い抜かなければならないのである。

それ故、△無実・差別▽△糾弾・奪還▽を一つのものにして、この視点を階級の出発点とし、日帝の権力再編攻撃と排外主義煽動に真向から対決して、階級支配の根幹を揺るがす差別・抑圧・分断支配の掃という本質に迫る闘いとして赤堀闘争の階級の発展を戦い取らなければならない。赤堀氏は、「精神薄弱者」「精神障害者」として差別され、市民社会から排除され、「浮浪者」として生きていか

ざるを得なかったという唯一の根拠に逮捕された。マスコミを総動員しての「真犯人逮捕さる」の報道によって、犯人を二ヶ月以上も逮捕できなかった警察の権威を回復させると同時に、「精神障害者」に対する差別と偏見・排外主義を煽動し、「社会不適応者」「危険な存在」として市民社会から排除・隔離・収容・抹殺することを国家権力の手によって政治的・社会的に行なっていたのである。

赤堀氏が逮捕された一九五四年当時の階級情勢、それは日帝ブルジョアジに現在の破防法―保安処分体制を軸とする反革命治安弾圧体制―地域管理体制を準備させる時代であった。

すなわち、日帝は、五〇年「精神衛生法」、五二年「破防法」、五四年「第一回全国精神衛生実態調査」、同年「警察法改正」と一連の攻撃を打ち出し、五〇―五三年の朝鮮侵略反革命戦争をへた「戦後五五年体制」へ向けて、暴力装置の強化も含めた国内再編の攻撃として労働者人民への階級支配の排外主義的強化を推し進めるそのような歴史的背景と政治的意図、階級情勢の下に、「障害者」差別排外主義を煽動して赤堀氏を「犯人」にデッチ上げ、「死刑」を宣告（五八年五・二三）したのである。

そして、あの憎むべき七七年三・一一の静岡地裁・伊東による「第四次再審請求棄却」が七七年の一連の三里塚五・六「鉄塔破壊」―五・八東山氏虐殺、狭山「八・九上告棄却」、とともに、日帝の侵略反革命総路線の絶望的貫徹

をかけたファシズム攻撃として打ちおろされたことを、はっきりと押えておかなければならない。

まさに「三・一一棄却」攻撃は、①保安処分イデオロギ―に貫かれた「障害者」差別・抹殺の攻撃として、②無実の赤堀氏への「死刑」―虐殺をテコに、赤堀闘争を解体し、③「障害者」解放闘争総体の鎮静化・改良主義的体制内化を導き出し、④全社会的に「障害者」差別を煽動し、「養護学校義務化」の攻撃とともに、「障害者」への隔離・収容・抹殺の保安処分の実態化を通して、⑤これに屈服する社会排外主義の醸成と天皇イデオロギ―民族排外主義への加担を導き出し、労働者人民を差別・抑圧・分断支配の階級支配の鎖につなぎとめ、ファシズムの支配を確立することを目論んだ攻撃なのである。

我々は、かかる「三・一一棄却」攻撃の国内階級支配の死活をかけた暴虐的差別的本質を押え、狭山闘争に対する「七七年八・九上告棄却」に続く「八〇年二・七再審棄却」が打ちおろされた現下の階級情勢の下に、赤堀氏への監獄法―刑法改「正」の実態的攻撃として獄中弾圧が強められ、「抗告棄却―死刑執行」策動もまた強化されていることを、はっきりと見抜くのでなければ、再審貫徹・赤堀氏奪還の血路を切り拓くことはできないのである。

今日、日帝は、階級の危機（「韓国」を要とする新植民地支配体制と国内階級支配の危機）の深まりの中で、朝鮮―アジアへの侵略反革命の軍事的貫徹に向け、それを支える国内支配体制を、ファシズム・総力戦戦争体制として確

立することを、八〇年代の基本動向―戦略として、刑法・天皇・自衛隊を三位一体とする攻撃を激化させてきているのである。

それはまぎれもなく、刑法改「正」―保安処分新設を突破口とするファシズム統治機構確立によって、革命党・革命勢力と狭山・赤堀・三里塚をはじめとする一切の戦闘的大衆闘争の壊滅と解体を目論み、それと同時に「障害者」差別、部落差別、在日朝鮮人民への民族差別、下層労働者への差別等の排外主義攻撃を激化させつつ、差別と虐殺・侵略と排外主義の天皇イデオロギ―の下に、全人民を侵略反革命戦争へと統合し、総動員する総力戦戦争体制を構築し、自衛隊の核武装と治安出動・クーデター計画を準備するファシズム攻撃に他ならないのである。

したがって、赤堀氏奪還を戦い取るにあたって、我々が第一に確認しなければならないことは、赤堀氏への獄死・死刑攻撃を頂点とする「障害者」への差別・保安処分攻撃―排外主義煽動の激化を粉碎する闘いは、日帝の刑法改「正」―保安処分新設を突破口とするファシズム統治機構確立攻撃との戦略的対決、すなわちファシズムとの熾烈な権力闘争として問われているということである。

そうであるが故に、この赤堀闘争の第一義的な実践的課題に込えていくためには、かかる日帝・国家権力の攻撃性格（権力性格の転換）を把え、ファシズム粉碎の戦略的政治課題である刑法闘争と結合して、赤堀闘争を保安処分粉碎の要―核心的課題であり、「障害者」解放闘争の階級

的推進軸として闘い、その全人民的政治闘争—階級的共同闘争としての発展を勝ち取らなければならないのである。

第二に、ファシズム・社共人民戦線派・プロ独派の三巴戦という過渡期世界の階級攻防の歴史の構造の中で、赤堀闘争—「障害者」解放闘争においても、その路線的選択—階級的岐路が不可避に問われているということである。

我々は、ファシズムとの権力闘争として赤堀闘争の革命的前進を組織することに敵対する一切の逆流—日和見主義・改良主義との対決なくして赤堀闘争—「障害者」解放闘争の発展はありえないことを鮮明にしなければならぬ。

赤堀闘争は、日帝・国家権力と真向から対決し、「障害者」解放—人類前史の総決算を根底から、階級支配の最底辺から迫る闘いなのである。

この本質的視点を欠落させた、すなわち、権力闘争とイデオロギー闘争を一体化することが出来ない差別糾弾闘争は、国家権力との熾烈な対決から召還して赤堀闘争を「一般えん罪事件」「救援運動」や「裁判問題」へと一面化・解消する傾向へと転落するか、単なる救済と改良の「人権問題」「社会福祉政策」や「社会革命」の域を出ない階級支配の根拠に迫ることが出来ない民主主義運動にとどまるのである。

プロレタリア派—「連絡会」の路線的内実が、日共—国救の「公正裁判要求」を補完するものでしかないことはすでに批判した通りである。

中核派は、労働者本隊論の克服を「血債の思想」による

自己批判運動に求め、権力論におけるボナパ論と小ブル—

ファシズム化論であるが故に、ファシズム—革マル殲滅と刑法闘争と差別糾弾闘争の三つがバラバラにしか位置づけられず、それを機械的に大衆運動主義的に結合するだけである。

「血債の思想」は、帝国主義国プロレタリアートの差別・排外主義的意識との闘いを、階級実践としてではなく、「自覚」に求めるが故に、中核派の差別裁判糾弾闘争路線は、不断に、「無実の全人民運動」という大衆運動と「自覚主義」の党建設に引き裂かれ、権力闘争とイデオロギー闘争を一体化して闘いを組織する視点を喪失してしまうのである。

また解放派の差別裁判—階級裁判粉砕、再審貫徹否定の路線内容は、赤堀氏の「無実性と差別性」を一体化して明らかにすることを避け、「司法権力」との闘いと差別イデオロギーとの闘いを統一できえず、国家権力の階級支配—差別・抑圧・分断支配の一掃という立場から赤堀闘争を闘い抜くことができないのである。

第四インターは、「障害者」解放を本質的に捉えられず、「政策」の一つとして民主主義闘争に終始するのである。

## C 八〇年代赤堀闘争の発展へ向けて闘う我々の総路線

I 過渡期世界の階級闘争—ファシズム粉砕と人類前史総決算  
過渡期世界の階級闘争は、暴虐を極めるファシズムとの熾烈な対決—権力闘争を不可避としており、同時に、この「戦略」—権力闘争と差別・抑圧・分断支配を掃蕩する人類前史総決算の「思想」—イデオロギー闘争を一体化して闘い抜くことを、プロレタリアートの世界的・戦略的任務として要請しているのであり、文字通り、過渡期世界はプロレタリアートの革命性・国際性を鋭く問う時代であり主体的階級闘争世界なのである。

刑法改「正」—保安処分新設を突破口とする日帝のファシズム統治機構確立の攻撃は、六〇年代後半の激化する大衆武装闘争、更に七〇年代初頭の非法法爆弾破壊戦—本格的な先進国武装闘争の硝煙による階級闘争の尖鋭—と国内階級支配の危機に対応した日帝ブルジョアジーの計画的な徹底した予防反革命攻撃である。

この攻撃は階級支配を強化し、ブルジョア独裁を維持する権力性格—支配政体の転換なのであり、まさに、議会制民主主義からファシズムへの帝国主義の新たな武装を意味するものであることを明確に押えなければならぬ。

それは文字通り、過渡期世界への突入による階級闘争の拡まりと深まりが、対極にファシズムを生み出したのである。階級攻防が「政体転換」を決定するのである。過渡期世界のプロレタリアートとブルジョアジーの階級

対立の尖鋭化、すなわち、帝国主義の侵略反革命戦争体制に対決する権力闘争が、帝国主義ブルジョアジーの侵略反革命総路線の絶望的な貫徹に向けた、革命党壊滅—階級闘争圧殺—総力戦戦争体制確立を政治機能目的とする尖鋭な予防反革命攻撃—ファシズムを呼び出したことを、明確に捉えることである。

同時に、この攻撃は、資本の敵—社会の敵として革命組織を壊滅する攻撃と、資本の利益に適應しない—市民社会に適應しないとして「障害者」抹殺の攻撃を、保安処分の両刃として研ぎ澄し、「反社会的存在」の抹殺を通して、ブルジョアジーの階級支配を強化するのみならず、市民社会構成員の思想を同一化（ファシズム化）するものであることを明らかにしなければならない。

ファシズム統治機構確立の突破口を狙うこの刑法全面改「正」攻撃は、明確に保安処分のイデオロギー—ファシズム思想をもってする攻撃である。

そうであるが故に、我々は、刑法改「正」粉砕の闘いを、ファシズム粉砕の権力闘争として闘うと同時に、この闘いの基軸に保安処分粉砕の闘い—保安処分のイデオロギーとの闘いを設定し、階級深部の怒りの中から武装して闘わなければならないのである。

「保安処分」は、資本の価値観を極限化した近代合理主義の到達点としてのファシズムの思想である。すなわち、「保安処分」の思想は、剰余価値を生み出し得ない者—資本制生産の基準から見ると労働力が剰余価値を生

産する上で必要な社会的水準に達していない「社会不適応者」として判断された者達一に対する資本の差別と選別の論理であり、近代合理主義が到達した切り捨てと排除と抹殺の「体系」である。

さらに、「保安処分」は、剰余価値の生産を否定し廃絶せんとするマルクス主義者と革命党へ激しい憎しみをもって革命家―革命的プロレタリアート人民を「革命的確信犯」「闘争性狂信症」として「処分」＝隔離・収容・抹殺することを狙っているのである。

そして、この攻撃は、刑法改「正」―保安処分新設の立法の前提において、すでにその先行的実態的な攻撃を開始しているのである。

ここに、ファシズム統治機構確立＝刑法改「正」攻撃の先端に「保安処分」を先取りした攻撃として赤堀氏への攻撃が据えられる根拠があるのである。

すなわち、「障害者」をスケープ・ゴートとした排外主義攻撃が、「障害者」解放の闘いをおしつぶし、プロレタリアートの本質的革命性を個別利害意識＝市民社会秩序の中に閉じ込め、階級闘争の圧殺を通してプロレタリアート人民を差別・抑圧・分断支配の階級支配の鎖に永遠につなぎとめておく帝国主義ブルジョアジーの攻撃の刃として現代的な重圧をもって研ぎ澄まされているのである。

このように、ファシズム攻撃の本質を見抜いた我々は、階級支配の最底辺に差別され抑圧されてきた「障害者」の人類史的階級の苦悩を背負った闘い＝「障害者」解放闘争

を、保安処分粉砕の要に据えて闘い抜いてきたのである。

我々が、ファシズム粉砕の戦略的視点から刑法闘争を闘い、人類前史総決算の思想的立場に立って赤堀闘争を闘い、そしてこの刑法闘争と赤堀闘争を結合して闘うことが出来たのは、ファシズムの終局的な目的が、総力戦争体制の構築―諸階級諸階層の侵略反革命戦争への強的な統合にあり、その攻撃の先行的な牙が、まず、階級支配の最底辺に組みしかれている「精神障害者」に向けられていることを的確に把握することができたからである。

したがって、ファシズム攻撃としての「保安処分」攻撃を正しく把握することができずに、ファシズムを「没落の危機に瀕して資本主義に幻滅した小ブルジョアジーが似非（エセ）社会主義を名乗って革命的プロレタリアートに敵対する反革命運動」などと間違って把えたならば、刑法改「正」攻撃をファシズム攻撃として把えることも出来なくなるし、階級支配の最底辺に差別され抑圧された「障害者」と共に階級深部の怒りの中から武装してファシズム粉砕の闘いとして刑法闘争を組織することもできなくなるのである。

没落小ブルの危機感にファシズムの根源を求めた小ブル＝ファシズム化論に立脚した路線は、小ブルを味方にするために、プロレタリアートの闘いを民主主義の防衛に封じ込めるだけでなく、小ブルの感情を擁護するために、ファシズムの毒牙が真先に襲いかかる「障害者」や部落大衆の闘いに共産党を差別者として敵対させるのである。

また、帝国主義の独占的超過利潤を物質的基礎とするプロレタリアート内部の差別支配の社会的構造と排外主義的意識を見抜いてこれと真向から闘わずに、賃金値上げという経済闘争だけに没頭し独占資本主義段階の労働者本隊論の限界を総括できないならば、プロレタリアートは差別と排外主義に解体されるのである。

事実、先進国の全ての社会党と共産党は、独占資本主義の差別と排外主義を肯定し、差別主義者に転落している。

また、かかる視点なき、革マル派の先進国プロレタリアートの自覚主義は、先進国主義・労働者本隊論として差別排外主義へ転落するのである。

さらに、精神医療を自己目的化し、近代合理主義に解体された「全国精医研連合」もまた、保安処分推進派、赤堀闘争への差別的敵対者へと転落したのである。

「精医研」一派は、精神科医としての「良心性」と「専門性」に依拠して、「患者をどの様な医療で扱うか」といった階級的立場をまったく喪失した内容で、小ブル的改良運動を進めることを自認している。

「この『改正刑法草案』における保安処分条項を、一九五六年より開始された戦後刑法改正作業の流れの中で把握するならば、その特徴として保安処分対象者の治療という視点が大幅に後退し、むしろ市民社会からの隔離、収容という立場への一層の傾斜を示している。」

この「関西精医研」が発表した雑文の内容は、保安処分「治療」を期待し、その立場から「治療がないから保安

処分に反対する」ということであり、「精神障害者」への隔離・収容・抹殺の実態的保安処分と対決しえない彼らの小ブル的立場を自己暴露したものに他ならない。

さらに引用すると「ところで保安処分が保安処分的立場へとより傾斜していくことは、保安処分に不可欠の「治療的幻想」を喪失していくことになり、刑罰との区別がアイマイになるが故に、刑事政策の危機の表現である。」

「ブルジョアジーの精神障害者に対する刑事政策は、保安処分―措置入院―同意入院の三段階に基本戦略を置き、前者を後二者と分離するという方向で軌道修正を図っている。我々がかかる分離を徹底化させることにより、言い換えれば、精神障害者の処遇の改善を一層押し進めることにより、精神病院を刑事政策的にますます依拠できなくさせることを通して、保安処分から一切の「治療的幻想」をはぎとらねばならない。」

ここに書かれている内容から明らかなのは、「精医研」が「医療」を超階級的な行為として把え、その中で「精神障害者の処遇の改善」を自己完結的な「専門性」で行なっていくというものであり、小ブル的改良主義が完全に国家権力の補完物になりさがっていることをみてとることができ。

「精医研」が今日主張している「反収容ネットワークの構築」とは、精神科医師―医療の階級的立場を欠落させ、日帝の保安処分攻撃と地域治安体制への屈服と加担を宣言したものに他ならない。「精医研」は、階級分断支配を支

えるものとして「精神医療」が存在していることを否定し、階級闘争から召還して、自己の小ブル的立場を絶対化した「医療」の枠の中で、改良主義運動の沼地へ純化しているのである。我々は、かかる保安処分推進派に転落した「精医研」一派を絶対に許さず、「精神障害者」とともに、その階級深部の煮えたぎる怒りで彼らを粉砕しなければならぬ。

我々は、七〇年代日帝のファシズム攻撃との権力闘争を通して、刑法改「正」―保安処分新設（破防法―保安処分体制）を突破口とするファシズム統治機構確立の目的意識的な階級対応を粉砕するには、保安処分が「障害者」抹殺と革命党壊滅を両刃の剣としてその攻撃性格があることを見抜き、「障害者」解放―資本主義の廃絶と差別・抑圧・分断支配の一扫という人類前史を総決算する立場から権力闘争を闘い抜かなければ決して勝利しえないことを学んだ。すなわち、過渡期世界の階級闘争が、資本と賃労働の廃絶と差別・抑圧・分断支配の一扫を要求する闘いとして噴出して、階級社会の最後の社会構成体である資本主義社会を根底からおびやかす、人類前史の閉幕期を告げるや、反革命としてのファシズムを対極に生み出し、プロレタリアート人民の側に、人類前史総決算の闘いとファシズム粉砕の権力闘争を一体化して闘い抜くことを要請することになったのである。

そうであるが故に、このファシズムとの権力闘争と差別・排外主義との目的意識的な闘いを平時から組織するのではなくれば、勝利の展望と血路は切り拓きえないということ

なのである。

刑法改「正」―保安処分新設粉砕の闘いは、ファシズム統治機構確立攻撃との闘いであり、ファシズムとの闘いは、権力闘争であり、同時にイデオロギー闘争でもあるのである。

それ故、この視点を欠落した「血債の思想」―自己批判運動や、小ブル的「社会革命」運動、民主主義闘争―政策阻止の運動、または一般的な反権力意識では闘いきれない闘いなのである。

ことばをかえていうならば、唯物史観の弁証法が資本の論理の一角を打ち砕いた一点の希望の光は、過渡期世界において、革命党―革命勢力（戦闘的大衆組織）に、ファシズム粉砕・自国帝国主義打倒の権力闘争と人類前史を総決算するイデオロギー闘争を、世界プロレタリア独裁に向けて如何に組織し闘い抜くのかを、一体的に問うているのである。

## Ⅱ 過渡期世界の差別糾弾闘争と人類前史の総決算

赤堀差別裁判糾弾闘争―「障害者」解放闘争の実践を通して、我々は、階級支配の構造をもう一度深く見抜くことができる。

深さというのは、過渡期世界の階級支配が基幹プロレタリアートの資本と賃労働の階級対立に限定されるのではなく、これを基軸としながらも、過渡期世界の帝国主義が、自らのブルジョア独裁―階級支配を維持するために、「障害者」や部落民、在日朝鮮人民、下層プロレタリアート等

に対して、最も大きな階級的重圧をおしつけ、基幹プロレタリアートの重荷を転嫁しているということ、そして、ファシズムが彼等被差別人民を最も鋭い排外主義攻撃のまにしていることである。

そして、「精神障害者」が、人類前史の開幕以来、階級支配の最低辺に組みしかれ、最も「弱い部分」として常に支配権力から狙い撃ちされてきたということであり、階級対立社会では、資本主義以前においても、階級分断支配と排外主義のスケープゴートにされてきたということである。

したがって、我々は、過渡期世界の階級闘争の歴史的・普遍的な性格が、人類前史のかかえてきたあらゆる階級支配と差別・抑圧を一举に止揚する闘い―人類前史の総決算を求めて噴出する闘いであることを把える時にのみ、真にこの赤堀闘争―「障害者」解放闘争の実践的課題にマルクス主義的・革命的に応えることができるのである。

すなわち、資本と賃労働の基本的階級対立の廃絶―プロレタリアートの解放が、全人類の解放という内容をもった歴史的事業―社会主義革命にならなければならないということなのである。

したがって、①資本と賃労働の廃絶、②人類前史を貫いてきた階級対立社会そのものの止揚、③差別・抑圧・分断支配の一扫、④階級社会の戦争を革命戦争で消滅させる―これが、一つの任務として過渡期世界の革命主体―共産主義者に獲得され担われなければならない歴史的・論理的任

務なのである。

それ故、あらゆる差別糾弾闘争も、世界同時革命―世界革命戦争として、世界プロレタリア独裁樹立に向けて闘わなければならないのである。

この道をさけた、権力闘争を否定し、個別戦線政治―大衆運動主義に依拠した小ブル的な民主主義闘争や社会革命路線―改良主義では決して勝利しえないのである。

過渡期世界の革命的実践―共産主義―党は、ファシズムを粉砕し自国帝国主義を打倒して世界革命戦争から世界プロレタリア独裁を樹立するという世界的・戦略的な闘い―任務の全実践過程を通して、賃労働と資本を廃絶するだけでなく、旧社会の遺物が資本の支配と分かちがたく結びついている全ての差別を一扫し、人類前史の総決算をなしとげなければならない。

なぜならば、「思想が現実を迫るというだけでは十分ではない。現実がみずから思想にまで迫るということではなければならない。」（『ヘーゲル法哲学批判序説』）というマルクスの洞察が現実となって迫った歴史的現在こそ、過渡期世界なのであり、文字通り、唯物史観の思想がロシア革命によって現実を迫り、帝国主義の崩壊と労働者国家の誕生という「現実が思想にまで迫り、大衆に大衆みずからの手による解決を呼び出した」現代世界、すなわち、未来を獲得する思想に現実が迫り、全世界のプロレタリアート人民に、革命と共産主義の現実性を確信させることを通して、過去の旧社会の全ての遺物を一挙的に総決算する闘い

のエネルギーを呼び出して現在の、これが歴史的現在として過渡期世界なのである。

それ故、過渡期世界は、(イ)階級対立社会の最後のブルジョア社会であるばかりではなく、(ロ)死滅しつつある資本主義の帝国主義段階であるばかりでなく、(ハ)世界の一角にプロレタリア独裁国家(労働者国家)を建設して真の人類史への希望を歴史の現実過程に呼び込んだ階級闘争の世界であり、(ニ)人類前史を資本と賃労働の廃絶を軸として総決算する階級闘争世界なのである。

階級社会である人類前史(原始共産制社会が崩壊して以降の奴隸制、封建制、資本制の三つの社会構成体にまたがる階級社会の総体)は、開幕以降、階級支配そのものの内部に「障害者」や他民族などへの差別をかかえ、階級支配に不可欠なものとして、必ず基本的な階級対立の維持のために、被支配階級の内部に差別をつくり出し、被差別人民をその底辺に組みしき、階級分断支配を維持してきたのである。

そして、独占資本が形成される帝国主義段階では、賃労働と資本の基本矛盾と分かちがたく結びついてきたあらゆる差別を社会全体にしみわたらせ、プロレタリアートの中に差別支配の構造をつくり出し、プロレタリアートの下に被差別人民を組みしき。そして、帝国主義国の人民総体が、後進国人民を排外し差別する構造をつくり出しているのである。

ここに階級社会を貫く階級支配の差別原理が、剰余価値

生産を基準とする資本の差別原理と結合し、資本主義の下で拡大再生産される構造があるので。

したがって、帝国主義の搾取と差別と排外主義を一掃するには、人類前史を総決算する立場に立ち、ファシズム粉碎・日帝打倒の権力闘争の中で、差別に対する闘いを貫徹しなければならぬのであり、階級深部の怒りの中から武装して建党建軍、非合法体制を原点とする過渡期世界のプロレタリア政治路線の下に闘い抜くことこそ、唯一の勝利の道である。

我々は、階級に服従する立場と、階級深部の怒りの中から武装する立場と、マルクス・レーニン主義で上から建党建軍する立場の三つの立場に立ち、建党建軍、非合法体制を構築しつつ、階級深部の煮えたるような怒りと結合し組織して、被差別被搾取人民の階級形成、階級武装を推し進め、帝国主義打倒、世界革命戦争勝利、世界プロレタリア独裁樹立を通して、人類前史を総決算し、世界社会主義、共産主義社会の実現、真の人類史を切り拓く世界史的・戦略的任務を果たしていくのである。

日本には冤罪(えんざい)の血叫びをあげている多くの人達がいます。この冤罪をつぎつぎに生み出して行く構造に予断と偏見による見込み捜査、別件逮捕、マスコミの警察情報の太鼓もち、代用監獄に長期拘留して、「叩いて」自白させること、自白偏重の起訴、裁判所の検察側への迎合(げいごう)と自由心証主義、極めて狭い再審の道というように、「冤罪の構造」ともいうべきものが既に形成されているということに大きな原因があるといえる。

しかるに、この様な冤罪の構造を憂う知識人の声はまだまだ弱いし、ゆき渡っていないのが日本の現状であるといえる。

たとえば、代用監獄についていえば、一九七九年九月二日、第十二回国際刑法学会の全体会議で、この制度の廃止を決議しているし、それより前、一九七五年にインドで開催された国際法曹委員会による「ニューデリー宣言」の中にも代用監獄廃止をうたっているにもかかわらず、日本の「監獄法改正」案では、代用監獄の存在が決められたと

きく。そして、八世界でも飛び抜けた・日本の検挙率を支えるものに代用監獄制度がある、などという論文(橋本文男、一九八〇・三・一六の朝日新聞・論壇)が大手をふって歩いている日本の状況なのである。

最近、再審で無罪になるケースが続いているが、その多くは代用監獄における警察の不当な取り調べが原因だ(朝日新聞、一九七九・二・四)といわれている現状に

### 寄稿

## 精神医療にまつわる 最近の情勢

青木 薫 久 (精神科医)

◇著者紹介◇

日本精神神経学会委員、刑法改正・保安処分に対する百人委員会などで活躍。

全く反省がないのである。

冤罪で人に死刑を判決することの重大性に彼らは心を傷めないのだろうか。

この冤罪の構造を補強するものに、いわゆる学術権威者なるものの鑑定がある。

赤堀さんの場合にも、まさにこの鑑定によって彼における冤罪の構造は補強されたということが出来る。いわゆる学術権威者なるものの事実に基づかない鑑定書の典型は、ソ連の精神鑑定に見られる。

一九七九年五月十二日の国際グルマンデーにあたって、日本の精神神経学会理事會が、一七四名の会員の署名をそえてソ連のブレジネフ書記長にその即時釈放と言論の保証の爲の抗議と要望書を送った(精神神経学雑誌、八一巻、五六七頁)その当の人、つまり、ソ連の良心の精神科医セミヨン・グルズマンは、ソ連が国家に迎合する精神科医を使ってたためな精神鑑定書をつくり、反対・批判勢力をつぎつぎに特殊精神病院に保安処分によってぶち込み、「精神医療」の手段を使って人間を廃人にし、殺していつているといふその恐るべき残酷なる事業に抗議し、特殊精神病院におち込まれたグリゴレン將軍についての鑑定書が、全く精神医学の常識からみてたためなものであるということ、ザミスター(地下出版物)によって批判したことにより、六年の強制労働と二年のシベリア流刑にふせられるのである。

そのグルズマンの救援運動は、国際アムネスティムはじ

め全世界の心ある人達によって行われているのである。

そもそも、国家権力が介入して精神医療を人民に強制するという制度が必要であるかということが、今日既に問われているのであり、世界のこの種の制度や精神医学会の動向からしても、精神障害犯罪者に対する保安処分制度が、早晚、消滅して行くにちがいないと私は考えている。

その点、我国はフランスと同じで、裁判所が精神障害犯罪者に対して命令する強制的な施設収容と精神医療処分(つまり、精神障害犯罪者に対する保安処分)は存在しないので、まだ比較的国家権力による実害は、他の欧米諸国に比して少ないほうであるということが出来るけれども、日本の法務省は、この時代おくれとなった保安処分制度の新設をあきらめておらず、最近では、弁護士抜き裁判問題から自主規制強化に踏み切った日弁連主能の弱腰をみすかし、「刑法全面改正」の第二次修正案づくりをはじめ、その中で保安処分については、「改正刑法草案」が「将来再び禁固以上の刑にあたる行為をする恐れがある」というのを「殺人や強盗などの重罪を犯す恐れのある」者に対象を限定する刑に手おしして再案しようとしているといわれている(読売新聞、一九八〇・四・七)ので警戒を要するのである。

しかし、法務省としては、「刑法全面改正」についての「見通しは暗い」(前田宏法務省刑事局長、警察研究、五一巻、三号、一九八〇・四・三)と悲観的である側面にも留意し、「刑法改正草案」を廃案にすべく、更に闘いを進

めていく必要がある。

保安処分制度のことについて一言でいえば、今迄保安処分制度のお手本といわれたデンマークの保安処分制度は、一九七三年の刑法改正によって廃止されてしまったのである。このことは、西ドイツの刑法改正(一九七三)のその後の事業に大きな衝撃(インパクト)を与え、既に刑法改正によって決まっていた「社会治療処分」という保安処分が、今だに行われていない状況にある。

この点、西ドイツは、デンマークの事実をインパクトと受け取るだけ、日本よりまだましといえる。

アメリカの保安処分における「精神医療」の技術を活用して犯罪者の再犯を防ぐというところは、既に「新施策の成果及び人権との関連で反省を余儀なくされている」(「刑法全面改正について」、上村干一郎衆議院法務常任委員長、一九七七・八)状況であり、今日、人権を大切にする国々においては、保安処分制度は影が薄くなり、あるいは開店休業・廃止の状況におかれている。

ただ一人、保安処分制度をフル活用しているソ連は、世界の多くの国々から厳しい批判を受け、かえって、ソ連の今日における・ファッショ的な国家の本質をそこにみごとに表わす結果となり、世界人民の警戒心を呼び起こしていることは皮肉である。

しかし、抑圧のあるところには必ず人民の反抗があり、ファッショ的な国家が最終的な勝利をうることはできないものである。

この様なファッショ的な体質を持つにいたったソ連が、第三次世界大戦をひき起こす可能性は強まっているけれども、もしそれを彼らがひきおこしたならば、その結果は、人類の大きな犠牲のうちに、ソ連の敗北におわり、人類は更に大きく歴史を前進させるだけであるとおもっている。

日本においては今日、この「刑法改正」における保安処分制度新設問題と並んで、「監獄法改正」における強制診療権問題がクローズ・アップされている。

法制審議会が一九七九年十二月に出した「監獄法改正の骨子となる要綱案」を見ると、「被拘留者が傷病の診療をこばみ、又は長く飲食物の摂取をこばみ続けた場合において、その生命の危険が及ぶ恐れのある時は、その意志に反しても、医師による診察、治療又は栄養補給の処置をとることが出来る」と規定されている。この案にある「生命に危険が及ぶ恐れ」というのは、たとえば西ドイツの監獄法のように、「緊急の生命の危険が存する場合」というのと同じ味が全く違うのであって、将来生命の危険が生ずる恐れがあるというだけのもので、極端のことをいえば、風邪ひきでさえ「その恐れなきにしもあらず」であるということになり、全く制限条項になっていない。まさに、ほとんど無制限に収容者側の意志によって強制的に診察・治療が行われうるといふ条文になっている。更にうたがって読めば、「生命に危険がおよぶ」というのは他人の生命も含むのかとさえ考えさせられる規定である。これは、世界各国の立法制からみても、人権保障上極めて後退したものと



いる。それに対して一九七五年の十月七日に、第二九回世界医師会総会で採決された「東京宣言」の中には、囚人・捕虜がハンストをやった場合に、これに強制的に栄養補給をしてはならないという主旨の条項がある。つまり、本人の意志による抵抗権を医療という名のもとに奪うということとは許されないとことがうたわれているのである。

監獄では、収容者と被収容者が敵対関係にあることも多いのであって、収容者が被収容者に対して、常に保護者としてふるまい、診察・医療という極めて重大な侵襲ともなりうる行為を密室内で強制的に行う権利というものは、存在し得ないと考えられる。

ハンストをしている被収容者に対して強制的に栄養補給することすら許されないものであって、まして、強制的診察など許されないのだということを確認していく必要がある。

このように考えてくると、被収容者の診察・治療に対する拒否権というものを明記すべきであると考えられるわけで、日本精神神経学会においても、一九八〇年四月の理事会において、その主旨の意見書が承認されている。

このように監獄において強制的に「診察・治療」が行われるようなことであるならば、これはアメリカやイギリスに見られるところの一種の保安処分形態というものが監獄法改正によって実質的に行われうるということにもなりかねないのであって、この点今回の「監獄法改正」問題に反対してきた人達にとって、新たな問題となっている。

ということが出来る。

又、赤堀さんの問題は、部落差別における狭山事件に比すべきもので、障害者差別における冤罪事件として、その闘いは重要な質をもつものである。

日本精神神経学会でも、赤堀委員会をつくって、赤堀さんの救出の為に一助になればと努力している。

赤堀さんの救出の為に努力をほらい闘っている多くの市民の方々に敬意と連帯の気持を表わしたいと思う。

(一九八〇・四・二〇)



## アヤメ病院闘争の総括

—— 更なる保安処分粉碎・「精神病院」解体に向けて

### (1)

アヤメ病院闘争を総括し、更なる保安処分粉碎・「精神病院」解体へ進撃せよ！

七二年五月より開始された、三人の「患者」によるアヤメ病院の告発・糾弾の闘いは、七年間にわたる闘いをもって「終結」した。しかし、この「終結」は、決して闘いの終焉ではなく、あらゆる意味において闘いの再出発としてある。

なぜならば、闘いの当初から方針として掲げたアヤメ裁判闘争は、七八年十二月「被告」の控訴取り下げによって事実上終了してしまったが、「悪徳精神病院、アヤメ病院を告発し、解体せよ」と「保安処分新設に反対しよう」の二つの方針は、ますます緊急を要する現在の課題として我々の眼前にあるからである。

即ち闘いは「終結」したが収容所アヤメ病院は、現在も「患者」の上にあぐらをかき、「患者」の生き血を吸って肥え太っており、男女三百余名の「患者」は、アヤメ院長が管理支配の目的に行使する「電気ショック」の恐怖と薬づけと「作業療法」という強制労働にムチ打たれ、白い鉄格子の中で呻吟しており、日帝ブルジョアジーは、ファシズム統治機構確立の突破口を、刑法改正——保安処分新設攻撃で虎視眈眈と狙っているからである。

以上から明らかのように、「終結」は闘いの再出発としてある。しかし、だからといって、この闘いの再出発は、

決して闘いが、振り出しにもどったことを意味していない。なぜなら、迂余曲折しながらも、七年間に於て「被告」の心底からの憎しみと怒りの闘いの炎が、「精神医療」の一片の幻想性をはぎとってしまい、「精神病院」の実体を、資本の差別原理で貫かれた保安処分体制としてあることを闘いの「再出発」は具体性をもって確認しえるからである。

又、同時に闘いが激烈で、かつ、困難であればあるほど闘う主体は鋭く検証されるという歴史的現実にはアヤメ病院闘争においても例外ではなかった。

我々は、あらゆる搾取と差別と抑圧でぬりかためられた人類前史を総決算する闘いに勝利すべく保安処分体制と対決し、「精神障害者」解放に向けて日夜、闘いぬく全ての同志・友人に、アヤメ病院闘争の「終結」を明らかにし、再出発に向けて闘いの総括を提起したいと考える。

第一に総括する上で明らかに確認すべきことは、思想が現実をせまるのみならず現実が思想に迫る過渡期世界は、賃労働と資本の廃絶のみならず、人類前史が抱えてきた一切の遺物を一挙に総決算する新たな闘いを、階級闘争の前面へと押し上げたこと、この闘いの一角に「精神障害者」の怒りと闘いがあることである。

それ故、この人類史的な課題である前人未踏の闘いは、一つ一つの闘いの総括＝教訓を基礎にしてこそ勝利の大道をつかむことができるのであり、アヤメ病院闘争総括の意義も、ここにあるのである。

第二に提起すべきことは、闘いが「終結」した現在において、我々の総括の全領域において、「被告」と総括を完全に共有していないという限界性をもっていることである。即ち、問題意識を、実践過程で一致させ、現実化しえないという限界である。

我々が、この事をあえて「限界」と呼ぶのは、以下の理由による。

たしかに、共有化した問題意識を、具体的な運動の中で相互に対象化しえることは、闘いにとって決定的な意義をもっている。しかし、「障害者」が何らかの形でそうであるように、アヤメ「被告」においても、裁判闘争も含めたアヤメ病院闘争という公然たる闘いだけが、唯一の闘いではなかった。

「被告」にとっては、集会・デモ等の目に見える形での所謂闘い以外に更にもう一つの闘いが、まちうけていたのである。即ち、市民社会の「障害者」に対するあらゆる差別・抑圧・分断支配の重圧をはねかえし、これと如何に対決するかという闘いである。

当然のことながら実際問題として、「被告」出獄後のアヤメ病院闘争の大半の闘いのエネルギーは、アヤメ告発・糾弾・「精神障害者」解放の旗を背負った「被告」の「生活し、生きぬく」闘いに費された。

それ故、前者の闘いが、現代的にとりくめていないという、現実をもって全てを否定的に総括することが出来ないが故に、我々は、これを「限界」としてとらえるのである。

第三は、現時点においても早川雄朗氏の「精神医療」に対する怒りの炎が燃えさかっている以上、我々は必ずや、実践過程において闘いの結合をかちとれるし、十分に闘いを共有しえることを確信していることである。

それ故、ここでの総括は、あくまでも、中間的な総括・問題提起としてあると同時に、更なる保安処分粉砕。「精神病院」解体に向けた闘いの宣言としてもある。

以上の総括視座を提起した上で、七年間に及ぶ闘いに、様々な支援。援助をよせられた皆様に謝意を表明すると共に、東大精医連は、「被告」と共に最後まで闘いを推し進めたこと、それ故、この総括提起は、我々の力だけでなしたえたものではないことも明らかにしておく。

(「控訴取り下げ」から一年半にして早川氏は、自力で生活しぬく中で総括作業をすすめ、現在、再度「精神障害者」解放の戦列に復帰し、共に闘いぬいていることをこの総括の中で明らかにしておきます。)

## Ⅱ 「被告」の怒りの炎＝アヤメ病院 糾弾闘争は、何を明らかにしたか

闇から闇へと葬り去られてきた「精神障害者」の血叫びは、「精神障害者」の糾弾主体としての歴史的登場と、これを受けとめ連帯する革命的左翼との結合をかちとった時「精神病院」の鉄格子は打ち砕かれ、あらゆる衝撃力をもつて、市民社会の中に躍り出てきた。

この怒りの血叫びは、市民社会の差別構造の中に浸って

いた労働者・学生を覚醒させ、「精神病院」に「患者」を送りつづけてきた福祉労働者、抑圧者としてたちふるまってきた精神科医・看護者、更には、直接的な収容対象者としてさらされていく山谷労働者をもひきつけ闘いの輪の中に結集せしめた。

革命党派にとっては、六九年四・二八破防法発動でうちだされた革命党派壊滅の攻撃が、ファシズムの統治機構確立を狙う刑法改「正」策動の中で破防法＝保安処分体制として現在の的にかけられていること、すなわち、この保安処分攻撃が、すでに実体化している「精神障害者」に対する保安処分体制をバネに、革命党派に襲いかかるうとしている事を見ぬき、闘いへと着手したのである。

そして、この闘いの着手は、もう一つの決定的意義をもっていた。それは、自らの思想性を厳しく点検すると同時に、資本と賃労働の廃絶の闘いを帝国主義権力打倒として闘う中に差別・抑圧・分断支配との闘いが組み込まれる時プロレタリアートの国際主義と革命性が、生き生きと怒りにみちて、過渡期世界に復権されるからである。

差別糾弾の炎が明らかにした問題を整理するならば——  
第一に、保安処分体制としてある「精神病院」の実体をアヤメ病院という個別性・特殊性を通してあぶり出し、一切の紛飾をはぎとり、その本質に迫ったことである。

この闘いは、又、「精神衛生法」に対する根底的な批判と共に、警察—福祉の市民社会から「精神障害者」を排除する地域治安管理体制の実体をも暴露するものとなった。

第二は、差別糾弾の怒りの炎がもつ決定的な歴史的意義について明らかにしておかなければならない。それは様々な弱点をもちつつも、「精神障害者」解放を掲げた糾弾主体として、歴史的に登場したということである。即ち、この闘いは、人類前史総決算の闘いの内実を基底に孕んだものなのである。

第三に明らかにしたことは「精神鑑定」攻撃を「被告」に何回となくかけ、運動の解体を目論んだ東京地裁が、公判の最初から最後まで差別裁判で弾圧してきたことである。即ち東京地裁が階級支配の底部からの「被告」の闘いの決起に対して、高飛車にこれを封じた差別裁判こそ、資本の論理を貫徹させた保安処分思想をもってする弾圧であったということである。

第四に明らかにしたことは、差別糾弾の怒りの炎が、革命主体を検証したこと、即ち如何なる潮流・思想が、真に、糾弾主体の怒りを受けとめ、これと結合して闘いを推進しえるのか否か、としてふるいにかけてたということである。「精神障害者を野放しにするな」と権力の差別キャンペーンに完全に同調する社共が、アヤメ病院闘争のみならず全ての「障害者」の差別糾弾闘争から完全に無縁であるのは、否、闘いに敵対さえしてくるのは、彼らのブルジョア・イデオロギーに解体された差別主義にある。せいぜいブルジョアヒューマニズムにしか訴えることのできない彼らが、奴隷の鎖をほんのわずか長くするところの「改良の果実」を獲得することはできても、鉄鎖を打ち砕く闘いを要請している差別糾弾の怒りの炎が、もつ決定的な歴史的意義について明らかにしておかなければならない。それは様々な弱点をもちつつも、「精神障害者」解放を掲げた糾弾主体として、歴史的に登場したということである。即ち、この闘いは、人類前史総決算の闘いの内実を基底に孕んだものなのである。

別糾弾の怒りを受けとめることは決して出来ないのである。差別され、抑圧された人民の燃えるような鋭い怒りは、これと連帯せんとする闘う主体の真価を容赦なく、問い、改良主義者の正体を暴露し去ったということである。

### Ⅲ アヤメ病院闘争で問われた課題

ここにおいては、アヤメ病院闘争において鮮明になった問題、直面した困難な課題のいくつかにについて提起し、闘いの糧にしていきたいと思う。

第一は、アヤメ病院闘争は七年間にわたって闘いぬかれたが、二年間は獄中闘争として、五年間は出獄後の闘いとして闘いとられた。もちろん、ここで問題にするのは形態の違いではなく闘いの質の変化とそこにおいて問われた課題についてである。

この前者と後者との間には明確に闘いの軸の変化が、後者に、新たな闘いが負荷されることを通しておこった。

ここに、アヤメ病院闘争の特徴と問われた課題が集中して表現されたといっても決して過言ではない。

新たな闘いは、「被告」のみならず、共に闘わんとする者にも様々な角度から鋭くせまった。

「被告」にとつては、「精神病院」―獄中という拘束された生活の中での闘いから、差別にいろどられた市民社会で生活し、生きぬき、かつ闘うという闘いを軸に自己を律するというかつて経験したことのない困難さの中で闘うことが問われ、共に闘わんと結果した者には、獄中闘争に対

する連帯とは異なる、この「被告」が直面した現実でかつ緊急な困難さを、共に闘う内実として、如何に総体性をもって受けとめることができるのか、否かという課題であった。それ故、我々が、次に明らかにしなければならない問題は、それでは、この課題が、相互に、如何に闘いとられたのか、否かとして明らかにされ、否定的な局面に対しては、その根因にまで追らなければならぬ。

新たな闘いの出発が当初は、「共同生活」を通してなされた。しかし、この「共同生活」は基本的には、出獄後の生活を支えるという域を出ないものであり、(保安処分についての学習会等もなされたが)その主たる傾向は「被告」からの要請に応える範囲で応えていくものとしてあった。

種々な事態を契機に「被告」の生活が破壊し裁判闘争等への決起が不可能になった時、アヤメ病院闘争のほんとうの意味での困難性がはじまった。そして「共同」の内実が相互にあらゆる領域で問われることになった。

「被告」にとつては、闘うということは生活しぬくことと一体的なものであることがつきつけられ、連帯する者にとつては、「被告」の生活するための闘いに、闘いのエネルギーを費さないかぎり、裁判闘争も維持しえないものとして結果した。

「被告」の苦闘は自力で生活しぬく闘いとして開始された。しかし、ともすればこの自力生活の闘いは放棄され、安易な道が、「支援要請」というかたちで顕在化し、時には、「裁判闘争の継続」を条件に押しつけてくるという誤

った事態も招来した。

これに「対決」する闘う会も、結果として、時には、裁判闘争維持のため、同じ土俵にのぼってしまうという誤りを犯した。

この事が運動面において、矛盾的に「現象」したのは、結果ではあれ、双方における「精神病院」への依存ということであった。

もちろん、ここで問題にしているのは、「精神障害者」諸個人が、「精神病院」を利用すること一般を全否定するという意味ではなく、あくまでも、闘うという具体的諸条件の中で、双方に問われた課題の克服が主体的に如何に努力されたのかを基準として提出される問題である。

それでは、この闘いは如何になされたであろうか。

事態の進行はこのようなものであった。過度の飲酒による生活破壊は「被告」の肉体をも破壊し、さらに生活を破壊していくというせっぱつまった泥沼からの「脱出」が、共に闘わんとする部分の関連する病院(「精神病院」の時もあり)の「協力」―入院を通してなされた。

しかし、くりかえされる入院の中で、このようなパターンに対する物質的諸条件を喪失すると同時に主体的自己切開がなされ、受動的ではあれ新たな闘いが模索された。

それは、二四時間の「共同生活」を通して、「被告」の肉体を再生し、共に闘う主体を確立するという作業であった。この闘いは、結果的には、前者と同様の事態(再度の生活破壊)として現象するが、しかし、「被告」も含め、

共に闘う仲間の中で、既製の「精神医療」に全面依存することなく起っている事態に対して「対処」しえたという事実については、一つの闘いの成果として確認していきたい。(前記に提起した「精神病院」への依存という限界をもちつつも、前者においても、不十分ではあるが、後者的な闘いが貫徹されたこと、又、「被告」にあっても、自力自生の闘いが、様々な困難性を排して闘いぬかれたことも付記しておく。)

しかし、このような紆余曲折した中で闘いが堅持され、七年間にわたって闘いぬかれたという事実は、この闘いから教訓化すべき内実が存在することを示唆していると我々は確信する。

アヤマ病院闘争においては、主軸的な闘いが、このような闘いとして準備され、この闘いとの関係で、従属的に「精神医療」を位置づけることが、即ちこのような諸条件を如何に構築するのかが、基本姿勢として問われたということである。主体的には、更に差別されつつきてきた「精神障害者」の怒りと苦悩を歴史的な重みとしてうけとめること、この上にたつて、階級原則をふみ外す諸行為に対しては対決する力をもつことが問われた。そして、この「諸条件の確立」と「対決する力」が表裏の関係として創出される時にのみ、両者は生きた方針として物質化しえるものと思う。

第二の問題は、「精神障害者」との連帯共闘を如何なる内実をもってかちとっていくのかという課題であり、換言

するならば、保安処分の思想と如何に対決していくのかという課題でもある。

そして、我々はアヤマ病院闘争を通してここに一つの鮮明な結論をもっている。なぜならばアヤマ病院闘争は闘う隊列にまぎれこんだ、「全国精医研」を保安処分推進派としてあぶり出し、どのように問題を提起し、闘ってはいかないか——を我々に警鐘乱打したからである。

「悪徳精神病院」告発を掲げ、アヤマ病院闘争に関わった「全国精医研」の関心事は、いわゆる彼らがいうところの「医療なき拘禁」という現状認識であった。

この「医療なき拘禁」論が本質においてもっている内実は、つきつめるなら、「より良い医療」であり、これは近代合理主義の枠を一步も出るものではなく、彼らの小ブルイデオロギーを全面開花するものであった。それ故、その思想性において、保安処分のイデオロギーに完全に屈服することが宿命づけられており、このことは、彼らが、実践過程において明らかにしているように一貫してもっている「精神障害者」を闘う主体として認めず、大上段に「精神医療」をふりかざして見下し、「治療を必要とする、助けを求めている対象」としてしか「精神障害者」を見ていないということからも明白である。

それではアヤマ「被告」が暴露した現実とつきつけた問題は何であったのか、

それは、まぎれもない「医療による拘禁」の現実であり、「被告」の怒りの炎がたらしたものは、「精神医療」

に対する「改良の果実」の要求ではなく根底からの否定であった。

当然の事ながら「全国精医研」は、これを受けとめようとはせず、「被告」の「生活の破壊」の中で求めてくる要求のみを、本当の告白として見下すようにして把え、闘争に向けた発言・行動は、前者的要求の手段にしかすぎず、本物ではないと断定するのである。

彼らの思想性が、最も鮮明になったのは、「パチーイ」はパチーイとしてとり扱えば、頭にくることはない」という「関東精医研」代表山本(上田)の脱落・逃亡する時の捨て台詞である。

我々は、いささかでも保安処分のイデオロギーに解体されたところで、「精神障害者」との共闘がないということ、肝に命じなければならぬし、たえず運動の中で派生する「全国精医研」的運動を反面教師として闘いを組織することが鋭く問われていることを確認しておかなければならない。

ブルジョア「精神医学」に「精医研」の「精神医学」をもって「精神障害者」の上に君臨しようとする「精医研」を、我々は、保安処分粉砕・「精神障害者」解放の闘いの中でひきずりおろし、解体していかなければならない。

第三に総括すべき課題は、アヤマ病院闘争が三「患者」の決起として開始されながらも第二回公判から二「被告」の闘いとして進行した問題である。分離したKさんのなげかけた問題を我々は対象化しようと努力したが、しかし、

結果的には権力の「措置入院」判決を許してしまった。

それ故、二「被告」を軸とするアヤマ病院闘争の中では、「精神障害者」相互間の差別問題を如何に自己切開していくのかという課題が、十分に意識されたかたちで闘いとることができなかった。我々からするならば、闘う上で二「被告」とはまたちがった様々な困難にぶつかるのである。現実的な課題を対象化し主体的に把えることができず二「被告」の闘いから普遍的本質にせまるという制約をもった闘いになってしまったことも同時に明らかにしておく。

□ 第一審 「死刑」 判決全文

判決

本籍 静岡県島田市七千七百二十四番地  
住所 不定

無職

赤堀政太

昭和四年五月十八日生

右の者に対する強姦致傷、殺人被告事件につき、当裁判所は検察官松本正平出席の上審理を遂げ次の通り判決する。

主文

被告人を死刑に処する。

理由

第一、認定した事実。

被告人は、本籍地で履物商をいとなんでいた小林半左衛門とその内縁の妻赤堀まさ江とのあいだに出生し、生来智能程度が低く、軽度の精神薄弱であつて、学業もふるわなかつたが、昭和十九年三月土地の国民学校高等科を卒業後、川崎市の東北振興精密株式会社や日本光学島

資料

- 第一審「死刑」判決全文
- 77年3.11第四次再審請求棄却決定全文
- 反革命差別者集団・日共一国民救援会パンフ「重要段階をむかえた島田事件の再審運動を正しく発展させるために」
- 保安処分推進派「精医研」の主張
- 精神衛生法抜粋
- 闘いの記録

田工場で工員として働いているうちに終戦を迎え、本籍地の実家に戻って土工などをしていたが、しばしば窃盗の所為があつて再三刑に服し、昭和二十八年七月頃最後の刑を終えて再び実家に戻つた。その後被告人は、定職もなく、あによめの実家の手伝をしたり、日雇労働者として働いていたが、その間諸処を放浪して歩くこともあり、昭和二十九年一月下旬頃には、二回位上京したことがあつた。

そうして、同年三月三日被告人は、家人から職を捜すようにいわれて、自宅（右本籍地の実家）を出て東方に向つたのであるが、職を求めようとせず、物貰いをしながら、浮浪生活を続け、同月七日頃には、島田市近郊に立ち戻つて、同月九日夜は、志太郡大長村伊太字東川根葉師庵に仮泊した。

（罪となるべき事実）

被告人は、翌三月十日午前十時頃島田市幸町に在る快林寺の墓地に赴き、同所で供物を捜したが見当たらないので、墓地から本堂前の広場に赴いたところ、同所にある島田幼稚園講堂で遊戯会が催されていたので、その入口附近に行つて女兒の遊戯を見ていううち、にわか情欲にかられ、幼児を連れ出して姦淫しようと考えた。そこで、被告人は、附近を見廻したところ、たまたま本堂石段附近で他の女兒と遊んでいる佐野久子（昭和二十二年十一月二十二日生、当時六才三ヶ月）を見つけ、右講堂前に出されていた売店で菓子を買ひ与えたり

え、「いいところへ連れて行つてやる」と誘ひ、同日正午頃同女を伴つて島田駅前道路から、同駅線路下のトンネルを経て、大井川旧堤防を越え、横井グランドを横切つて大井川新堤防に出、同女を姦淫するに適當な場所を捜したが見当たらないので、河原を下流に向つて、旧堤防に登り、同女を背負つたまま、蓬莢橋を渡つて右折し、さらにその道の途中から山林に立ち入つて、静岡県榛原郡初倉村坂本沼伏原四千九百二十五番地の人目につかぬ山林にいたつた。

被告人は、ぼんやりしている佐野久子をその場に降すや、情欲を抑えることができず、やにわに同女をその場に押し倒し、泣き叫ぶ同女の下半身を裸体にし、その上に乗りかゝつて姦淫し、その結果、同女に外陰部裂創等の傷害を負わせたが、同女がなおも泣き叫んで抵抗し、意のままにならぬのでひどく腹を立て、同女を殺害し、併せて前記犯行の発覚を免れようと決意し、附近にあつた拳大の変形三角形の石（昭和二十九年領第一一二号の一〇）を右手に持つて、同女の胸部を数回強打したうえ、両手で同女の頸部を強く締めつけ、同日午後二時頃同所において窒息死させた。

第二、証 拠

判定冒頭の事実は、

- 一、第七回公判調書中、被告人の供述記載部分
- 二、被告人の第十、十五、十八回公判廷における供述
- 三、被告人の検察官に対する第一回、第三回供述調書及

び司法警察員に対する昭和二十九年五月二十八日、同月三十一日(二通)、同年六月二日、同月九日(記録六四九丁以下の分)付各供述調査

四、第五回公判調書中、証人赤堀一雄、同赤堀ムツミの供述記載部分

五、証人赤堀一雄、同ムツミの当公判廷(第十九回)における証言

六、証人松浦武志の当公判廷(十七、十九回)における証言、昭和三十三年五月十四日付静岡測候所長作成の気象状況調査について回答と題する書面、同月十六日付御前崎測候所長作成の気象照会についての回答と題する書面、大河原運送株式会社作成の桜井弘昭の給料計算基礎表(以上の各証拠より、松浦武志が昭和二十九年三月七日午前十時過、雨が小降りとなったので榛原郡初倉村坂本の桜井弘昭方に赴く途中、同村通称前の坂地内で、被告人と出会い、自転車に乗せて坂の下自転車屋前附近で降りて別れた事実が認められる。)

七、証人小山睦子、同小山政治、同野木鉄次の各当公判廷(十七回)における証言、野木鉄次の司法巡查に対する供述調査(以上の各証拠により、小山政治が昭和二十九年三月六日榛原郡下川根村湯島の山の仕事に約二十日間泊りがけで出かけた後、三、四日たった日の夕方、同人の娘小山睦子が小学校から帰宅後被告人の実家附近で、被告人に依頼され、荷物を同人の実家に届けたことが認められる。)

八、第九回公判調書中、証人弼川義昭の供述記載部分及び同人の検察官に対する供述調査

九、巡查部長飯田宙一他一名作成の昭和二十九年六月五日付捜査報告書(判示業師庵の状況に関するもの)

十、鑑定人林晴、同鈴木喬作成の鑑定書及び第九回公判調書中証人鈴木喬の供述記載部分

罪となるべき事実は、  
一一、被告人の検察官に対する第一ないし第三回、第五、第六供述書及び司法警察員に対する昭和二十九年五月三十日、同月三十一日(記録五六五丁以下の分)

同年六月一日、同月二日、同月五日、同月六日、同月七日、同月八日(記録六三八丁以下の分)付各供述調査並びに裁判官の被告人に対する勾留質問調査

一二、第二回公判調書中、証人鈴木鉄蔵、同中野ナツ、同松野みつの各供述記載部分

一三、第三回公判調書中、証人太田原ます子の供述記載部分及び第九回公判調書中証人太田原松雄の供述記載部分

一四、裁判所の、証人中野ナツ、同松野みつ、同橋本秀夫、同橋本すえに対する各尋問調査

一五、鑑定人古畑種基の当公判廷(二十一回)における供述

一六、裁判所が昭和二十九年十二月十五日に行った検証、受命裁判官が昭和三十一年十一月十六日行った検証の各検証調査

一七、司法警察員の作成した昭和二十九年三月十三日付検証調査及び同年六月一日付実況見分調査

一八、医師鈴木完夫作成の昭和二十九年三月二十五日付鑑定書

一九、佐野久子の戸籍謄本

二十、押収してある薄桃色メリヤス裏ネル肌着シャツ、木綿白子供用ズロース、ネル子供用ズロース、化繊

緑色子供ワンピース、桃色毛糸セーター、赤色毛糸カーディガン、各一着 白木綿ソックス、綿茶色靴下各一足、大人用駒下駄一足(昭和二十九年領第一一二号の二ないし九)、拳大変形三角型石一個

(同押号の一〇)、中古鼠色セルジャンパー、チャック付ジャンパー、浅黄色古ズボン各一着(同押号の一ないし一三)

を総合して認める。

第三、認定の理由

被告人は、第一回公判以降本件犯行を否認し、とりわけ第十回公判以後においては、具体的に、

「昭和二十九年三月三日家出をして、静岡駅から徒歩で東に向い、途中物置をしながら、同日夜は、東海道本線東田子の浦駅西方の小さなお宮に泊り、翌四日は、沼津市郊外の智方神社に一泊、翌五日は、同所から箱根を越え熱海を経て、小田原市鴨の宮海岸にいたり、同所的小屋に泊って、翌六日平塚駅まで歩いて同駅から湘南電車に乗車し、東京駅で乗り換えて上野駅にいたり(この

間の乗車賃は、百三十円であった)、同月八日まで、上野、神田方面で、鉄屑、紙屑などを拾っていた。その間同月七日には上野の駅裏の映画館で、高橋貞二主演の濡髪の権八という映画の看板を見たことがあり、なお、その付近で建築工事のため、山を切り崩して土を運び出しているのを見た。天気は平塚駅を発つときも、上野に着いたときも雪が降っていて、七日の朝まで降り続いていた。

十日の朝は東京を発って横浜の方に向い、東海道を歩いて十九日島田市に着いたのであるが、途中十二日夜たまたま泊ったお宮で火を失し、大磯警察署に連行されて取調べを受けた。」

と陳述し、本件犯行当時島田市にいなかった旨弁解する。

また、弁護人は、被告人の本件犯行の自白を含む検察官並びに司法警察員に対する供述には、経験則に反する点や真実に合致しない点が多々存して真実性がないのみならず(このことは被告人に存する精神障碍にも基因する)、本件犯行当日被告人を自撃したというものの供述には、疑わしい点があつて結局、本件犯行が被告人の所為によるものであることを認定せしむるにたる証拠はない、と主張する。

そこで、当裁判所が、かような被告人のアリバイに関する供述や弁護人の主張を採らず、前記のごとく認定したゆえんを述べよう。(以下「供述記載」が証拠となる

場合も「供述」と略称する。検証、鑑定等をこれに準ずる。なお、一公、二公等は公判期日の回数を、検調は検察官調書、員調は、司法警察員調書、これら及び鑑定書に附した数字は、その作成年月日をそれぞれ示すものとする。）

一、まず、昭和二十九年三月月上旬における被告人の行動について検討する。

(一) 本件証拠調の結果によると、被告人が昭和二十九年三月三日職を捜すと称して家を出て、同日午後由比駅より実家宛小荷物を鉄道便で送ったこと、平塚駅から東京駅までの普通三等運賃が当時百三十円であったこと、その頃の天候が被告人の陳述する通りであったこと、上野松竹劇場において、昭和二十九年三月三日以降同月十五日まで濡髪の権八を上映し、これが封切であったこと、その頃右松竹劇場のそばで上野宝塚映画劇場の建築工事中であったこと。上野駅附近、神田駅裏、東京都中央区常盤公園附近を被告人がかってバタ屋をして歩いたことがあるだろうこと、昭和二十九年三月十二日夜被告人が大磯警察署において取調を受けたこと、等を夫々認めることができる。

かように、被告人が本件犯行を否認する積極的な事情として述べている事実には、その裏づけとなる証拠がないわけではない。

すなわち、被告人の述べている事実のうちには、

被告人が、いつの日かに直接体験した事実もある、と考へざるを得ないのであるが、問題はそれが被告人の供述した日時に結び付くか否かというに存する。

(二) この点に関しては、

(1) 一方には、昭和二十九年三月七日ないし九日頃被告人と島田市内またはその近郊で会ったという前記松浦武志、小山睦子の各証言とこれを裏づけるために提出された各証拠があり、

(2) 他方には、前記のごとき被告人の供述とこれを裏づけるために提出された各証拠がある。

(三) とところで、これらの各証拠は、相互に矛盾する事実を証明しようとするものであるから、そのいずれが三月月上旬における被告人の行動を明らかにするものであるかを検討する必要がある。

(四) まず、松浦武志、小山睦子の証言についてみると、

(1) 右各証人は、いずれも本件犯行の日からあまり日の距っていない昭和二十九年六月当時、それぞれ証言の内容をなす事項について警察官の取調べを受け、その時の記憶に基いて当公判廷で供述していることが、その各証言によってうかがわれ、かつ弁護人側の反対尋問にもかかわらず、その証言に動揺を示していない。しかもそれは特定の時点を基点とした供述である。

(2) 松浦武志の証言に対し被告人は松浦武志に初倉村で昼一寸前に出会い、自転車に乗せてもらった

ことがあり、その時は雨が降っていたが、それは昭和二十八年九月頃のことであって、そのとき、松浦は島田市の病院へ行く途中であった、と供述している。

しかるに、松浦武志が島田市共生病院に通院していた時期が昭和二十三年七月の一回であったことは、同証人の証言(十九公)と医師手術記事、島田市共生病院手術簿各一冊(同押号の二二、二三)によって明らかであり、また同証人が被告人と別れてから進んだ道が島田市への順路でないことも、同人の証言(十七、十九公)によってうかがえるところである。してみれば、同証人が被告人と会ったのは、その証言にあるとおり、昭和二十九年の麦の土入れをする時期であった、と認めるのが相当である。

(3) 小山睦子の証言に対し、被告人は、同証人に荷物を預けて、兄の家にとどけてもらったことはあるが、それは昭和二十九年一月二十日頃のことである旨供述し(十七、十八公)、また証人赤堀ムツミは、右の日時は、同年二月二十八日であって、このことは、同証人が当時つけていた日記の記載により喚起された記憶に基くものである旨供述している(十九公)。

しかしながら、被告人の右日時に関する供述は、その記憶の拠りどころとなる事実がいまいである。

って、にわかに信用し難く、また赤堀ムツミの記憶の基礎となっている右日記帳は、その記載の体裁にかんがみ、証拠能力がないとして当裁判所がその証拠調の請求を却下したものであるのみならず、昭和二十九年二月二十八日は日曜日であって、小山睦子が帰校後被告から荷物を預ったという同証人の供述と相容れない。

かようにみても、松浦武志、小山睦子の各証言は、高度の信用力があるものといつてさしつかえない。

(五) これに対し、被告人のアリバイに関する供述をみると、

(1) 被告人が昭和二十九年三月三日朝自宅を出発し、同月五日夜小田原市鴨の宮にいたるまでの経路について述べているところは、その道順(三島一熱海―小田原)が徒歩で東京へ行くための順路とはいえぬこと、物置をしながら歩いたという行程が、同月三日は、静岡駅から東田子浦附近までの約四十キロメートル、翌四日は、同所から沼津市郊外の智方神社までの約十四・六キロメートル、翌五日は同所より小田原市鴨の宮海岸までの約六十一・九キロメートルであること(以上の各事実は、受命裁判官が昭和三十一年十月二十三、二十四日に行った検証の結果によって明らかである)に徴すれば、その供述をそのまま信用することはでき

ない。

(2) 被告人の行動した日時を明白にするための抛りどころとなる天候に關し、被告人の供述をみると、十回公判では、その供述があいまいで、天候と行動とが結びつかなかったものが、十二回公判では、一定の場所における天候を明らかにし、行動との結びつきが明確にされており、このことを十五回公判において、裁判官の質問で、天候のことを考えたが、最初聞かれたときはわからなかったけれども、永いあいだ考えると少しずつ思い出された旨供述している。しかし、被告人のような智能の程度の間人が、二年余を経過した昭和三十一年九月十一日の十二回公判近くになって、天候という通常ありふれた事象についての記憶をしだいに明確にしたということは、ただちに首肯し得ないところである。すなわち、十二回公判における被告人の天候に關する供述が、事実被告人の記憶に基くものであることは疑わしいものといわざるを得ない。

(3) また、被告人が目撃したという「濡髪の権八」の看板が、前記劇場に掲示されていたのは、さきに認定したとおり、昭和二十九年三月三日から十五日までの間であつて、仮にこれを目撃したとしても、天候の点を他にしては、その日時を特定するにたる証拠はないし（なお、このことは、被告人が三月七日ないし十日頃、島田市及びその附近

にいたことを認定するの妨げとはならない）、上野宝塚映画劇場の建築工事進捗の状況から、これを見た日時を特定の日結びつけることも困難である。

(4) 被告人が、本件犯行が行われた日の二日後に、神奈川県大磯警察署で取調べを受けたことは動かし得ない事実である。しかし、このことも、被告人が徒歩だけで浮浪することを前提とすれば、問題とする余地もあろうが、証拠調の結果明らかにされた被告人の浮浪生活中の行動に照し、また、被告人が本件犯行をなしたものとすれば、その後、速かに遠隔の地に逃走したであろうことも推測するに難くないという点も考慮にいれば、大磯警察署を釈放されて、西に向つたとしても、それ以前の行動が、被告人の供述するごとく、東京から静岡に向つてなされたものであり、それゆゑ三月七日ないし十日頃島田市またはその近郊にいなかったものと断定し去るわけにはゆかない。

(六) 叙上の諸点を総合して判断した結果、当裁判所は、松浦武志、小山睦子の各証言は、いずれも十分信用に値するものであると認め、その裏付けとなる証拠と相まって、さきに認定したように、被告人は、昭和二十九年三月七日ないし九日頃は、島田市またはその近郊にいたものと判断せざるを得ない。

二、犯行当日の目撃者の供述について

(一) 証人鈴木鉄蔵の証言は、被告人が本件犯行の犯人であることを認定せしめる証拠としては、かなり有力であるといえる。その供述に關し、弁護人は、同人が本件犯行直後司法警察員に対し、犯人は土地の人ではないと考えられる旨供述している点（二九・三・一二、員調）を指摘してその証明力を争っている。

しかし、鈴木鉄蔵は、男が橋番の前をだまつて通つたという事実から、橋銭を払うことをしらぬものではないかと推測し、それから推論された意見として、右のように司法警察員に述べたものと認められるから、このことを以て、同人の証人としての供述が信用できないと論断するわけにはいかない。

(二) 証人太田原ます子は犯行当日犯人を目撃し、面通しをした太田原松雄の行動を証言している。（三公）。その供述には、誇張のきらいがないわけではないが、太田原松雄が犯人を目撃したこと、同人が昭和二十九年六月六日警察署で被告人をその犯人であると指摘したこと、その他の十名位の容疑者や百余枚の写真に写されている人物については、いずれも犯人と異なる旨答えた事實は、真実であると認めざるを得ない。

ところで、太田原松雄が、被告人を犯人であると指摘した事実から、直ちに（すなわち、いかなる事實に基き、被告人と犯人との同一性を認められたかとい

うことに関する太田原松雄の供述を得ることなしに）被告人が犯人であると認定することは、伝聞法則に反するといえるかもしれないが、太田原松雄は、当公判廷では当時の記憶を喪失して、右の点に關する十分な供述をなし得ないことでもあり、右に認定したように、他の場合には、同人が見せられた容疑者または写真の人物が犯人と異なる旨を供述していることにかんがみると、これら一連の事実から、同人が被告人を犯人であると指摘したことには相当の理由があるものと認めることができ、従つて被告人が、太田原松雄の目撃した犯人であると認定することも、不当であるとは解し得ない。

もっとも、太田原ます子の供述によれば、太田原松雄を被告人に面通しさせる際、捜査官が「久子ちゃんを連れ去つた犯人が捕まつたからその顔を見せに行く」旨を述べ、松雄に或る程度の暗示を与えたことがうかがえるけれども、同人が被告人を犯人であると指摘した状況や前段認定の事實に照し、その暗示が松雄に不当な先入観を与えたものとも思われ

ない。

(三) 中野ナツが当公判廷で供述したところと、同人が本件犯行直後（三月十二日）司法警察員に対し供述したところとは、かなり相違する点のあることは認めなければならぬ。しかも、司法警察員に対する供述も、鈴木鉄蔵の供述などと対比すると、正確な



記憶に基くものとは認められないのであって、結局、中野ナツの犯人の服装、容貌に関する印象、記憶はあいまいであるが、その供述は、犯人の横顔が被告人と似ていることや、犯人の歩いた経路を証明するにたるものである。

(四) 証人松野みつ、同橋本秀夫、同橋本すえの供述も、犯人の歩いた経路を明らかにすることができる。

(五) さらに、弁護人は、本件犯行当日被告人を目撃したというものは、いずれもその服装が小ざっぱりしているとか、浮浪者のようでなかったと述べているのであるから、同人等の目撃したものは、当時浮浪して汚れていたはずの被告人ではない（被告人が大磯署で取調べを受けたときは、一見して浮浪者とわかるような垢じみた風体をしていたという千田啓の証言がある）と主張する。

しかし、前記松浦武志の証言（十七公）によれば、同人が前記のごとく被告人に会ったとき、その服装は格別薄汚いわけでもなく、浮浪者の様な恰好にはみえなかったというのであるから、犯行当日の目撃者が右のように述べたからといって、目撃されたものが被告人でないとはいえない。

三、弁護人は、捜査官は、捜査の経過で知り得た知識に基き、不当に被告人を追求し、遂に被告人をして虚偽の供述を余儀なくせしめるにいたったものであって、これがため、被告人の供述は客観的な事実と相違し、

また経験則上不合理な点が存するとして、数点を指摘しているので、その主な点について検討する。

(一) 快林寺境内の裏口にある草色の戸が閉まっていたこと。

被告人は、捜査官に対し、右草色の戸が閉まっていた入れなかった（二九・五・三一、員調（記録五六五丁以下の分））、戸の見える所まで行かないうちに戸が閉めてあるだろうと思って引返した（二九・六・二員調）、閉まっていたを押してはみなかったが、多分鍵がかかっていると思って引返した（二九・六・一二検調）と供述しており、その供述が一貫性を欠くのみならず、受命裁判官による検証（三一・一・一六施行）の結果や、太田原松雄の供述によって明らかになった。当時右草色の戸は鍵もかかっておらず、開かれていたという事実と相違する。

しかし、被告人がしばしば快林寺附近を徘徊していたであろうことは、被告人の日頃の行動にかんがみ、たやすく推認し得るところであり、その際、たまたま右草色の戸が閉っていたことがあったので、このことを混同して戸が閉って入れなかったと供述し、後日それが事実と相違することを指摘されて、前記のごとくその供述を訂正したともうかがえるので、このことから直ちに被告人の供述がすべて真実に乏しいと断定することはできない。

(二) 弁護人は、被告人は島田市で育ったものであるか

ら、佐野久子を伴い、白昼人通りの多い駅前通りを通ったことは不合理であり、また快林寺境内には相手が出ていたはずでもあることゆえ、被告人を面識しているものが一人もないということは、条理上あり得ないという。

しかし、犯人が判示のごとき経路で佐野久子を犯行の場所まで連行したことは、各目撃証人の供述によって明らかである。

ところで、犯行の場所として判示の場所を選んだこと、そこに通ずる道として、島田駅線路下のトンネルを通る道があることを知っていることは徴すれば、その犯人が島田市及びその近郊の地理に明るいものであるといわなければならない。してみれば、その犯人がたとえ被告人でなかったとしても、犯人の経路及び同人の目撃について弁護人の指摘するごとき不合理性があてはまるわけであるから、そのことゆえに被告人が本件犯行の犯人でないとすることはできない。

(三) 被告人の自白が捜査官の既に知り得た知識に基いて強要されたとの点について。

(1) 被告人の検察官及び司法警察員に対する供述は、本件犯行の日（三月十日）の行動については、終始ほぼ一貫しており、犯人を目撃したものの捜査官に対する供述（それは、被告人を取調べる前に捜査官が知り得たものであることはいうまでもな

い）によってうかがわれる犯人の行動と符合しているのに対し、犯行日前後の行動に関する供述は再三変化しており、とりわけ、本件犯行後の行動についての供述は、さきに認定したように同月十二日被告人が大磯警察署で取調べを受けたという事実と全く相容れないものであることはこれを認めなければならない。

そうすると、被告人の右のような供述は、弁護人のいうごとく捜査官によって強要されたものであるか、被告人がことさら犯行日前後の行動をあいまいに供述しているものであるか、或いは、被告人は、犯行日前後の行動についての記憶はあいまいであるが、犯行についてはかなり明確な記憶をもち、その任意の供述（供述に際し、捜査官の知識による記憶の喚起や誤りの是正はあり得るとしても）によって真実を述べたものであるか、のいずれかでなければならぬであろう。

(2) ところで、判示のごとき被告人の性格に徴すれば、被告人が意識的に犯行日前後をあいまいに供述してみることが困難である。むしろ、被告人が判示のごとく、習性として諸処を放浪している事蹟にかんがみれば、いつ、どこを放浪していたかということについて明確な記憶をもっていなかったと認めることが判示のごとき被告人の智能程度に照しても、自然なことである。

しかし、かような生活歴においても、本件のごとき重大事件につき、被告人が相当鮮明な記憶をもっていたとしても怪しむにはたらない。

(3) かえって、被告人は捜査官に対し、本件犯行場所のごとく、一般人には容易に知り得ない場所(このことは当裁判所が昭和二十九年十二月十五日行った検証の結果によって明らかである)を自ら進んで図示しており(二九・五・三一調記録五六五丁以下の分)(添付の図面、四公相田兵市の供述)、また、佐野久子が死亡する以前にその胸部を石で殴ったと供述しており(二九・五・三一員調(前に同じ)二九・六・一三検調)、しかも後の点は、前記古畑鑑定人の鑑定の結果と一致する。捜査官が被告人を取調べた当時作成されていた鈴木医師の鑑定書(二九・三・二五付)には、右の傷は死後のものと推定される旨の記載がある。当時捜査官は、右鑑定書を精読していなかったがゆえに、その点に関する被告人の供述を追求しなかったものと思われるが、ともかく、犯行の重要な部分について捜査官が既得の知識に基いて供述を強要したものでないことは確かであり、その供述が真実に合致すると認められることは、観過し得ないところである。

(4) 被告人は、相田警部に対し、当初は本件犯行後、子供のブローンスで後始末をしたように思う旨供述

を訂正している(二九・六・二員調)。

弁護人は、このことを、被告人が犯行の状況を詳細に述べるに際し、実際行わなかった動作を附加して述べるということは不可解なことであり、相田警部は、ブローンスを見分した結果、さきの供述が真実に反することに気づき、後にこれを訂正せしめたものにはかならない。すなわち、被告人の供述が捜査官によって誘導された一つの例証であるという。

被告人は、かように供述を訂正した理由について、後始末をしなかったという体裁が悪いので、ブローンスで始末したように述べたものと供述しており(二九・六・二員調)この理由が全く不可解なものとはいえないし、また、実際行わなかったことを行ったように述べたとしても(しかも被告人は前記のごとく、後始末したように思うと述べているのである)、通常行なわれる習慣的な行為を附加的に述べたにすぎないと解すべきであるから、このことからして被告人の陳述がすべて虚構のものであるということではない。

さらに、被告人が相田警部に指摘されてその陳述を訂正したことは、供述の経過に照し明らかであるが、そうだからといって被告人の供述に強制や不当な誘導が加わったと推測することはできない。

(5) 捜査の経過によれば、前記佐野久子、左胸部の傷は、被告人の供述によりはじめて、被告人が判示の石で殴打したことによってできたものであることが判ったということになっている。

弁護人は、このことをとらえ、捜査官は犯行直後、犯行現場を検証し、判示の石が存在することを熟知しながら、ことさらこれを秘匿し、あたかも被告人の供述によってこれを発見したかのように作為しているとは非難する。

しかし、鈴木医師の鑑定書(二九・三・二五付)によれば、左胸部の傷の成傷用器は判定できずとされ、捜査官も、相田兵市の供述しているとおり(四公)、その凶器を推定できなかったと認めるのが相当である。なぜならば、もし当時捜査官が右の石を発見し、それが成傷用器であろうとの疑いを多少なりとも懐いていたとすれば、少くともその石を領置し、さらには、これについて鑑定したであろうと解するのが自然だからである。

してみれば、判示の石は、頭初に述べたような経過で発見されたものと認めざるを得ないのである。

(6) その他、弁護人の指摘するように、被告人が昭和二十九年三月六日夕方、島田駅で内藤善一に会ったという司法警察員に対する供述(二九・六・一二員調)は、真実と一致せず、また三月五日夜

自宅に一泊したという供述(二九・六・一二検調)もたやすく信用し得ないことは、これを認めなければならぬ。

ただ、被告人が捜査官に供述したような状況で、内藤善一に会ったり、自宅に帰宅したことがあることは、日時の点を除けば、過去において被告が一度は体験した事実であることが、内藤善一(七公)や赤堀ムツミ(五公)の供述によってうかがえるところである。

(7) 叙上の諸点を総合すると、つぎのようにいふことができる。

(イ) 被告人の警察官及び司法警察員に対する供述は、捜査官による被告人の記憶の喚起または供述の是正がなされたにもせよ、任意になされたものであることが認められる。

(ロ) そこで、被告人の供述の真実性が問題となるのであるが、この点に関しては、まず、被告人が軽度の精神薄弱者であり、心因反応もおこし易いこと、従って、捜査官の誘導によって暗示にかかり易いこと(林暉、鈴木喬鑑定人作成の三〇・一二・五鑑定書及び九公鈴木喬の供述)を考慮しなければならぬ。しかし、このことを考慮にいれても、前段に説示したところと、

① 被告人が昭和二十九年五月三十日夜九時半頃、島田警察署留置場保護室内で、当直副主

任であった松本義雄に対し、「大罪をおかし  
てしまいました」と述べたこと及びその時の  
の態度(四公、証人松本義雄の供述記載)

② 被告人が同月三十日、捜査官清水初平に対  
し、本件犯行を自白したときの状況(四公、  
証人清水初平の供述記載)

③ 被告人が、同月三十一日以降、捜査官相田  
兵市に対し、本件犯行を自白したときの態度、  
証拠物たる被害者の着衣等を示されて、被告  
人が「もう見せないでくれ、警察署附近で遊  
んでいる子供の声を聞くとあの子が生き返っ  
てくるような気がしてならない。早く刑務所  
に送ってくれ」といって顔色を変えたこと、

(四公、証人相田兵市の供述記載)(なお、  
被告人の二九・六・八員調(記録六三八丁以  
下の分)にもその趣旨が記載されている。)

を併せ考えると、なるほど、被告人の記憶は日  
を逐って統一されてはいないけれども(このこ  
とは、被告人の智能程度が低く軽度の精神薄  
弱であることにゆらいするものと認められる)、  
その供述は、概して何等かの機会に表象し、ま  
たは体験した事象にかかわるものであって、こ  
とさら虚構したあとが見受けられない。のみな  
らず、本件犯行に関する供述の内容や態度には、  
誇張されたところはあるにはしても、真に迫っ

たものが見受けられる。それであるから、被告人  
供述が捜査官の暗示により虚構されたものと認め  
るのは困難であって、特に印象の強い、また日常  
生活の連鎖から離れた本件犯行についての供述は、  
明確な記憶に基づく信憑性の高いものであるが、そ  
の周辺に生じた通常の浮浪生活については、特  
長のある部分(たとえば、大磯警察署で取調べを  
受けたことなど)を除き、その記憶(特に日時  
の点に関する記憶)があいまいであって思いついた  
まます供述していると認めるのが相当である。

四、かような理由により、当裁判所は、本件犯行に関す  
る被告人の検察官及び司法警察員に対する供述は、任  
意になされた真実のものであり、かつこれを補強する  
証拠があるものとして、判示のごとく認定しただい  
である。

#### 第四、法律の適用

被告人の判示所為中、強姦致傷の点は、刑法第百八十  
一条に、殺人の点は、同法第百九十九条に夫々該当し、  
以上は、同法第四十五条前段の併合罪であるから、次に  
情状について考える。

一、本件犯行は先に認定した通り、白昼、誰しもそのよ  
うな場所でかような犯行がなされようとは夢想だにし  
ない。人家の密集したしかも幼稚園の中において、未  
だ七才にも満たない無垢な、何の罪咎のない幼女を甘  
言を以て誘い、これを人里離れた通常誰もが行くこと

すらはばかる山中に連れ込み、そして恥しめて殺害  
したものである。

二、しかもその殺害の方法たるや、姦淫した上、もがい  
て泣き叫ぶ幼女に腹を立て、その胸部を石で強打し、  
更に両手を以て扼殺している。かような行為は、恐ら  
く通常の人間にはよくなし得ない悪虐、非道、鬼畜に  
等しいものであるといわざるを得ないであろう

三、被告人は先に認定した通り智能程度が低く、軽度の  
精神薄弱者であり、その経歴を見ると殆んど普通の社  
会生活に適應できない。これは被告人の性格にのみ基  
因するものではなく、人格形成期における家庭、社会  
の環境に影響されたことが重要な原因となっているで  
あろうとは、推察し得るが、さりとてこれらの事情を  
本件について被告人の有利な情状として考えるには、  
本件はあまりにも大胆な、そして計画的、残酷な犯行  
である。

四、そこで被告人の犯行後の状況を考察するに、被告人  
は警察検察庁においては一貫してその犯行を認め、悔  
悟の様子も見られなかったわけではないが、当公判廷  
においては終始その犯行を否認し、弁解してやまない  
これを被告人にのみその責があると考えることはでき  
ないが、主として被告人自身いまだその犯罪の重大さ  
と、罪責の深さを認識することなく、言をかまえて罪  
を免れようとする態度に外ならず、誠に遺憾という外  
はなく、ここに至って、裁判所は更に被告人の反省を

促すものである。

五、翻って、本件犯行が被害者の家庭、社会に与えた影  
響を考えると、ひとしく幼女をもつ世の親は、誰しも  
その幼児の生命、身体の安全について危惧を抱かない、  
かような場所、恐らく防ぎすべもなく行われたこの  
ような犯罪について、いい知れない恐怖と、犯人に対  
する強い情悪をもったであろうことは、犯人自体より  
推察に難くなく、そして、本件被害者の遺族は、当時  
悲嘆のどん底に投込まれたことであろうことも、記録  
の背後に充分うかがうことができる。時は既に四歳月  
を経て、社会の多くの人は、このいまわしい悲しい事  
件を忘却の外へと押しやっていることであろう。然し、  
被害者の遺族、殊に母親、妹等にとつては、その生涯  
を通じて、己が愛した子、姉のこの悲惨な最後が悲しい  
思い出となり、心の傷として永久に癒えないであろう  
ことは察するに余りある。

以上諸般の情状を検討し、考察するに、殺人罪につ  
いては定められた刑のうち死刑を選択するを相当と思  
料する。ところで、被告人は、本件犯行当時、心身耗  
弱の状態にあったものではないかと思われる点がないわ  
けではない。すなわち、判示冒頭の事実を認定した一、  
三、四、一〇の各証拠及び第七回公判調書中証人沢田義  
雄の供述記載によれば、被告人は、生来精神分裂病の遺  
伝的負因をもち、幼時脳疾患をわずらったと思われる節  
もあって、軽度の精神薄弱者であり、八王子少年刑務所

で服役中精神異常のため執行停止となり、また、後に静岡刑務所に服役中も、再度精神異常を呈し、静岡市溝口病院に入院、精神分裂病の疑いがある旨の診断を受けたが、電気衝撃療法によって寛解したことが認められる。

しかし、前記、林、鈴木両鑑定人の作成した鑑定書及び第九回公判調書中証人鈴木喬の供述記載によれば「被告人は、本件犯行当時、精神的には全体として幼稚で、鈍く、軽薄であり、同時に動的に不安定であり自己中心的、執拗な傾向があり、智的には軽度の精神薄弱が認められ、心因反応もおこし易いところがあるが、これらの性格偏倚と智能低格はいずれも軽度であり、いわゆる精神病質ということには疑問があり、精神薄弱の程度は、最も軽症に属する魯鈍に相当する。刑務所内における精神異状は、心因反応と認められ、欠陥症状を残さない。」とされている。

してみれば、本件のごとき重大な犯行が許されないものであることは、被告人にも十分判っていたはずであり、かような行為を押し切れないほどの精神障害があったとは認められない。

以上の理由により、被告人を死刑に処するを相当と認め、刑法四十六条第一項本文により、他の刑を科せず、訴訟費用は被告人が納付できないこと明らかであるから、刑事訴訟法第八十一条第一項但書を適用して被告人に負担せしめない。

昭和三十三年五月二十三日

静岡地方裁判所第一刑事部

|        |       |
|--------|-------|
| 裁判長裁判官 | 矢部 孝  |
| 裁判官    | 高島 良一 |
| 裁判官    | 浜 秀和  |

主 文  
本件再審請求を棄却する。

昭和四四年 第三・十一第四次再審請求 棄却決定

(昭和四四年 第三号)

決 定

本籍 静岡県島田市七七二四番地

宮城刑務所在監中

無 職

再審請求人

赤 堀 政 夫  
昭和四年五月一八日生

右の者より同人に対する強姦致傷・殺人被告事件につき、当裁判所が昭和三三年五月二三日言渡し（静岡地方裁判所昭和二十九年わ第一五六号事件 以下原一審とよぶ）昭和三年一月一五日上告棄却（判決訂正申立昭和三六年一月二六日棄却）により確定した有罪の判決（以下原確定判決とよぶ）に対し、適法な、再審の申立があったので、当裁判所は、請求人・弁護人及び検察官の意見を聴き、次のとおり決定する。

理 由

第一 本件請求の趣旨及び理由は、記録に編綴されている請求人名義の昭和四四年五月九日付再審申立書及び弁護人名義の昭和四四年五月九日付再審請求理由書同年一月二八日付再審請求理由補充書（一）、昭和四五年九月二十九日付同（二）、同年二月二十八日付同（三）、同四六年一月一日付同（四）、同四八年六月一二日付同、同五一年六月三〇日付同、各記載の通りであるので、これを引用するが、要するに、請求人は、強姦致傷・殺人事件につき、死刑を言渡されたが、請求人は無実であり、無罪を言渡すべき明らか証拠（以下「明白な証拠」とよぶ）を新たに発見した（以下「新証拠」とよぶ）から再審開始の決定を求めるといっているのであり、原確定判決を論難し、証拠として、芹田孝一作成の外川神社周辺見取図一枚及び同人撮影の外川神社周辺の写真一葉、東京弁護士会長宛の照会請求書及び東京弁護士会からの報告書、金谷民生寮関係の写真二葉、山城多三郎、草山テイの各供述録取書、金谷民生寮の「一時保護取扱記録」の写・北条春光作成の鑑定書と題する書面、太田伸一郎作成の昭和四六年五月二二日付、同四七年四月六日付各「鑑定書」と題する書面、上田政雄作成の「鑑定書」と題する書面、農林省茶業

試験場作成の昭和二十九年二月気象表(写)、同三月気象表(写)、新聞(写)、八葉を提出し、検察官は鑑定人井上剛作成の鑑定書を提出した。

なお、弁護人は、昭和五十一年一月三〇日付「再審請求理由補充書並びに意見書」なる書面を提出し、これには、時刻表運賃表、小鍛冶格宛請求人の手紙、仙石原観測所昭和二十九年三月、月表、パンくずをもらったと思われる家付近の写真二葉(以上いずれも各写)、観測原簿拡大複写(東京、横浜、三島、静岡、各関係分)、臨床心理学研究一四巻二号、赤堀裁判とその精神鑑定書における差別性についての意見書が添付されている。また、その後上田政雄の昭和五十一年一月三十一日なる日付の鑑定書及び同年一月二〇日付鑑定書訂正追加という書面を提出してきた。これらは、当裁判所が弁護人の希望通りの準備期間を与え、最終的に期限を昭和五十一年六月末日と定め、それまでにすべての申出をするより、訴訟指揮をし、しかもその後、所要の事実取調べを終了したうえ、昭和五十一年一月二一日事実の取調べ終結宣言をしたの後に、提出されたものであるが、職権で採り上げて合わせて検討することとする。その請求の趣旨理由は前記と同様である。

なお、弁護人は、昭和五十一年二月一九日、同日付再審請求理由補充書と題する書面を提出してきたが、これは、右記の経緯を経て、昭和五十一年一月二一日事実の取調べ終結宣言をした後に提出されたものである

うえに、その内容は、当裁判所において、昭和五十一年一月一日行われた弁護人の口頭による意見陳述の一部を書面化したものであるというのであるから、再審請求理由補充書とならずに、単に右趣旨において、弁護人の意見として取扱うこととした。

また、昭和四十四年七月二四日付再審請求理由書中には証人松浦武志、同小山陸子の各証言は偽証であり、公訴時効が完成し、偽証罪の確定判決を得ることができない旨の記載があるが、弁護人が、これを刑事訴訟法四三五条二号の再審理由として主張するものでないことは、昭和四十八年六月二日付再審理由補充書の記載及び昭和五十一年一月一日行われた口頭による弁護人の意見陳述の全趣旨より明らかである。

第二、ところで、原確定判決によると

(一) 請求人が、本件再審請求の対象とする右確定判決の有罪認定事実の骨子は、「請求人赤堀政夫は、昭和二十九年三月一〇日静岡県榛原郡初倉村坂本字伏原四九二五番地の山林内(以下犯行地という)において、佐野久子(当時六才三ヶ月)の上に乗るかかって姦淫し、その結果、同女に外陰部裂創等の傷害を負わせたが、同女がなおも泣き叫んで抵抗するので………同女を殺害し併せて犯行の発覚を免れようと決意し、附近にあった拳大の変形三角形の石(昭和二十九年領第一二二号の一〇)を右手に持って、同女の胸部を数回強打したうえ、両手で同女の頸を強く締めつけ同女を窒息

死させた」という事実である。

(二) そして、これを認めた証拠として、原確定判決が証拠欄に掲げるものを、弁護人佐藤久の昭和五十一年一月一日に口頭でなした意見をも参照して分類し、その意義を原確定記録によって検討すると、その要点は、

(A) 司法警察員の作成した昭和二十九年三月一三日付検証調書、医師鈴木完夫作成の昭和二十九年三月二五日付鑑定書で「佐野久子の死体が昭和二十九年三月一三日犯行地で発見され、同女が扼頸されて窒息死していたこと、陰部に高度の損傷を受け、陰内に指或いは陰茎様の細長い鈍器を無理にそう入されていること、左胸部に鈍器によるものと認められる損傷のあること」(佐野久子にこのような被害を与えた行為を以下本件犯行とよぶ)

(B) 拳大変形三角形石一個(昭和二十九年領第一二二号の一〇)(以下本件「石」とよぶ)、司法警察員作成の昭和二十九年六月一日付実況見分調書、及び、鑑定人古畑種基の原一審公判廷(第二一回)における供述(以下「古畑鑑定証言」という)により、「佐野久子の死体のあった附近で、右本件「石」が発見され、佐野久子の左胸部が右「石」で生ぜしめ得ること、しかも佐野久子の左胸部の傷は生前に受傷したものであること。」

(C<sub>1</sub>) 原一審第二回公判調書中 証人鈴木鉄蔵、同中野ナツの各供述記載部分、同第三回公判調書中 証人

太田原ます子の供述記載部分、同第九回公判調書中 証人太田原松雄の供述記載部分、及び原一審裁判所の証人中野ナツに対する尋問調書によって、「右太田原松雄、中野ナツ、鈴木鉄蔵らが請求人に似ている男(太田原松雄は、請求人であるとすら供述している。)が、佐野久子を快林寺境内より連れ出し、犯行地の方へいくのを目撃していること。」

(C<sub>2</sub>) 原一審第二回公判調書中 証人松野みつの供述記載部分及び原一審裁判所の証人松野みつ、同橋本秀雄、同橋本すえに対する各尋問調書及び原一審裁判所が昭和二十九年一月一五五行った検証、受命裁判官が昭和三十一年一月一六日行った検証の各検証調書で「犯人の歩いた経路」

(D) 被告人(II請求人)の検察官に対する第一ないし第三回、第五回、六回供述調書及び司法警察員に対する昭和二十九年五月三〇日、同月三十一日(原記録五六五丁以下の分)同年六月一日、同月二日、同月五日、同月六日、同月七日、同月八日(原記録六三八丁以下の分)付各供述調書並に裁判官の被告人(II請求人)に対する勾留質問調書で「請求人が右佐野久子を快林寺境内より犯行地へ連れ出したうえ、同女を強姦し、次いで本件「石」でその左胸部を数回強打し、最後に同女を扼殺したことを自白していること。」

(E) 押収してある昭和二十九年領第一二二号の一ないし九及び一一ないし一三の証拠物で「佐野久子及び請

求人(の着衣等の状況)

というのであり、

これらを総合して右(一)のように罪となるべき事実を認めたとの解されるのである。

(三) として更に、請求人のアリバイの主張に対し、証人松浦武志、同小山陸子の各証言を信用し、その裏づけとなる証拠と相まって、請求人は昭和二十九年三月七日ないし九日頃は島田市またはその近郊にいたものと判断し、請求人がアリバイとして述べている事実のうちには、同人がいつの日かに直接体験した事実もあると考えざるを得ないか、それを、本件佐野久子に対する犯行を請求人がするのは不可能であるとするような、同人の供述した日時に結びつけるに足るものがないとして、これを排斥していることが明らかである。

第三 よって次に、再審請求側が無罪を言渡すべき明らか新たな証拠即ち「明白な新証拠」として提出した証拠を再審開始の理由となるか、否か、という観点から逐一検討することとする。

一、東京弁護士会長宛の照会請求書及び東京弁護士会からの報告書について

右証拠は、東京高等裁判所 昭和三三年(一)第一二二二号事件(以下原二審とよぶ)判決の妙善寺と神奈川県大磯町高麗五三三番地の稲荷神社の距離を六・四キロメートルとする認定が誤りであると攻撃するものであって、原確定判決を対象とするものでなく、不適法

であるばかりか、到底原確定判決の認定を動かし得るものではない。

二、北条春光作成の鑑定書と題する書面、太田伸一郎作成の昭和四十六年五月一二日付、同四十七年四月六日付各「鑑定書」と題する書面、上田政雄作成の昭和四十九年一月一日付「鑑定書」と題する書面(以上を、以下「新鑑定」とよび、太田伸一郎の鑑定書のみについては、太田「新鑑定」 上田政雄の鑑定書のみについては、上田「新鑑定」とよぶ)について

(I) これらの証拠が鑑定の方法、採用した経験則等よりみて、「新証拠」であることは肯定することができ

る。ところで、再審請求理由がこの「新鑑定」によって主張するところは、これら「新鑑定」によって

1. 被害者の陰部損傷の成傷用器
2. 被害者の胸部損傷の成傷用器
3. 被害者の受けた犯行の順序

の三点を各検討したうえで、結局、被害者佐野久子の死体の状況は、請求人が前記第二(二)(D)掲記の各供述調書や勾留質問調書で述べているところとは異なる、と断定し、右各供述調書や勾留質問調書における供述は信憑できず、「新鑑定」は請求人に無罪を言渡すべき「明白な証拠」である、というに帰する。

当裁判所は、右各鑑定趣旨を明らかにし、再審請求理由の有無を明らかにするため、太田伸一郎、

上田政雄の両名を各証人兼鑑定人として尋問し(以下「新鑑定証言」とよび、太田伸一郎のみの分は太田「新鑑定証言」上田政雄の分の時は上田「新鑑定証言」とよぶ)、また、これとの関連において、鈴木完夫を証人兼鑑定人として取調べたので、これらをも参照して、次に順次所論を検討することとする。

(一) 陰部損傷の成傷用器について

所論は、「新鑑定」によって、請求人がその前記各供述調書において述べているような佐野久子の陰部に陰茎を半分入れただけでは、同女の陰部にあったような傷害は起きず、請求人のこの点に関する供述は虚偽であることが明らかになったというのである。

上田「新鑑定」太田「新鑑定」北条「新鑑定」も記しているとおり、佐野久子の陰部にあった傷が、請求人が右各供述調書の中で司法警察員や検察官に供述しているように、自己の陰茎を半分位そう入したというだけでは余りに損傷がひどいことは、所論指摘のとおりであり、右「新鑑定」がいうとおり、手指或は棒のような固い鈍器による損傷が加えられたり、動物による損傷の可能性のあることも、否定することはできない。しかし、右各「新鑑定」とも、二五才の男子が六才三ヶ月の女兒の陰部に陰茎をそう入することは非常に困

難であるとは言っているが、絶対に不可能であるとは断定してはいないのである。もち論そう入した場合には女兒の陰部に相当の外傷を生ずることともその指摘するとおりであろう。そして、現に、

佐野久子の死体の陰部隆壁は陰脣隆部まで完全に裂創があり、外陰部は、幼児手掌大に開口したままになっていたのである。もち論、これだけによって佐野久子の陰部に陰茎がそう入されたか否かまで確定することはできない。或は何らか他の鈍器がそう入されたかも知れない。しかし右「新鑑定」によっても本件において、陰茎がそう入された可能性自体を否定することはできないと考える。むしろ、当裁判所で鈴木完夫が証人兼鑑定人として、隆壁損傷の成傷凶器について、「私はこれは比較的やわらかいものだという考えを持っていました。なぜかというとなんかの場合には中の裂創の所へひっかき傷とか、そういうものができやすいんです。直線状のすうーとした裂創というのはなかなか。これは大陰脣の表皮がむけちゃっているわけです。そうすると、こういうところを硬いものでやりますと、局部的な創しかできません。やわらかいものでやりますと総体を巻きこむような形になってくるんです。だから、私は比較的やわらかいものだというふうに。」と供述しているところを参照すると隆壁は陰茎によって損傷した

可能性の方が大きいと考える。また膻壁を損傷したものが陰茎でない他の鈍器であったとしても、その後陰茎がそう入されてはいない、とは言えない。所詮、「新鑑定」は「新鑑定証言」を加えても、上記の点からみて、請求人の司法警察員や検察官に対する前記供述調書で述べている「佐野久子の陰部にその陰茎を半分程そう入した。」という供述が事実と反する、ということとはできない。なお、所論は、上田「新鑑定証言」に依拠して、佐野久子の死体発見時の姿勢でなく同女は強姦されていないと主張するが、これは上田「新鑑定」にその記載なく、右上田、「新鑑定証言」において漸く言われたところであるところ、直接同女の死体を検分した鈴木完夫鑑定人の鑑定書に「一見して所謂強姦姿勢である」と記載されており、死体の姿勢、その位置からみて陰部に陰茎を半分程そう入することはできないとはい切れないと考える。

もち論、請求人のこの佐野久子の陰部に対する所為に関する司法警察員や検察官に対する供述がすべてをそのまま供述しているものである、というわけではない。手指等陰茎以外の物によって同女の陰部を損傷した疑いは非常に濃い、所論も佐野久子の陰部の傷は死後死体をいじくって作ったものである、と主張している。請求人の捜査段階

における右司法警察員や検察官に対する各供述調書にはそのような記載がない。

しかし、この点の供述がないからといって、請求人の「自己の陰茎を半分程同女の陰部にそう入した」という前記各供述調書における司法警察員や検察官に対する供述を、真実に反するとする理はないと考える。

ただ、医師鈴木完夫の鑑定書によると、「外陰部の裂創は出血が認められるが周囲の生活反応が殆んど無く附近に外傷が認められない。膻窩隆部の裂創内には凝血を含んでいる。」と記載してあり、他に凝血を認めていないところよりみて、上田「新鑑定」や同「新鑑定証言」、太田「新鑑定」や同「新鑑定証言」もいうとおり、陰部の損傷は死戦期以後に生じたものとする合理的疑いがあること、後述のとおりである。従って、陰茎を半分程そう入した可能性のあるのも死戦期以後ということになる。ただ、そのようになると、請求人の右司法警察員や検察官に対する各供述調書中の「自分の大きくなった陰部を女の子のおまんこにあて、右手をもって押しあて腰を使ってグッと差入れました。半分位入ったと思います。女の子はもがきながら、痛いおかあちゃんと力一杯泣くので左手では押えきれなくなり、私は構わず腰を使いましたが、余り暴れるのでやっつきりしておまんこをや

めて……石を拾い女の子の左胸辺を殴り……両手を女の子の首にあて力一杯押えつけました。……という趣旨の供述は、問題を含んでくる。しかし、この点は犯行順序の問題に帰着すると考えるので、後に検討することとする。

## (二) 胸部損傷の成傷用器について

原確定判決は、「被告人(＝請求人)は附近にあった拳大の変形三角型の石(昭和二十九年領一〇二号の一〇)(即ち本件「石」)を右手に持って佐野久子の胸部を数回強打した」と認定している。そして原確定判決は右のように佐野久子の胸部を強打した石が本件「石」であることを、前示第二、(二)(B)や(D)に記したように、右石(昭和二十九年領第一一二号の一〇)の存在及び請求人の検察官に対する第三回及び第五回各供述調書、請求人の司法警察員に対する昭和二十九年五月三十一日付(原記録五六五丁以下のもの)及び同年六月一日付各供述調書、司法警察員作成の昭和二十九年六月一日付実況見分調書等を総合して認定しているものと認められるところ、さらに原一審で取調べられた第四回公判調書中の証人相田兵市の供述記載等を合わせると、原確定判決は、これらの証拠により、従来捜査官としては、石で佐野久子の胸部を殴ったということは全然考えておらなかったが、請求人が石で殴ったと供述し「使った石は投げはしな

いから近所にあるだろう。」というので、前記実況見分調書のように昭和二十九年六月一日実況見分をしたところ、犯行地付近は粘土質で死体のあったところを中心として半径三メートル以内には拳大変形三角型石(前同号の一〇)(即ち本件「石」)の他、下端約三分の一位土中に埋った石一個があったのみであり、本件「石」を請求人に示したところ、この石で佐野久子の左胸部を殴打したものであることを認めた経緯を肯定し、さらに「古畑鑑定証言」で佐野久子の胸部損傷は本件「石」の殴打によってでき得ることを肯定し、請求人や弁護人の公判廷におけるこれを否定する主張にも拘わらず、前示のように事実認定したもの、と思料されるのである。

ところが、「太田新鑑定」や上田「新鑑定」によると、本件「石」では佐野久子の胸部の傷は生じない旨記載されており、さらに当裁判所の証人兼鑑定人としての各供述(即ち「新鑑定証言」)に際し、仔細にその理由を述べている。弁護人はこの点よりみて請求人の司法警察員や検察官に対する本件犯行の自白は虚偽であることが明らかになったのであり、請求人の無罪が「新鑑定」によって明白になったと主張する。ところで「新鑑定」が本件「石」で佐野久子の胸部の傷ができないとする理由は次の(a)(b)の二点に帰着する。

(a) 左胸部体表の革皮様化表皮剝奪部の形状、大

きさよりみて、本件「石」では形成し得ないという。

しかし、この点に関する太田「新鑑定」もかなりに経験的なものであり、昭和四七年四月六日付太田「新鑑定」や同人の「新鑑定証言」によって太田伸一郎自身が認めているとおり、人体と粘土とは物理的性状が異り、本件「石」と同じ形状の石膏模型石を作り、粘土を殴打して粘土に形成された形と、本件被害者の左胸部表皮剥奪部の形等とを比較し、その形状ならびに大きさが合致しない、といつても絶対視できない。

また、上田「新鑑定」は、同鑑定書五九頁、六〇頁で、医師鈴木完夫作成の鑑定書の三(9)(原記録一五〇丁)に記載されており、右上田「新鑑定」九頁で特定されている、佐野久子の死体左胸部にあつた(9)(ロ)の傷は本件「石」ではできないが、同(9)(イ)の傷や同(9)(ハ)の傷は本件「石」ではできない、とする。しかし、上田「新鑑定」は右(9)(イ)の上下二つの傷を同時に受傷したものととして(その必然性はないと認められる)鑑定しているのであって、上下二つを別々に出来たものとしたうえで、なお、本件「石」の殴打ではできないという鑑定をしているわけではないし、(9)(ハ)の表皮剥奪とするのも写真からの判定すぎず、直接死体解剖をした医師鈴木完夫の鑑定書には「周囲に半胡麻粒大の表皮剥奪を認める」と記載しているだけであるから、上田鑑定人が右(9)(ハ)の表皮剥奪の状況を

独自に写真から判定し直ちに本件「石」ではこのような傷は生じ得ないとするのは、相当でないと考えられる。従つて、左胸部体表の革皮様化表皮剥奪部の形状・大きさという観点からすると上田「新鑑定」も、本件「石」で佐野久子の左胸部が殴打されたという事実を否定するようなものではない、と考える。

要するに、佐野久子の死体左胸部体表の傷の形状大きさよりする「新鑑定」も旧証拠と総合してみても本件「石」ではこのような左胸部体表の傷を生じ得ないとする明らかな証拠であるとは言いが得ないのである。この意味で「新鑑定」も、請求人が右検察官や司法警察員に対する各供述調書で「本件「石」で佐野久子の胸部を数回力一杯殴りつけた。」と述べているところを信憑できないとする理はないと考える。

(b) 本件「石」では肋間の表層のみに達し、肋骨の損傷なくして第四肋間に穿孔を来たさないととの点について、たしかに、太田、上田の両「新鑑定」やその「新鑑定証言」によって指摘されているとおり、本件「石」の大きさ形状と七才の女兒の胸廓の大きさ形状を対比してみると、本件「石」では肋間の表層のみに達し、肋骨の損傷なくして、肋間の深層には達し得ないものと認められる。

ところで、両「新鑑定」の本件「石」で佐野久子の左胸部の傷を生成させることができないとする論拠は、その傷は凶器が肋間深層に達して出来たものであることを前提にしていることは、右両「新鑑定」自体に明らかである。しかし、右傷は、果して凶器が肋間深層に達して出来たものと断定できるであろうか。

即ち、第四肋間の穿孔は単純に凶器が肋間の深層に達したということによって肋間筋が挫滅され生じたものと認定してよいだろうか。

上田「新鑑定」や上田「新鑑定証言」で指摘されているように、佐野久子の左胸部の傷は奇妙な傷である。即ち、外表皮層部の表皮剥奪は数個の損傷部より成り傷と傷との間に健全な皮膚も残っているのに、肋間穿孔部は横に四センチメートル位のものが抜けたというような一つの傷となつていて、組織の橋架が残されていない。凶器による打撃によって生じた傷とすれば、外表からみれば数回の打撃によるもののようにあり、肋間穿孔部からみれば上田「新鑑定証言」もいうように一回の打撃によるものと考えざるを得ない。しかも表皮と脂肪層のみ残り、筋肉のみ消失し肋骨は何の損傷も受けていない。また、その肋間筋もどこへ行つたか証明されていない。外表の傷が凶器の一回の打撃でできた

すると、余程特殊の形の凶器でなければならぬ。このように外表の傷と肋間穿孔部の状況とは素直に対応しないのである。凶器が外表に傷を与えさらにそのまま肋間深層部に達して肋間穿孔が出来たものとしては、余りに、相互に符合しない点が多々あるのである。特に、上田「新鑑定」及び上田「新鑑定証言」によると、

肋間穿孔部の大きさは横と一直線上に四センチメートル位が抜けた形になっているのに、胸部外表皮膚部の傷の大きさはこれを合しても最大限三、三センチメートル位で、明らかに肋間穿孔部の傷の大きさは外表の傷の大きさを合したもののより大きい。肋間穿孔部の状況よりみてそれが一回の打撃で生じたとなると、上田「新鑑定証言」がいうように普通は表皮部の傷の方が大きくて中に入る程小さい筈である。上田「新鑑定証言」はこれらの点につき、すべて非常に起り得ないことであるとか、むしろあり得ぬことであるとか、こうした例を見たことがない等と表現している。特に表皮の傷の方が肋間穿孔部の大きさよりも小さいという点は重大であつて、もしこれが凶器の一回の打撃によって生じたとすると少なくとも表皮において三、三センチメートル位の傷が生じただけなのに、さらに肋間部において四センチメートル位の大きさの



穿孔にする何か特別な原因力が働いていたことになる。

上田「新鑑定証言」はそのことを「そこに何か特別な機転（速記録で「起点」とあるのは誤記）が働いていたと考えなくてはおかしいと思う。」述べている。もっとも、その機転がどのようなものであるかは明らかでない。表皮部の傷よりも大きく肋間筋を消失させる機転は、凶器がこの部分に達することによって生じた傷をさらに拡大する原因力であったかも知れないし、或はさらに進んで凶器がこの肋間深層に達しなくても、このような傷を作り得る原因力が他にあったのかも分らない。むしろ、前記佐野久子の右胸部の傷のこのような奇妙な状況は、凶器が肋間深層に達して肋間筋を挫滅させてきたものであると直ちに結論づけるには大いに疑問を抱かされるのである。その意味で、上田「新鑑定」は寧ろ、この凶器が肋間深層に達しなくて肋間穿孔が生じたのではないかとこの考を大いに裁判所に抱かせる内容であるともいえるのである。もっとも、上田「新鑑定証言」はこのような原因力を想定できないという。即ち、同鑑定人は「第一〇号の石（本件「石」）の角部を肋間部にあてても肋間の表層のみに石は達すだけであり第四肋間には穿孔を来たさず、とありま

すが、石による打撃以外に第四肋間筋に穿孔をきたすような原因は考えられないでしょうか。たとえば、病気であるとか、動物によって噛まれたとか、というようなことは考えられないでしょうか。」という問に対し「そういうようなことは考えられません。病気でとかということとは全然ありません。動物によって噛まれたということもございません。外表に表皮剝離はありますけれども損傷はないんですから絶対に考えられません。」と答えているが、これは問において示された事例を否定しただけで、他の原因力については同鑑定人には思い当たらないという意と解される。

同鑑定人は、この想定できないことから、逆に「たとえば、傷の周囲が二ミリくらいとしまして、二ミリくらいの一帯にはいつてきた上からスタンピングに押し込まね。一番上の損傷は三センチくらいの損傷だと、そうすると傷の皮下の組織がついてきますから、それがはいつて四センチくらいになり得るんじゃないだろうかと、こういうことは非常にありにくいことだとは思いますが、そういうことでも考えますと、どうも考えられるんじゃないかと、非常に少いことだとは思いますが、これも。」と述べている。

しかし、これも矢張り一つの想定に過ぎない。しかも強いてなした一想定に過ぎない。これであると認定する根拠もなければその論証もない。むしろ、同鑑定人自身、このようなことは非常にありにくいと認めているし、当裁判所も前記体表の傷及び肋間の穿孔状況よりみて、このような想定には納得できないのである。端的に上田鑑定人の言わんとする趣意を酌むならば、それは、本件「石」が肋間深層にまで達して肋間穿孔を生じたものではないとい得ても、それ以上にどのようなようにして肋間穿孔を来したかは分らない、ということになると思われる。このようにみても、上田「新鑑定」は凶器が体表の傷を作ったうえで肋間深層に達したものであることを前提として鑑定しているが、鑑定の内容、自体はむしろ裁判所をしてこのことに大いに疑問を抱かせる内容となっているといふべきである。そのうえ同鑑定は本件肋間穿孔は凶器が肋間深層に達して出来たものであることを積極的に論証していない。かくして、上田「新鑑定」は凶器が体表の傷を作ったものの肋間深層に達しなくて、なお、第四肋間穿孔が生じた可能性のあることを裁判所をして否定できない結果となっているのである。もち論、その肋間穿孔がどのようにしてできたかは認定でき

ないけれども、本件再審請求事件においては、そこまで認定する要はない。してみると、佐野久子の左胸部の傷は凶器が肋間深層にまで達したか否か分らない、ということに帰着する。

この意味で上田「新鑑定」が本件「石」では肋間の表層のみに達し肋骨の損傷なくして第四肋間に穿孔を来たすことはない。と述べている点も、前記第二、(一)(B)(D)等の証拠によって認められる本件「石」で佐野久子の左胸部を殴打したものであるという認定を否定するものではないということになるのである。なお、上田政雄の昭和五年一月三十一日なる日付の鑑定書において、同人は検察官が提出した鑑定人井上剛作成の鑑定書にいう「佐野久子の左胸部内部の大胸筋及び肋間筋などの組織の崩壊は表皮剝奪の際に侵入した嫌気性の有芽胞菌（クロストリジウム菌類）の作用による組織の分解消化に基づく死後変化であつて外傷性異常でない」という鑑定に反論し、「本件の肋間筋の変化や胸筋の変化は融解現象ではないと考える」としているが、「外傷性によるものである」としているが、そこでも、積極的に外傷性であると考える根拠を示しているわけではないし、そもそも同鑑定人はそこにそれが何であるか結論づけ得ない何らかの機転が働いていたことを認めている

こと、上記のとおりであるから、凶器が肋間深層に達しなくても、肋間穿孔が生じた可能性を否定する結果にならないことは、同人の「新鑑定」「新鑑定証言」等全体を通観し検討すれば容易に看取できるところである。所詮上田「新鑑定」は結論こそ本件「石」では佐野久子の第四肋間の穿孔をきたすのは著しく困難であるとしており、その結論は本件「石」が肋骨の損傷なくして肋間深層に達し得ない、という意味では正当であると考え、凶器が肋間深層に達しなくても肋間穿孔が生じたのではないかという可能性を否定しているものでない以上、上田「新鑑定」は本件「石」で佐野久子の胸部を殴打したことを否定するものではないと考える。

同様に太田「新鑑定」も太田「新鑑定証言」を合わせてみれば明らかなように佐野久子の胸部表皮の傷の大きさ形状と肋間穿孔部の穿孔の大きさ形状の比較検討を欠き、肋間穿孔は、凶器が当然肋間深層に達して出来た傷である、との前提に立ち鑑定しているもので、これによって佐野久子の左胸部の傷は本件「石」によって生じたものでない、と鑑定しているのは、定かでない前提に立つものといわざるを得ない。

このようにみてみると、上田、太田の両「新鑑定」も第三、二(I)(II)冒頭で示したような、証

拠によって認められる事実、この面から合理的な疑をいれるようなものではなく、「本件「石」によって佐野久子の胸部を数回力一杯殴りつけた」という請求人の司法警察員に対する前記供述調書における供述を信憑できないとするとするものではない。北条「新鑑定」も胸部の傷の成因に疑問を呈しているが、資料も不十分、特に示された検証調書の写真も利用価値のなかったものである等、限局された状況での鑑定であり、その疑問の根拠も余り明らかでなく、本件「石」によって佐野久子の胸部を殴打した、という点に合理的疑いをいれる程のものではない。

なお、検察官の提出した井上剛の「鑑定書」と題する書面では、佐野久子の肋間に穿孔を生ぜしめたのはクロストリジウム菌類であると推定しているが、これも飽くまでも推定の一つに過ぎず、それであると認定できる程のものでなく、その点の検討をしなくても「新鑑定」それ自体胸部損傷の成傷用器という面からみて、再審を開始すべき明らかな証拠とはいえないこと前示のとおり明白である。井上剛を鑑定人や証人として尋問しなかった所以である。従ってまた、上田政雄の昭和五十一年一月三十一日なる日付の鑑定書及び同年一月一日付鑑定書及び同年一月一日付鑑定書訂正追加という書

面をこれ以上に取上げて検討する要もなければ上田政雄をさらに証人兼鑑定人として尋問する必要もないのでこれをしなかった。

### (三) 犯行の順序について

前記第二、(一)(A)で明らかなように、証拠によつて、

1. 佐野久子が扼殺されたこと。
2. その陰部に高度の損傷を受け、膣内に指或は陰茎様の細長い鈍器を、無理に挿入されていたこと。

(「新鑑定」もこれを否定するものでないこと。第三、二、(I)(II)のとおり)

3. その左胸部に鈍器によるものと認められる損傷のあること(本件「石」によるものでない、とはいえないこと、第三、二、(I)(II)のとおり)

を各認めたとえ、その余の証拠と総合して、被告人は……佐野久子を姦淫し……拳大の変形三角型の石(昭和二十九年領第一一二号の一〇)を右手に持って、同女の胸部を数回強打したうえ、両手で同女の頸部を強く絞めつけ……と認定した。即ち犯行の順序を姦淫→胸部殴打→頸部扼殺と認定しており、これは請求人の司法警察員や検察官に対する各供述調書における供述に基づくものである(勾留質問調書もこれに反する供述をしていない。)とともに「古畑鑑定証言」をその支柱としていることは明らかである。ところで

「古畑鑑定証言」は陰部の損傷が頸部扼殺以前であると推定しているが、その理由は明らかにしていない。

また、胸部損傷も頸部扼殺以前であると、その理由を、

- (イ) 幼児においては、血圧が大きくないため皮下出血を伴わない生前の損傷があること。
- (ロ) 胸部の革皮様化した表皮剥奪が褐色なのは軽微な皮膚組織内の出血があったものと考えられる。
- (ハ) 左肺上葉の前下端より約三厘の部分が小指頭大に濃赤紫色を呈し、下葉の後下縁の部分は拇指頭大濃赤紫色を呈し膨大している部分があり、膨大せる部分を切開すると内部に出血が認められるのは明らかに生前の外力の影響を思わせる。

の三点に求め、胸部の損傷は生前鈍体の作用によるものであるとしている。

しかしながら、弁護人の昭和五十一年六月三〇日付再審請求理由補充書で適確に指摘されているように「新鑑定」特に太田、上田「両新鑑定」によって「古畑鑑定証言」の前記論拠は崩れたものとみなけなければならない。即ち、

- (イ) 古畑論拠の(イ)については上田「新鑑定」のいうように六才児の収縮期血圧は、一二四～九四mmHg 拡張期血圧は、八六～四六mmHg であるとすると、同年令児が生前に受傷した場合でも皮下出血が出

現し難い、とはいえない。太田「新鑑定」も同旨の見解である。

(ロ) 同じく古畑論拠の(ロ)についても太田「新鑑定」のいうように死体の表皮剥奪部分が革皮様化する」と褐色調を増してくるので、褐色調であるからといって皮中出血があったとはいえず、直接死体を見分した医師鈴木完夫の鑑定書中にも革皮様化部分に出血を認めた旨の記載は全くない。

(ハ) 同じく古畑論拠の前記(ハ)についても、これが外傷性のものか非外傷性のものか判定する根拠はなく、太田、上田両「新鑑定」がいうように、左前胸部の皮膚筋肉に生活反応が全く欠如してこの左肺の部分にのみ生活反応があると考えるのは理解し難い。左肺のこの部分の変化については、血液就下として或は血液吸引としてまた大理石模様としての説明もつのであって(勿論それと認定するものではない)これをもって生前の外力の影響によるものとする論拠とするには乏しいと思われる。

かくして「古畑鑑定証言」が胸部損傷を生前鈍体の作用によるものとする論拠は「新鑑定」によって崩れたとみななければならぬ。そして死体を直接見分した医師鈴木完夫がその鑑定書中で「死体の左胸部の損傷には出血等の生活反応が全く認められない事より死後のものと考える。」としていること。特

に上田「新鑑定」及び上田「新鑑定証言」がいみじくも指摘しているように、左胸部外表の傷の位置があまりにも平行的であることは、生前につけられた傷としては、まず不可能な位置であり、従って、このような平行関係を正しく保っていることは死後身体が動かない状態で損傷されたものと考えざるべきであるとする見解を当裁判所も十分首肯できる。少くとも「新鑑定」は「旧証拠」と総合してみても、佐野久子の胸部損傷がその頸部扼殺以後であるという合理的疑いを生むに至ったものとい得る。

なお、陰部損傷の生じた時期について「古畑鑑定証言」は特にその論拠を示していない。医師鈴木完夫の鑑定書は「外陰部の裂創は出血が認められるが、周囲の生活反応が殆んどなく、附近に外傷が認められない事より本創が生じた際に被害者の抵抗は殆んどなかったと推定する」としておりさらに、同人は当裁判所の証人兼鑑定人尋問に際して、膣穹隆部に凝血を認めるも生活反応が弱いところから生活力の低下している時期に受傷したものであるか、と推定しながらも、膣穹隆部の凝血の点から、頸部絞扼の方が陰部に傷害を与えたよりも後である、と供述している。しかし、上田「新鑑定」及び同「新鑑定証言」もいうように窒息死体の血液は死後しばらくの間もろい纖維素を折出して局所で組織内部で凝血を作り得ることも考えられるので膣

穹隆部の凝血の存在が認められるだけで膣腔内の裂創内に組織間出血がないことをはじめその他陰部に生活反応がなく、特に雑木や笹の密生する山地での所為なのに腰部、大腿部等に擦過傷その他の外傷がないこと、一方佐野久子の死体頸部に明らかな生活反応を示す損傷があり、しかもおそらく同女の抵抗の爪跡とみられる爪跡があり、頸部の受傷は生前のものと考えられること、この両者を対比してみると、やはり佐野久子の陰部に残存する傷害を残した所為(従って陰茎を半分程そう入した所為)は同女の頸部が絞扼された後よりも後であるとする合理的疑いがある。もっとも、これは佐野久子の死体陰部に残されている傷害が扼頸以後に生じたと考えられるというだけで、「新鑑定」がその扼頸前に姦淫しようとし、或は傷害を残さないまでも陰部を奔する行為が行われたことまで否定する証拠ではない。姦淫行為が行われた場合、右のような行為はよく行われるところである。なお、陰部に傷害を残すような暴行と左胸部に対する暴行の先後関係は必ずしも明らかでなく、膣穹隆部に凝血の認められた点よりみると、陰部に対する右のような暴行の方が左胸部に対する暴行よりも先ではないかと推定されるが、確定できる程の根拠は見出し難い。しかし、いづれにせよ、「新鑑定」は頸部絞扼が先ず行われ、その後陰部に傷害を残したような暴行が行われた合理的疑いがある。

ことを明らかにしたものであり、検察官の提出した鑑定人井上剛の鑑定書によっても同様の結論となるのである。してみると、この点、犯行順序に関する原確定判決の事実認定は、誤っているのではないかと思われ、それとともに、右判決の判示の犯行順序と同旨の犯行順序を供述している被告人(Ⅱ請求人)の司法警察員及び検察官に対する供述調書における供述は根本的に再検討を要することとなったのである。

以上、検討したところによって、「新鑑定」は陰部損傷の成傷用器、胸部損傷の成傷用器という面からは、請求人の司法警察員や検察官に対する各供述調書及び勾留質問調書における供述に合理的疑があるとす「明白な証拠」であるとはい得ないけれども、犯行の順序という点から検討してみると、右各供述を再検討すべき必然性を明らかにした「新証拠」であるとい得るのである。

(Ⅲ) 原一審において、当時の弁護士は、被告人(Ⅱ請求人)の司法警察員や検察官に対する供述調書における供述は、自白を強要されこれに迎合して供述したもので、任意性がなく、裁判官の被告人(Ⅱ請求人)に対する勾留質問調書における供述調書における供述を翻えしようもなく供述したもので、本質的にはこれらと同質であり、任意性がなくと強く主張した。請求人も、原一審の公判廷で、被告人とし

して、右弁護人の主張に概ね添う供述をしている。そして、原確定判決は、弁護人が主張する被告人の供述客観的事実と相違する点については、当時の被告人の日頃の行動にかんがみやむを得ないところであると、また、その供述には弁護人の指摘するような経験則上不合理な点はないとし、さらに、犯行日前後の行動に関する供述が再三変化したりしているのは、被告人の生活歴、智能程度に照らして自然なことである、としようえで、任意性を認める積極的根拠として、

(イ) 被告人は捜査官に対し本件犯行場所のごとく一般人には容易に知り得ない場所を自ら進んで図示していること。

(ロ) 佐野久子が死亡する以前にその胸部を石で殴ったと供述しており、これが古畑鑑定と一致すること。

(ハ) 捜査の経過によれば、佐野久子の左胸部の傷は被告人の供述によりはじめて被告人が判示の石で殴打したことによってできたものであることが判明したこと。

を挙げたうえで、被告人の検察官及び司法警察員に対する供述は、捜査官による被告人の記憶の喚起または、供述の是正がなされたにもせよ、任意になされたものであることが認められる、としたのである。しかるに本件再審請求において、右(イ)(ロ)で明らかに

したとおり原確定判決が右各調書における供述の任意性を認めた右(ロ)の点は「新鑑定」によって見事に崩壊したのである。このことは、単に原確定判決が右各供述調書の任意性を認めた根拠の一つを失ったというだけでなく、さらに進んで逆に任意性を疑わしめる根拠とすら考えられるのである。

(ニ) しかしながら、原一審が請求人の右各調書を証拠に採用した経緯は次のとおりである。即ち原一審第二回公判において検察官は、請求人の右司法警察員及び検察官に対する各供述調書を証拠申請をしたのに対し、弁護人は「被告人(II請求人)の供述は誘導強制等によったものであって、任意性がなから異議がある、として任意性を争う。」あるいは「関連性がない。」と主張し、その公判廷で請求人も被告人として右各調書に記されている請求人の署名指印が請求人自身のものであること及び請求人の供述したとおり記録されていることならびに取調べに当って暴行を受けたことはないことを認め、ただ、右供述は取調べの警察官が請求人の言うことを全然受けつけず請求人には無関係のこの供述を強要し、請求人はやむなくこれに迎合したりして供述したものであると述べた。

そこで原一審裁判所は、第三回公判においてさらに取調べの経緯について被告人質問をしたうえ

被告人(II請求人)の取調べの状況を明らかにするため職権で証入清水初平、同松本(松下とあるは誤り)義雄。同相田兵市、同戸塚金作を採用し、第四回公判においてこれらの証人を取調べた後、第五回公判において右請求人の司法警察員及び検察官に対する各供述調書を証拠として採用決定をし、証拠調べをしていることは原確定記録によって明らかである。

なお検察官より第四回公判において、請求人の検察官に対する弁解録取書及び裁判官の請求人に対する勾留質問調書の証拠調べの請求があり弁護人はその任意性を争ったが、原一審裁判所は被告人(II請求人)にこれに関する供述を求めたうえ、同様第五回公判で証拠決定、その取調べが行われているのである。そして本件において問題になっている「古畑鑑定証言」が行われたのは原一審第二回公判においてである。してみると、原一審裁判所が請求人の前記各供述調書や弁解録取書や勾留質問調書に任意性ありと認めて証拠調べをしたのは原二審判決がいみじくも言っているところから窺われるように「本件捜査又は取調べに従事した相田兵市、清水初平及び戸塚金作の各証言及びそれまでの記録にあらわれた捜査の経過、被告人(II請求人)が自白するに至ったてんまつ、その自白内容の変遷を検討し」て自白の任意性に疑いはないとし証拠能力を肯定したものの

であり、さらに、第四回公判までに取調べた関係者の供述によってうかがわれる犯人の行動と符合していて任意性を疑う余地はないとしたのである、と思われるのである。

そして、当裁判所も以上のような見地より請求人の右各供述調書や弁解録取書や勾留質問調書そのもの及び右のような関係証拠を仔細に検討して、同様請求人の右各調書の証拠能力を肯定する意味での供述の任意性は十分認めることができると考える。請求人のこの点に関する原一審公判廷における供述、また当裁判所の請求人本人尋問における供述も十分な説得力と迫力を有するものではない。

このようにみても、原確定判決が指摘している前記(ロ)の点は、原一審における弁護人の最終弁論における請求人の右各調書は任意性を欠くという主張に対し、事後的に任意性のある証左として判示した一事由と解すべきであって、この点が「新鑑定」によって崩れたからといって、前記(イ)(ハ)の点が本再審請求事件に提出された証拠によって未だ疑いがでてきているわけではないし、さらに前記のような右各調書における被告人の供述の任意性を認める根拠に照らし、「新鑑定」が提出されたといってもなお右各調書の証拠能力としての意味での任意性に疑いを生ずるには至っていないといわねばならない。もっとも原確定判決が述べているように供

述の任意性を失わない程度の捜査官による請求人の記憶の喚起または供述の是正の行われたことも十分窺うに足る。また「新鑑定」によって前記第三、二(I)(三)に示されたように請求人の司法警察員や検察官に対する供述調書や勾留質問調書における犯行順序の供述が客観的事実と喰い違っている疑いが生じてきたという点の重大性に目を覆うものではない。しかし、以上のような考察よりみて、これは寧ろ供述内容の信憑性即ち証拠価値の問題として検討すべき事項であると考ええる。再審請求事由もこれを供述の信憑性の問題、証拠価値の問題として捕えていることは、弁護人提出の昭和四六年一〇月一六日付再審請求理由補充書(四)、同五年六月三〇日付再審請求理由補充書によって明らかである。

特に、裁判官の請求人に対する勾留質問調書は、それまでの被告人の司法警察員や検察官に対する供述調書に表われていない佐野久子の穿いていた下駄は案外軽かったとか、講堂の中は人が一杯で人と人の間から覗いたとか、という事実まで供述しており、その供述の任意性に欠けるところのないことはいうまでもないところである。

(三) なお、弁護人は昭和五年六月三〇日付再審請求理由補充書において、請求人の自白調書は些細な窃盗の嫌疑による別件逮捕勾留により獲得されたもので、証拠能力がないと主張している。しかし、この

主張自体で独立に刑事訴訟法四三五条所定の再審事由に該当するものと主張しているとも解されないし、右「新鑑定」によって前記第三、二(I)(三)に示されたように請求人の司法警察員や検察官に対する供述調書や勾留質問調書における犯行順序に関する供述に疑義がでてきたといっても、このことは自白の獲得過程における違法性の問題であるいわゆる「別件逮捕・勾留」の問題とは別の水平面のことであり、直ちにこの問題にまで立ち入って再評価をすべきものとも思われない。(なお、原確定記録によると、本件において、請求人はかねて「本件事件」の容疑者の一人としてリストアップされていたところ、昭和

二九年五月二四日岐阜県下で放浪中職務質問され島田警察署に同行され、同月二五日夕方金谷民生寮に一時保護され、同月二八日「同年一月末島田女子商業高校で生徒の所持品衣類等四・五点を窃取した」という被疑事実で逮捕され、翌二九日同被疑事実で勾留され、窃盗関係の余罪を取調べるとともに同年三月一〇日前後の足取りを質問されているうち、日ならずして同年五月三〇日午後二時か三時頃に至って「誠に申し訳ない悪いことをしました。」と述べ、右佐野久子関係の本件事実を自白したもので、当日は簡単な調書をとったうえ、翌三一日さらに、詳細な取調べ、大部の調書の作成をし、翌六月一日強姦殺人事件で逮捕し、同月三日勾留するに至り、爾後

取調べを続けたというものであって、その供述が前記のように任意性が肯定される供述であること等一連の本件事実関係の下において、本件においては被告人の前記各調書を証拠能力がないものとして排除しなければならぬ程その供述の獲得過程の違法性が大きいものとまでは考えない。

(四) よって、愈々被告人(II請求人)の前記各供述調書や勾留質問調書における供述の信憑力・証拠価値を吟味しなければならない。

(一) 原確定判決は、右各供述調書について、被告人(II請求人)が軽度の精神薄弱であり心因反応もおこし易いこと、従って捜査官の誘導によって暗示にかかり易いことを考慮したうえで、「被告人の記憶は日を逐って統一されてはいないけれども(このことは、被告人の知能程度が低く軽度の精神薄弱であることにゆらいするものと認められる。)

その供述は概して何等かの機会に表象し、または体験した事象にかかわるものであって、ことさら虚構したあとが見受けられない。特に印象の強い、また日常生活の連鎖から離れた本件犯行について供述は、明確な記憶に基く信憑性の高いものであるが、その周辺に生じた通常の浮浪生活については、特長のある部分を除いてその記憶はいまいであって思いついたままを供述していると認められるのが相当である。」と評定している。

そして、本件のごとき重大事件につき、請求人が相当鮮明な記憶をもっていたとし、本件犯行についての供述は明確な記憶に基づく信憑性の高いものであるとした有力な論拠の一つが、請求人が佐野久子が死亡する以前にその胸部を石で殴ったと供述しており(昭和二九年五月三一日付司法警察員に対する供述調書及び同年六月一三日付検察官に対する供述調書)この点は古畑鑑定人の鑑定の結果と一致するという点にあったことは、原判決の判文自体明らかである。

しかるに、この点に合理的疑いの出てきたことは、前記第三、二(I)で検討したとおりである。そして、「新鑑定」によって犯行順序に関する請求人の供述に疑いが生じたことも同所で検討したとおりである。犯行に関する供述であるから印象の強い日常生活の連鎖から離れたものであるとして、ただそれだけで信を措くことが誤りであることが明らかにしたのである。

(二) それではさらに進んで再審請求理由が主張するよう請求人の犯行に関する捜査段階における供述は全く架空であるとして全面的に排除されるべきであろうか。

これについては原確定判決も摘示しているところであるが、次の諸点を考慮しなければならない。1. 先ず、請求人が昭和二九年五月三〇日夜九時

半頃島田警察署留置場保護室内で当直副主任であった警察官松本義雄に対し「大罪をおかしてしまいました。」と述べたこと、及びその時の態度（原一審第四回公判調書中証人松本義雄の供述記載）である。そしてこのように松本義雄に対して「大罪をおかしてしまいました。」と述べたことは、請求人自身一審公判廷で認めているところである。（原記録一二六丁、三一四丁。）これは、別に捜査官から取調べを受けている時の発言ではない。この発言内容自体よりみてこれは自発的発言であり、改悛に基づく発言であり、高度に信憑力を有する発言である。到底捜査官側からの暗示や強制誘導によって虚偽の供述をしたものとは思われない。請求人は原一審公判廷において「これは嘘の供述である」（原記録一二六丁）或は「自分は現実に行っていないものを警察で無理やりに調書にし指印をとったのでそれが新聞社の全国版にのり、親戚などではどんなに心配するか、祖先に申し訳ないと思つて、祖先や身内にあやまったものである。」旨（原記録一七五六丁）説明している。しかし、房内でのような時期に自発的に嘘の供述をするというもおかしければ、祖先や身内に謝まるのを警察官にするというの説明になるものではない。

当裁判所の請求人本人尋問においては「松本の方から『幼女を強姦絞殺してどう思うか』と言われ、『やっていない。』と言ったが、『白白しているではないか。』刑事さんに『私が大罪を犯しましたと言え。』と言われたから、教えられたとおりに『大罪を犯して申し訳ありませんでした。』と述べたものである。」と請求人は主張する。しかし、これまでの審理段階でどのような主張がなく、当裁判所の再審請求審理の段階に至って何故このような主張をするのか。それにしても房内におけるこのような時期に取調官でもない松本義雄にそのように述べたことに対する説明としては、やはり当裁判所を納得せしめるには足りないものである。

2. 請求人が捜査官相田兵市から証拠物たる被害の着衣等を示されて、「チラッと見た丈である。時の様子が目に浮んで怖くて見る気になれませんでした。私はあの品物を見ず早く留置場の中へ入れて貰いたいと思いました。あれを見て子供の顔を思い出し可愛想なことをしたとつくづく思いました。」と供述していることである。（請求人の司法警察員に対する昭和二十九年六月五日付供述調書、原記録六二四丁。）請求人自身も原一審公判廷で「衣類を見せられた時、私は『全然知りません。』と言ったのですが、

「これは確かに久子ちゃんを着ておつたものだ。お前知つている筈だ。」と言つて聞かないので、自分も「ああそうですか、そうですか。」と言つて面白半分にからかつておつたのです」と供述している。

しかし、それは到底面白半分にからかつて言える言語ではない。やはり、感動に基づく供述である。

相田兵市も証人として原一審公判廷で被害者の着衣を見て請求人が非常に動揺した状況を供述している。（原記録三五二丁、三六一丁）

3. さらに請求人が、司法警察員相田兵市に対し、「私は今留置場の中においても、小さい女の子の声を聞えると、私が殺した子供が生き返つて話しをしている様ね気がして恐ろしく、夜はねむられませんか。そんな時は早くどこかへ行つてくれないかなあと思います。」と供述していることである。（請求人の司法警察員に対する昭和二十九年六月八日付供述調書原記録六四四丁。）相田兵市も証人として同旨のことを述べ、請求人も原一審公判廷でこれを述べたことを認めている。（原記録三六一丁）これは感動恐怖に基づく言葉である。面白半分や冗談でいえる言葉ではないことは言葉の内容そのもので明らかである。

また、請求人自身が佐野久子に対する犯行をした当の本人でなくしてこの言葉がありよう筈もない。

当裁判所の請求人本人尋問におつて、請求人は、警察官がそう言えと言つたので、拷問されるのがこわくて言われるとおりに言つたと主張するが、警察官がこのようなことまで供述しろと強制するであろうか。矢張り請求人の強制された供述であるという主張には、不自然な、首肯し難いものがある。

4. さらに、前示のように請求人は勾留係裁判官は対しかなり詳細な供述をして犯行を認めているということである。（原記録六七八丁以下。）しかも、請求人は当時裁判官から調べられることは分つていたという。（原記録三〇三丁）そして、それまでの捜査官に対する供述調書に表われていない久子の穿いていた下駄は案外軽かつたとか、講堂の中は人が一杯で人と人の間から覗いたとか、いう事実まで供述しているのである。もっとも、右勾留質問調書において請求人は逮捕状記載の被疑事実を読み聞かされるところ、とおりの間違いありませんと答えているところ、逮捕状記載の被疑事実は「同女を姦淫し、更に同女を扼殺し、」と記載されていて、佐野久子の死体の方から認められる被害の順序に合致し

ないようにも思われるが、兎も角、請求人が裁判官であることを知りながら、佐野久子に対する犯行の犯人が自己であることを認めたとの重要である。

以上1乃至4は、請求人の供述面から検討したのであるが、これらは請求人が捜査官の取調べに対して一旦自白したからといって、単にその繰り返しとして或はその情性として供述したものととは到底思えないのである。そこには矢張り真犯人ならぬ改悛があり、感動があり、恐怖があり、さらには勾留係裁判官に対する素直な供述が見受けられ、迫真力がある。片言隻語として無視し去ることのできない真実の重みを有しているのである。

5. 既に、第三、二、(I) (II)で検討したように、捜査官は佐野久子の左胸部に傷害を与えた凶器が何であるか想定できず、それが石であるとは思ひ及んでいなかったところ、請求人を逮捕しその自供を得て初めて石であることが判明し、犯行現場を捜索した結果本件「石」を発見したという事実が認められる。そして、「新鑑定」も本件「石」では佐野久子の左胸部の傷を生ぜしめ得ないとするものでないこと、また前記第三、二、(I) (II)で検討したとおりであり、原一審裁判所で取調べられたすべての証拠（以下「旧証拠」という。）及び本再審事件に提出さ

れたすべての証拠を検討しても、未だ、本件「石」では佐野久子の左胸部に傷害を与え得ないとか、或は本件「石」は捜査官の作為によって採取された疑いがあるとか、というような、原一審裁判所の前記心証形成に介入すべき、特段の事情も見出されないのである。それまで何人も知り得なかった（佐野久子の死体を直接鑑定した鈴木完夫鑑定人も鈍器というだけでどういふ鈍器か分らなかったと述べている。）本件犯行の凶器が請求人の自供によって初めて石であることが明らかにしたというところは、佐野久子に対する本件犯行の犯人が請求人であるとする上で有力な根拠になるものである。いわゆる犯人のみしか知らない「秘密の曝露」である。

そして、証拠上その自供通りに佐野久子の死体のあった附近で、本件「石」が発見され、「新鑑定」をもってしても本件「石」は佐野久子の左胸部の傷を生ぜしめ得る凶器ではないとすることができないこと上記のとおりであることは、事実認定上特筆すべきことであると考える。

なお、弁護人は事実の取調べとして、島田警察署ならびに静岡地方検察庁に対し本件被害者発見時になされた検証及び実況見分の際撮影された現場写真のネガフィルム一切（右調書に添付

した写真以外のものを含む）の提出命令を発するよう申し立ててきている。昭和五一年六月三〇日付「再審請求理由補充書」によると、その立証趣旨は、捜査官は昭和二十九年三月一日の検証時に本件石塊を発見し得た筈であるのに請求人の自供に基き同年六月一日実況見分をした結果発見されたというのは、本件「石」が捜査の作為によって採取されたことを意味し、右ネガフィルムによって本件現場における本件「石」の存否についての真相を可能ならしめるものと信ずるといのである。しかし、証拠上本件「石」が佐野久子に対する凶器でないとする疑いができてきたわけでもないし、本件「石」の発見の経緯が不自然であるという点についてはこれまでの再審の請求でも主張され棄却されているところであるばかりでなく、現場は高い笹が密生していて凶器が石であると思ひ及んでいなかった捜査官が請求人の自供するまで本件「石」を発見しなかったことは十分諒解できるところであって、他に捜査官が作為によって本件「石」を採取した疑いがあるとか等というような検察官の手持証拠に対する提出命令として、本件再審請求事件の事実調べとしての提出命令を発すべき必要性が認められないので、この点事実調べをしなかった。

また、弁護人は事実の取調べとして、島田警察署ならびに静岡地方検察庁に対し「一、本件犯罪の凶器とされた石（昭和二十九年押第一一二号の一〇）につき、捜査機関において右石に血液、リンパ液、その他の体液が附着しているか否か鑑定したことがあるか。二、もし鑑定していなとすればその理由は何か。三、鑑定しているとしたら、前に記したように、証拠上本件「石」が佐野久子に対する凶器でないとか、捜査官が作為によって本件「石」を採取した疑いがあるとか、と窺われる点があるわけでもないのに、本件再審請求事件の事実調べとして、右照会をしなかった。

6. さらに、第二、(I) (C) 1 同(C) 2 に掲げられている原一審における各証人の供述がある。当裁判所が、これについての原一審裁判所の評価を変えねばならぬような「新証拠」は提出されていないし、また、原確定判決がその「第三、認

定の理由二、犯行当日の目撃者の供述について、(一)乃至(四)で詳細に説明している右目撃者の証人としての供述についての原一審裁判所の心証形成に、介入すべき特段の事情を見出せないのである。

ただ、原確定判決が右「第三、認定の理由、二、犯行当日の目撃者について、(五)」については一言しなればならない。しかし、原一審において前記(C)<sub>1</sub>(C)<sub>2</sub>に掲げられた証人のうち、中野ナツを除いて他の証人はその目撃した人物を服装が小ざっぱりしているとか、浮浪者のようではなかったと述べてはいないから問題はない。ただ中野ナツのみは、同人が昭和二九年三月一日目撃したところの者を色が白く身綺麗で勤人のようであったと供述しているので問題がある。原一審裁判所は松浦武志の証言を引いて同女が見た人物が請求人であるとしているところ、松浦武志の証言は後記のように動揺して来ているので、中野ナツの証言についてののみはこの点再評価をしなければならぬ。しかし、原確定判決もいのように中野ナツの犯人の服装容貌に関する印象記憶はあいまいであるが、請求人を直接見た上で犯人の横顔が請求人に似ているという直感的印象こそ重要であり、同人が目撃した人物が色白で身綺麗で勤人のようであったと述べたからといって、また、松浦証言が動揺して

し、右(二)に記載した1乃至6の事実を総合して検討すると、「新鑑定」によって犯行順序について請求人が捜査段階で供述しているところが客観的事実と合致しないのではないかと合理的疑いのあることが明らかになったけれども、やはり、なお右1乃至6の事実よりみて佐野久子に対する本件犯行をしたものが請求人であるという請求人の捜査官に対する供述自体は十分信憑力を有するものと断ぜねばならない。

従って、右のように犯行順序に関する請求人の供述に誤りがあるのでないかという合理的疑いがあるという一事から、直ちに請求人の司法警察員や検察官に対する各供述調書における供述を全く信憑力がないものとして全面的に排斥するのも相当でない。この意味において「新鑑定」だけで直ちに、請求人に無罪を言渡すべき「明白な証拠」であるとするわけにはいかない。

もち論、佐野久子に対する本件犯行が請求人の犯行であると自認する右各供述調書における請求人自白に信憑性があるといっても、犯行に関する供述内容を全面的に措信するわけにもいかない。その犯行順序等の犯行についての具体的供述内容に合理的疑いのあること、叙上のとおりである。原確定判決は、「被告人の記憶は目を逐って統一されてない(このことは被告人の智能程度が低く

きたからといって、請求人こそ本件犯行の犯行であると認定するうえで、中野ナツの証言が証拠価値(もち論総合認定するうえでの証拠の一として)を失っているものではない。この(C)<sub>1</sub>の証拠はやはり請求人を犯人とする上で重要な証拠価値を有することには変りないのである。なお、弁護人はモニタージュ写真の提出命令を求めている。しかし、右中野ナツ、鈴木鉄蔵、太田原松雄については原一審公判廷において直接請求人を右鈴木らに示したうえで証言させ、弁護人に反対尋問の機会も与えたうえで供述であるところ、「旧証拠」及び本再審請求事件に提出された証拠を検討しても、本件再審請求事件において、右モニタージュ写真を提出させて再吟味しなければならぬような必要性を認めないので、提出命令を発しなかったのである。なお、右モニタージュ写真は既に原一審審理中からその存在することが明らかになっており、本件再審請求理由がこれを「明白な新証拠」と主張しているものとは再審申立書、再審請求理由書各同理由補充書からも読みとることができない。確かに、「新鑑定」は、請求人の捜査段階における犯行に関する供述が、日常生活の連鎖から離れたものであるからといって、全面的にこれに信を措くことが誤りであることを明らかにした。しか

(三) 軽度の精神薄弱であることにゆらいずるものと認められる(一)としているが、その論法を用いるならば、同様犯行自体についても「請求人の記憶は時を逐って統一されていない。」ということになるであろうか。それは兎も角として、請求人の捜査段階における右各供述調書における供述には、信憑できる面と信憑するには合理的疑いがある面とのあることが明らかになったのであるから、右供述を採証評価するに当たっては、請求人の知能性格等諸般の事情を考慮しつつ十分吟味を経るべきであり、また、その証拠価値は十分制限された限度内に留めるべきであるけれども、他の証拠と対比検討総合し、事実認定するうえにおいて信憑力がないとするわけにはいかないのである。

況して、勾留質問調書における供述に、同様の証拠価値のあるこというまでもないところである。要は、請求人の供述と、その余のその供述する事実を裏打ちするにたる証拠とを対比検討しながら、諸般の事情から評価信憑できる程度範囲を定め、証拠を総合し、原確定判決における事実認定につき合理的疑いがあり、その認定を覆えずに足りる蓋然性があるのか否かを明らかにするのが当再審請求受理裁判所の当然なすべきところであると、もに、それで以て足りるものと考える。

(四) ここで提出された「臨床心理学研究」一四卷二



号及び「赤堀裁判とその精神鑑定書における差別についての意見書」について触れよう。

前者の中で問題となるのは、「赤堀裁判における精神鑑定書批判」なる論文（以下「論文」とよぶ。）であり、後者は右「論文」の結論を記したうえで本再審請求事件審理に対する要請を記したに過ぎないものであるから、再審開始の是非を審理するうえにおいて、「前者」の他に後者を取り上げて検討する意味を有するものではない。前者中の右「論文」は「鑑定人林暉、同鈴木喬作成の鑑定書」を批判するものであるが、右「論文」も「本件犯行についての体験は特に印象の強い又日常生活の連鎖から離れたものである」ことは肯定しているので、以上検討してきたように佐野久子に対する本件犯行の犯人が請求人であるという請求人自身の供述を措信することの妨げとなるものではない。

また、原確定判決は、本来裁判所の自由心証に属するところであるが、前記のように、請求人の供述について被告人（請求人）が軽度の精神薄弱者であり心因反応もおこし易いこと、従って捜査官の誘導によって暗示にかかりやすいことを考慮したうえで「被告人の記憶は日を逐って統一されてはいないけれども（このことは被告人の智能程度が低く軽度の精神薄弱であることにゆらいす

るものと認められる）……通常の浮浪生活については特のある部分を除きその記憶（特に日時の点に関する記憶）があいまいであって、思いついたままを供述していると認めるのが相当である」としている。

そしてこれは、鑑定人林暉、同鈴木喬共同作成の鑑定書及び原一審第九回公判調書中証人鈴木喬の供述記載部分で請求人は智的には軽度の精神薄弱が認められると鑑定しているところを前提にしたものである。

前記「論文」はこの鑑定を論難し同鑑定が知的側面の鑑定に用いた資料からは、請求人が精神薄弱であると診断するのは妥当でなく、またそこで用いられたテストの多くは旧式で科学の名に値しないという。

しかし、右資料も請求人の学業不振を示し、請求人の知能が通常人より劣っていることを否定するものではないし、右テストについても右「論文」自体、このテストからも能力程度の非常に大まかな推定は可能であるとしたうえで、請求人は「正常知の下」と推定するのが妥当であるとしているのであっていずれにしても請求人の知能が通常人より劣っていることに変わりはない。また、請求人が心因反応を起し易い、従って捜査官の誘導によって暗示にかかり易いという点についても、右鑑

定書及び鈴木喬の原一審第九回公判において供述するところを、前記「論文」を参照しながら検討しても、なおこれを否定することはできないのである。所詮請求人の、知能の低いこと、心因反応を起し易いこと、従って暗示にかかりやすいことは肯定せざるを得ないのであって、この点はやはり原確定判決同様、請求人の供述を評価するうえで考慮すべき重要な要素であることには変りないのである。なお、弁護人は鈴木喬について証人申請をしている。本証人申請の趣旨が、証拠資料として同証人が「明白な新証拠」であるとしての申請であるならば、少くともその証人として供述するところを明示してなすべきであるのにその記載がない。また、同人については、既に原一審第九回公判において証人として供述し、弁護人よりの反対尋問も受けている。これ以上に同人を本件再審請求事件において証人調べをしなければならぬ必要性を到底見出し難い。同人を証人として取調べしなかつた所以である。

なお、右「論文」中には、「判決の認定した犯行→高飛び→大磯署での取調べ→島田へ戻る→掛川署へ自ら出頭という足取りは、本件犯行という強烈な記憶を有すべき者の行為としては了解し得ないところである。」旨の記載があるが、予期せぬ失火から大磯警察署で取調べを受ける破目とな

ったものの、事なく釈放された請求人が、兄の家にも帰れず働く仕事もなく、刑務所に入れて貰う心算で（原記録五四六丁）微罪に藉口して掛川署へ出頭したからといって、佐野久子に対する本件犯行でないとする理はないと考える。要は請求人を有罪と認定できるだけの証拠の有無の問題であると考える。

(四) 以上によって、「新鑑定」によっても、前記第

二、(一)(D)掲記の請求人の各供述調書や勾留質問調書における、佐野久子に対する本件犯行の犯人は請求人であるという自白自体の信憑力のあること、従ってその余の供述内容自体についても、制限された範囲内ではあるが、信憑力のあることを明らかにした。そして、旧証拠以上に検討した

「新鑑定」を加えて検討してみても、これから検討する、本件再審請求事件に提出された証拠が

「新証拠」であり、かつこれによって、請求人のアリバイ関係等に合理的疑いがでてきて請求人が犯人でないとするれば格別そうでなければ結局原確定判決がその第二証拠欄に「罪となるべき事実」を認めた証拠として標目を掲げる証拠（ただし「古畑鑑定証言」を除く。以下「本件有罪証拠」とよぶ）を総合して佐野久子に対する本件犯行の犯人が請求人であると認定すべき点については変りはないというべきである。進んでなお、再審を開始すべ

き理由があるか否かは、後に検討することとする。  
三、金谷民生寮関係の写真二葉、山城多三郎の供述録取書及び金谷民生寮の「一時保護取扱記録」の写について。

これらの証拠は結局昭和二十九年五月二十五日より同月二十八日に至る間の金谷民生寮における請求人の言動態度をもって、犯行後の真犯人とは思えない不合理な行動であるとし、請求人が真犯人ではないことを証明する直接証拠を補強する「新証拠」であると主張するものである。

請求人が岐阜県稲葉地区で職務質問を受け静岡県島田警察署に同行され昭和二十九年五月二十五日出署してから右金谷民生寮に入所し、爾来同寮において同月二十八日同所で窃盗の被疑事実で逮捕されたことは、原一審当時に明らかであり、その当時の状況は請求人自身原一審第三回公判で詳細に供述している(原記録二二七丁以下)とされており、果して右証拠が「新証拠」といえるか多少疑義がないわけではないが、それは措くとして、右証拠によって窺われる請求人の金谷民生寮に前記日時在在当時の言動態度が原一審で取調べられたすべての証拠即ち「旧証拠」と総合してみても、「本件有罪証拠」によって認められる請求人が本件犯行の犯人であるとする事実認定を動かすような証拠たり得ないことは、いうまでもないところである。再審請求の理由自体

右金谷民生寮関係の写真二葉等の掲記の証拠を、請求人が真犯人でないことを証明する直接証拠を補強する証拠である、としか主張してはいないのである。そして、これまで検討してきたところに本証拠を加えても、佐野久子に対する本件犯行の犯人が請求人であるとする認定に、合理的疑いを抱かせるようなものではない。本証拠もまた、刑事訴訟法第四三五条六号にいう「明白な証拠」ではない。

#### 四、新聞紙写八葉について

刑事訴訟法四三五条六号にいう明白な証拠とは証拠能力もあり、証明力も高度なものををいふと解すべきところ、右新聞紙写八葉はいずれもいゆる新聞記事で誰がどのようにして、誰から取材したものであるかも明らかでなく、再審請求理由補充書と合わせてみると、弁護人は、これによって本件捜査の経過を明らかにしようとするものと看取されるが、本件証拠関係の状況よりみて、これらが到底無罪や原判決の認めた罪より軽い罪を認めるべき明らか証とはいえない。

#### 五、草山テイの供述録取書について

草山テイについては、原確定記録や証拠物にも現われていない。しかし、これは伝聞(おそらく請求人や岡本の供述からかも知れない。)の伝聞(消防の係の人からの)の伝聞(草山テイの供述録取書と

いう書面)という関係にあり、実質的には請求人や岡本の供述に基づくもので、昭和二十九年三月二日当時請求人と岡本が茅ヶ崎消防署前で会い大磯町へ来たこと、述べていたことは、既に原一審で取調べられ押収されている請求人の司法警察員に対する昭和二十九年三月一三日付供述調書や岡本佐太郎の司法警察員に対する同日付供述調書(昭和二十九年領第一一二号の一四、一五)にも現われているところである。草山テイの供述録取書は、証拠資料の内容としては刑事訴訟法四三五条六号にいう「新証拠」ということはできない。

また、草山テイの供述が請求人や岡本の供述に基礎をおくものでなく、たとえば両名が平塚の方から来るのを目撃した者の供述に基礎をおくとすれば、「新証拠」とはいい得ようけれども、原供述者が誰であるか明らかでない証拠であって、刑事訴訟法四三五条六号にいう「明白な証拠」ということはできない。

いづれにしても、請求人が昭和二十九年三月二日当時岡本と茅ヶ崎消防署前で会い、その後大磯町へ来たこと述べていたことは、原一審当時から明らかになっていた事実であって、別段これを肯認してもなお請求人が佐野久子に対する本件犯行の犯人であると認め得ること、原確定判決の説すとおりであって、右草山テイの供述録取書は、再審開始事由とな

り得る証拠ではない。

六、芹田孝一作成の外川神社周辺見取図一枚及び同人撮影の外川神社周辺の写真一葉、農林省茶業試験場作成の昭和二十九年二月及び三月気象表写について  
請求人には、これまで検討してきたような捜査段階における本件犯行を自供する供述の反面に、原一審公判廷等におけるアルバイトを主張する供述がある。掲記証拠はこの請求人のアリバイ主張に関する証拠である。

ところで、原確定判決は、請求人のアリバイがあるとの主張に対し、「一方に、被告人(II請求人)のアリバイに関する供述と、これを裏づけるために提出された各証拠があり、他方に昭和二十九年三月七日ないし九日頃、被告人(II請求人)と島田市内またはその近郊であったという松浦武志、小山睦子の各証言とこれを裏づけるために提出された各証拠があるとし、両者を対比し、松浦武志、小山睦子の各証言は高度の信用力があるが、被告人(II請求人)のアリバイに関する供述は供述内容自体に不自然なものがあり、被告人(II請求人)の供述した日時に結び付くものが乏しく、同年三月七日ないし一〇日頃島田市またはその近郊にいなかったものと断定し去るわけにはゆかない。」として請求人のアリバイの主張を排斥している。

しかし、そもそも、これはアリバイの主張である。

本件犯行を請求人の犯行であるとする証拠に対して請求人の特定の日時における所在地点を明らかにして、時間的、場所的に同人には犯行は不可能であるとし、或は、その見地から同人を犯人と認定することには合理的疑いがある、とする主張である。

(一) 芹田孝一作成の外川神社周辺見取図一枚及び同人撮影の写真一葉について、

これらの証拠は、結局神奈川県横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町一九六、一九七の外川神社の存在を新たに発見した証拠として、昭和二十九年三月一日の夜請求人の宿泊した場所が同所であり、これは請求人にアリバイがあることの明らかな証拠である、と主張するものであることは、昭和四四年一月二日八日付再審請求理由補充書(一)、弁護人の昭和四五年一月二七日付証拠調請求書によって十分窺知できるところである。

たしかに、右外川神社の存在は本件再審請求事件にいたるまでまったく審理に現われていないところであり、「新たな発見」ということができるし、右見取図や写真さらには芹田孝一の証人尋問調査や右外川神社やその附近の昭和四五年六月二六日実施の検証調査によって窺われる外川神社やその周辺の昭和二十九年三月一日頃の状況は、請求人が従来主張していた横浜市戸塚区平戸町三九二番地所在の「光安寺」よりも、遙かに請求人が原一

審判において昭和二十九年三月一日日夜寝たと主張していた場所の状況に似ていることは、これを肯定しなければならぬ。

しかし、そもそも、請求人の主張自体、原一審において、昭和三十一年一月一六日付の上申書においては、昭和二十九年三月一日日夜寝た場所について単に、「この夜は横浜駅よりうんと西へ下ったあるお宮にてねる。」とだけしか記載なく、準備手続の結果、昭和三十一年五月一日作成した図面にも国道とその国道の横浜の方から見て左手にお宮として入口のある建物のみを記載し、まわりの建物やお宮へ行く道順を忘れましてと記載してあるのに、昭和三十一年七月二五日東京都で行われた検証の後である同年七月三〇日付上申書で漸く弁護人の主張するようないくつかの図面を作成し、同年九月十一日の第一二回公判で被告人としてこれに添う供述をするようになったのである。

しかも、当裁判所の請求人本人尋問の際、弁護人の質問に対して請求人は「昭和二十九年一月東京の方の布田の日活撮影所の工事現場の渥美組へ渥美さんという人と働きに行つて翌朝とび出し、新宿、東京駅を経由して静岡の方へ向つて国道を通つたとき、外川神社附近を通つて、遠くの方に何かこもりした森があつて、ああ、あの辺にはお宮さんがあるんじゃないかと判断して通つたこ

とがあるが、そのお宮へは行つていない。」と供述している。そして原審第一二回公判で東京での検証の帰途、車中からこれを見て来た、と供述している。このような経緯は果して、請求人が真実外川神社へ行ったことがあるのか、東京布田の日活撮影所の工事現場からの帰途見かけたところを原一審の東京での検証の帰途車中から見たところを基にして、さらに詳しく主張するようになったのではないか、との疑いすら抱かしめられるのである。しかし、何と云つても、再審請求にとつて、根本的に致命的なことは、右外川神社で請求人が昭和二十九年三月一日日夜寝たという点に関しては、請求人がそのように自己に利益な供述をしているだけで他にこれを疎明する証拠すら全くないということである。最大限請求人に利益に評価しても芹田孝一作成の外川神社周辺見取図等、右「新証拠」によって明らかになつた外川神社の発見という証拠になり得るといふだけで、それが何時であるか、請求人自身が昭和二十九年三月一日の夜であると主張するだけで、それ以上の手がかりとなるものはないのである。

特に、請求人が浮浪生活をしてきた者であるだけに、その感は一層深いのである。

(二) ここで、弁護人提出の昭和五十一年一月三〇日付「再審請求理由補充並に意見書」添付の時刻表

運賃表、小瑕治 格宛請求人の手紙、仙石原観測所 昭和二十九年三月月表 パンくずをもらつたと思われる家付近の写真二葉(以上各写) 観測原簿拡大複写(東京、横浜、三島、静岡 各関係分) 臨床心理学研究一四巻二号を探り上げ検討することとする。

#### 1. 時刻表、運賃表

右は、原一審で証拠調べされた平塚駅長の回答書(原記録一三六八丁)と証拠資料の内容として同一である。「新証拠」とはいうことができない。

#### 2. 小鍛冶格宛の請求人の手紙写、仙石原観測所

昭和二十九年三月 月表写、観測原簿拡大複写(東京、横浜、三島、静岡、各関係分)

弁護人提出の昭和五十一年一月三〇日付「再審請求理由補充並に意見書」によれば、これらの証拠は請求人のアリバイに関する供述が、降雪、気温、風速の気象の面から当時の気象に合致するとして、請求人の供述に信憑力があると主張するものである。

まず、降雪についてみるに、東京、横浜の二月、三月における、また仙石原の三月における、各降雪の回数が所論もいふように極めて少ないことは、これを認めることができる。この点については次に3において検討することとする。

次に、風速の点についてみるに、仙石原観測所昭和二年三月月表によると、昭和二年三月五日風速毎秒二・二メートルというのはいわゆる軽風に属することは常識であり、それ程強い風でない。

なお、原一審で取調べられた横浜測候所長の氣象状況回答書によると、右三月五日夜午後一〇時（原記録一三四八丁参照）の風速は八・七メートル毎秒であり、これによるならば相当程度の風速のあったことが窺われ、たき火をして「今晚は風が強いから。」と言われた（原記録一九九丁）としてもおかしい風速ではない。

しかし、この程度の風速は同夜に限ったわけではなく、風速からみてたき火を注意されてもおかしくない夜が他にも多数あること。同回答書によって明らかである。この風速の点からアリバイとしてその日を同年三月五日であると特定できたとするわけにはいかないのである。請求人のアリバイ供述の裏打ちがあったとまではすることができないのである。

所論はまた、請求人がたき火したという日と気温との間に相関関係があると主張するが、上記観測原簿拡大複写によって調べても請求人がたき火したと供述していない日の気温もいずれもたき火して暖をとったところで不思議でない

気温であることが認められ、弁護人の所論は独自の論といわざるを得ない。

なお、請求人は原一審第一二回公判廷において、昭和二年三月五日熱海、鴨宮間でひどい雨にあってと供述しているが、原一審で取調べられた網代測候所長の「氣象状況の照会について（回答）」によると同日六時より一八時までは曇、午前中一時小雨あり（八時二分より八時二九分まで雨、一〇時より一〇時四二分まで雨断続）同日一八時より翌日六時までは曇、早朝より雪と記載されており、また、前記観測原簿拡大複写（三島、横浜関係）によって同日午後降水量及び降水時間を見るに三島では一七時から一八時の間に〇・〇ミリ、横浜では一四時から一五時の間に〇・〇ミリあるから、これら資料は請求人の「ひどい雨」という供述に相反することこそあれ、その補強となるものではない。所論は、仙石原側候所の昭和二年三月月表写及び請求人の小鍛冶格宛の手紙写で昭和二年三月一三日の仙石原における天気気温から請求人が同日箱根山中で雪みぞれに会い寒かったことを立証すると主張しており十分これを首肯できると考えるが、三月一三日は本件犯行日以後しかも請求人が大磯警察署で取調べられた以後のことであるから、請求人のアリバイ主張立

証という面では取り上げて加える程のものではないと考える。

以上、気象面からの検討によっても右証拠も請求人の供述する天候状況と調和しないものが散見されこそすれ、アリバイという面で特に補強する程のものはないと認められる。

3. ここで、再び前記臨床心理学研究一四巻二号中の「赤堀裁判における精神鑑定書批判」なる論文を検討する。同「論文」において「その人の生活にとって重要な経験はより良く記憶される」「本人にとって強烈な経験は忘れ難い」「その場における必要性が記憶を呼び起す」と

いう記憶学説の基本原則なるものを掲げ、原一審第一〇回公判における請求人の東京にいる間雪が一寸降ったという供述を探り上げた後、「浮浪生活者にとって歩いた道、寝泊りした場所、天候（特に風雨や雪、寒さ、暑さ等）は生死にも関わる重大な関心事であり、それに関する経験は記憶に残りやすい。したがって判決における三月七日の上野での雪、三月一二日の大磯署の近くでたき火中にボヤを出し、大磯署で取調べられたことは、強い印象を残し回想の必要を呼び起されれば想起されやすい経験であったと思われる。」としている。このうち大磯署の近くでボヤを出し大磯署で取調べられ

たことは証拠上明らかであり、原確定判決も認めているところであるから問題はない。問題は、三月七日に雪に合ったか否かである。原確定判決は「被告人（請求人）のような智能の程度の人間が、二年余を経過した昭和三十一年九月一日の一二回公判近くになって、天候という通常ありふれた事象についての記憶をしいに明確にしたということはただちに首肯し得ないところである。」とする。この点は右「論文」の考えと抵触するものがあり、右論文が記憶学説の基本原則なるものを掲げて論述するところは傾聴させられるものがある。（なお、鑑定人林

時同鈴木喬、作成の鑑定書も、この点は右「論文」の考えと抵触するものを含んでいない。）しかも、原一審第一〇回公判において、弁護人の「家を出てから上野に行くまでの間の天気具合はどうであったか」との問に対し、請求人が一旦「それは覚えておりません。」と答えながら同公判で後に、裁判長の「東京にいる間に降られたことはなかったか。」という問に対し、「雨に降られたことはないが雪が一寸降ったかも知れません。」と答えているのは、裁判長の質問に対し、わざわざ雪と答えているだけに、注目すべきところである。請求人の心中どこかに、在京中、雪に降られた印象が残っていた証

左であるように思われる。しかし、これをもつて直ちに、右論文のいうように昭和二九年三月六日及び七日に上野で雪にあったという事実を述べたとするには飛躍がある。もっとも請求人は原審第一二回公判では「平塚から切符を買って出る時、それから上野についた時、雪が降っており、七日の朝まで雪は降っておりました。積るような雪でなく直ぐ融けてしまいました。」(原記録一三四九丁)と供述している。当裁判所の請求人本人尋問の際の供述も同旨である。また、昭和五年一月一日消印の前記小銀治格宛の手紙写では「六日昼前頃から曇り、雪が降り出し、雪は七日朝夜明け頃にはやんだ。(六日)午後一時過ぎ、平塚駅から湘南電車に乗り東京で一旦下り省線電車で上野駅で下車、雪はずっと降っておりまして。町の中は雪が沢山降り積り銀世界でした。」と記している。また、請求人の供述によれば三月六日に平塚駅から乗車するまでに、朝小田原市酒匂地区内を出てから平塚駅まで歩いているから(昭和五年一月三日)日付再審請求理由補充並に意見書によると、弁護士は、請求人が朝右小田原市酒匂地区内を出て五時間位でつまり昼頃平塚駅に着き、昼頃(二時頃)平塚を出たと推定している。)その間に午前中に降り出したという雪(原記録

一六六八丁 なお、後記参照)に降られた記憶が原一審第一〇回公判当時にくらかはあっても良さそうに思われる。しかるに、右第一〇回公判ではこの点に全くふれた供述がない。請求人は当裁判所の請求人本人尋問において、「平塚市内へ入る少し手前あたりから白いものがばらばら降って来た。」と述べている。もし、請求人が原一審第一〇回公判においていうところが、三月六日乃至七日頃の雪の記憶であり、第一二回公判で述べるとおりの状況であったとすれば、右「論文」でいう記憶の原則よりみても第一〇回公判における雪に関する供述は、もっと違った言い方の供述になりそうに思われる。さらに決定的なことには、前記観測原簿拡大複写(東京関係分)天気概況の表によると、昭和二年三月六日午後一時から午後八時までは降雪がなく(但し午後七時頃は雨)、請求人が第一〇回公判で述べている上野へ着いた時間である。午後四時過ぎ頃は曇である(記号については原記録一六七九丁、一八六一丁に明らかである。)なお、同観測原簿拡大複写(東京関係分)の降水量の表からみても一五時(一六時とあるは明らかに誤記)から一八時まで降水量はない。気象庁は、千代田区大手町所在であるから当日の上野の天候が右観測原簿の記載と相違してい

るとは考えられない。これは明らかに請求人の「上野へ着いた時雪であり翌日の朝まで降っていた。」との供述と合致しない。また、平塚方面についてみても原一審で取調べられた網代測候所長の「気象状況について(回答)」と横浜測候所長作成の「気象状況照会について(回答)」を対比検討するに、網代において右三月六日午前四時五二分から雪あられや雪が午前一時五〇分まで続いており一方横浜においても午前四時四〇分から同五時五五分まで雪あられが断続し、その後一三時一〇分まで雪となっていて、両地点の間にある小田原、平塚方面でも午前早期からずっと雪あられや雪が続いていたと推認され、請求人のいうよらかな平塚市内へ入る少し手前あたりから白いものがばらばら降ってきたという状況とは到底合致しないのである。これは、三月六日に雪にあったという請求人の供述がその正しい記憶に基いたものでないことを示している。右「論文」が記憶に関する原則に基づき、請求人の「雪」に関する記憶の重要性を強調すれば強調する程、請求人の「三月六日に小田原を出て平塚駅から上野へ来た。」というアリバイ主張に対する疑惑を浮き彫りにする結果になるのである。少くとも請求人が三月六日に小田原を出て平塚駅から上野へ来たとし、

これを当時の請求人の行動認定のより所とすることはできなくなったのである。ここに請求人の主張は、アリバイとして根底から揺かされてしまったといわざるを得ない。このようにみても、原一審第一〇回公判における請求人の雪に関する供述は、むしろ、原一審における証人赤堀一雄の供述(原記録四二四丁)によって認められるように、請求人はそれまでも上京しており(請求人は昭和二年二月一〇日頃上京し、往復汽車を利用して二月二〇日過ぎに島田市へ戻ってきたようにいうが、(原記録一一七八丁)右赤堀一雄証人の請求人帰着時の服装等に関する供述が甚だ具体的であることよりみて(原記録四三八丁)請求人は同年二月二〇日頃帰宅したものとみるのが至当である。)その間に雪にあった(現に観測原簿拡大複写(東京関係分)によっても昭和二年二月一四日降雪の記載がある。)記憶が右第一〇回公判におけるような供述になったものと解する余地が大いにある。また、或は前記観測原簿拡大複写(東京関係分)によると、昭和二年三月四日一九時より同月五日一時の間に降雪のあったことが記されているところなどよりみて、原二審判決のような見方をして、同月四日頃上京し、同月六、七日頃島田市へ帰ったものとして、そ

の間に於ける雪の記憶が第一〇回公判におけるような供述になったという見方ができないわけのものでもない。いずれにしても同年三月六日小田原を出て平塚から電車で上京し、上野に来て前日雪にあったという請求人の供述は、他に裏打ちする証拠がない以上、これをそのまま採用して直ちにそのとおりであるとすることができない。

以上の次第で原確定判決と理由は必ずしも同じでないけれども、原一審第一〇回公判における雪に関する供述を、直ちに、同一二回公判におけるそのように、右三月六日、七日に請求人が上野へ来て、そこで雪にあったことを述べたものと結びつけるべきではないと考える。かくして、請求人の上京中の雪に関する記憶もアリバイを認めるための日時特定の上では無力である。それだけにとどまらず降雪時間と符合しない供述であることは請求人のアリバイに関する供述全体に疑惑を投げかける結果ともなっているのである。さらに請求人のアリバイに関する供述を右「論文」を参照しながら検討してみても、上野で映画「濡髪の権八」の看板を見た記憶があるという点についても、たとえ、請求人が映画好きであったとしても、如何してこのような軽い体験に属すると考えられる事実を併

優名まで記憶していたか奇異という他はない。右論文でも「犯行」に比較してではあるが、「体験の重さからみて比較にならないほど軽い弱い映画についての記憶」と表現している。しかも請求人はこれを思い出した経緯について「警察で『お前が三月一〇日前後には何所にいたか』と聞かれて思い出した。向うが質問したので、はあ、高橋貞二の濡れ髪の権八だったなあ、と思いました。」と供述し（原記録一七四九丁）、捜査段階で既に思い出していたとしている。しかし、それを捜査官に全く述べていない。（原記録一七四四丁）一方、その頃の天気については裁判所の方から質問があったので、だんだんに考えてみて永い間考えていると、少しずつ頭にでてきました、と供述し（原記録一七四九、一七五〇丁）原審第一〇回公判で思い出したように記憶している。

上野でその日屑拾いしたことまで記憶して（原記録一一二一丁）より記憶されていてよい筈の雪に降られた記憶の方が曖昧であって体験の軽い筈の映画の看板の方をより記憶していたというのは、右「論文」の思考方法よりみるとおかしなことであって、これらの点に関する請求人の供述が果して真実記憶に基づくものであるか、否か、右「論文」は寧ろこれに疑問を投

じているともみられるのである。原確定判決も「仮りに濡髪の権八の映画を見たとしても……」という微妙な表現を聞いているのである。請求人の雪以外の天候に関する供述（風雨、寒さ、暑さ等）からその日時を特定し得るようなものがないこと等、2で既述のとおりである。況して、請求人の歩いた道、寝泊りした場所等に関する供述については、正に、その供述が真実記憶通り述べられているか、否か、が問題であり、右「論文」にも請求人のこの点に関する供述が真実であるとは記載していないのである。

このようにみてくると、右「論文」も請求人のアリバイに関する供述全体としてみると、これを補強するというよりも、寧ろ、疑問を投影するものとの感が深いのである。

4. 最後に、パンくずをもらったと思われる家付近の写真二葉の写について、これも「新証拠」であるとは考えるが所論によってもこれは請求人が昭和二十九年三月一〇日北品川の右写真の付近を通ったと主張しているらしいその場所の写真であるにすぎず、昭和二十九年三月一〇日の請求人が同所にいたのではないかと思わしめるものは他にないから、採用の限りでない。農林省茶業試験場作成の昭和二十九年二月及び三月

気象表写について

右各気象表は内容よりみて「新証拠」であると認められる。そして右各気象表及び当裁判所が取調べた証人築瀬好充の尋問調書によって、右気象表には昭和二十九年三月七日午前九時の農林省茶業試験場の観測結果として天気は曇。前日である同月六日の午前九時より同月七日の午前九時までの間に二・五ミリの雨雪量があり、同時以後翌八日午前九時まで雨雪量のなかった旨の記載があることは明らかである。

この点は確かに所論もいうように、松浦武志が請求人と会ったのが、昭和二十九年三月七日とすると、同人の証言する天候状況と合致しない。

即ち、同人は原審で証人として「その日七時半頃起きたが、その時は百姓ができないくらいかなり降っていた。一時頃雨も大分小降りになったので初倉に行った。一時頃帰る時にはそんなに降ってはず傘をさすのが面倒くさいぐらいだった。」と述べており、降雨状況よりみて右気象表の記載と符合しない。しかし、右気象表の記載も右昭和二十九年三月七日午前零時から午前九時までの間に降雨がなかったとするものではない。原一審で取調べられた昭和二十二年五月一六日付御前崎測候所長作成の「気象の照会についての回答」と題する書面と、同じく昭和二十二年五月一四日付静岡測候所長作成の「気象状

(三)

況調査についての回答」並びに、弁護人が昭和五年一月三〇日付提出した「再審請求理由補充並びに意見書」添付の観測原簿の拡大複写書面（静岡関係）昭和二九年三月の降水量の表を比較検討すると静岡と御前崎の降雨状況が雷雨やしゅう雨のようなところを除いて、概ね似通っていることに気づくのである。とすると、御前崎町と静岡市の中間にある金谷町所在の農林省茶業試験場においても昭和二九年三月七日午前零時から九時までの間の降雨を肯定した方が自然な読み方であると思われる。

兎も角、右氣象表も右三月七日には始め雨で後に曇りになったと読めるわけで、とすると、証人松浦武志の「同人が請求人と会った日の天候は始め雨で、後に小降りになり傘もいらぬ程になった」という大略の天候状況に関する供述とは符合していることになるのである。

してみると、掲記の農林省茶業試験場の氣象表も、松浦武志が請求人に会ったのが昭和二九年三月七日頃ではない、と認定できる程の証拠ではない。

ただ、それにしても、右氣象表は少くとも午前九時には雨が上っていたとの記載であるから、松浦武志証言の「一時頃雨もたいぶ小降りになり、一時頃にはそんなに降ってはいなかった。」との供述と時間的に若干ズレのあることは肯定しなければならぬ。

この時間的ズレは、或は、測候所とは違って一日一回しか天気を観測しない茶業試験場側に問題があったのではないかと思われ、（前記資料によると、御前崎、静岡とも午前十一時ころ雨が上ったことになっている）その理由は定かでないけれども、前記のように大略の降雨状況を否定する程のものではないので、右氣象表の存在、さらにはこれを説明する築瀬証人の証言も、松浦武志が請求人に合って自転車に乗せてやったのが昭和二九年三月七日であるとする原確定判決の見方を動揺せしめてきているとは言いが得ると思われる。

さらに、弁護人は、昭和五年七月二九日付書面をもって事実の取調べとして、「松浦武志が昭和二九年三月旨頃桜井方を訪問し、面会した事実のないことを立証趣旨として証人桜井弘昭の取調べを求めた。しかしながら、既にその名は原一審における証人松浦武志の証言の中にも表われており、そこにおいては正に昭和二九年三月七日頃松浦武志が桜井弘昭に会った事実が語られているのである。桜井弘昭を証人として取調べる意味は当時から明らかであったのである。証人松浦武志の証言の信憑力を問うためならば、原判決の確定するまでの間に、弁護人らの訴訟準備活動として桜井弘昭に面接するなりしてこの点を確め得た筈である。証人申請もできた筈である。

しかるに何故に当再審請求手続に至ってこのような申立をするのか明らかでない。

「新たな証拠の発見」としての申立ならば、その点明確にして申立てるべきであろう。なお、桜井弘昭を証人として取調べることによって所論主張するような供述が得られ、かりにその結果原一審における松浦武志の証言が措信できないということになっても、さらにはそもそも松浦武志の証言がなくても、なお、請求人のアリバイ主張は採用し難いこと次に記すとおりである桜井弘昭は、証人として調べるまでもなく「明白な証拠」とはいい難い事実の取調べとして同人の証人尋問もしなかつた所以である。

以上請求人のアリバイの主張を裏づける証拠として本再審請求事件に提出された証拠、また同様原一審における松浦武志の証言の信憑力を否定する証拠として提出された証拠を検討してきた。そして「外川神社」の発見も特定の日時に請求人がそこにいたという点を明らかにしないし、天候面からも請求人のアリバイに関する供述を裏打ちせず、寧ろ、これと調和しないものが散見されることも分った。昭和二九年三月六日小田原市酒匂地区内から平塚駅へ卒て上京し、上野へ来て当日雪にあったという請求人の供述も、弁護人より本再審請求事件に提出された証拠等によって却って措信し難くなったこと上記のとおりであり、三月六日を上京した日時として請求人の

行動日時算定の基準とするわけにはいかなかった。

請求人が目撃したという「濡髪権八」という映画の看板についても果して請求人がこれを目撃して記憶していたのか、否かについて大いに疑問のあることは既に検討したとおりであるが、仮にこれを請求人が目撃したとしても、これが上映されていたのが、昭和二九年三月三日から同月一五日までの間であるから、この間の何時の時点であるかも認定できず請求人のアリバイ主張という意味で日時特定の基準にすることはできない。上野宝塚映画劇場の建築工事進捗の状況からみても、請求人が本件犯行の犯人にはなり得ない。或は、これに合理的疑いを抱かせる意味で請求人が上野にいたとする日時を肯定することもできない。

日時の特定として残るところは、請求人が昭和二九年三月三日島田市の家を出て由比駅から荷物を送り返したという以外、同月一二日夜大磯警察署で取調べられているという日時のみである。しかし、この三月三日に家を出て由比駅へ行ったことは、もち論のこと、三月一二日に大磯警察署で取調べられ、その後西に向ったという事実も、原確定判決がいうように犯行直後遠隔の地に逃走することもあり得るといふ犯人の心理や、徒歩のみで行動するわけではない。請求人の浮浪生活中の行動に照し、請求人の本件犯行に対するアリバイとすることはできない。

以上のように請求人のアリバイ主張には昭和二九年三月

三日、島田市を出て由比駅へ志って以来、同月二日大磯警察署で取調べられるまでの間、日時的、場所的に特定して直接請求人の所在を裏付けるものはないのであるが、最後に請求人のアリバイ主張それ自体を全体として考察することとする。原確定判決は幾つかの理由をあげてこれを措信できないとしている。そのうち、道順(三島―熱海―小田原)が徒歩で東京へ行くための道順といえぬ、という点は、現にそうした道路もあるから、敢えてこれを取り上げるまではしないこととする。しかし、この点を除いても、各日の行程に非常な差のあること、特に三月五日の約六一・九キロメートルの行程は物貰いしながらの行程として(原記録一一一八丁)到底考えられないこと、その他既に、検討した天候面からこれを裏打ちするものがなく、寧ろ、これと調和しないものが散見されること、特に昭和二十九年三月六日の天候について供述するところが気象記録に記されているところと符合しないこと、請求人の記憶の仕方が映画の看板のことを良く記憶していて却って雪の記憶が曖昧であったこと等、不自然な点が多く、それに三月三日から三月一三日までの間請求人の供述以外にその所在を裏打ちする証拠がないことも合わせ考えると、請求人を佐野久子に対する本件犯行の犯人であるとする前記「本件有罪証拠」に對比して、請求人のアリバイに関する主張を裏付けるものとして本

再審請求事件に提出されたものは論外として、その余の証拠を「旧証拠」と総合してみてもアリバイの主張それ自体において「本件犯行」を請求人の犯行と認定するのに合理的疑いをいれる余地のある主張であるとは解されない。さらに、右請求人のアリバイ主張を積極的に否定する証拠をみるのに、原確定判決が掲げる松浦武志の証言とこれを裏づけるために提出された証拠については、「新証拠」である農林省茶業試験場作成の昭和二十九年二月及び三月気象表によって動揺してきたこと、さらに桜井弘昭の証言調べを未知数のまま残してきたこと、前記のとおりである。しかし松浦武志の証拠の信憑力が動揺し、同人が請求人と会ったのが昭和二十九年三月七日であると認められなくなったところで、昭和二十九年三月九日島田市近郊で請求人に会ったという原一審における証人小山西子の供述及びこれを裏づけるために提出された証拠は厳然として存在し、証拠上、これに関する原一審の心証を変えらるべき特段の事情は見当たらないのである。その他にも同日ごろ、請求人を見かけたという原一審における彌川義昭の供述及び同人の検察官に対する供述調書もあるのである。それにそもそも前記「本件有罪証拠」そのものがあり、これこそ正に請求人が犯時犯行地に所在していたことを強力に主張している証拠である。このようにみても、「新証拠」によってたとえ松浦武志の証言の信憑力が動揺し、同人が請求人と会ったのが昭和二十九年三月七日であると認められなくなったと

るので、なお、請求人のアリバイ主張を肯認するに由がなく、上記に検討した当再審請求事件に提出されたアリバイ関係の証拠(ただし「新証拠」でないとされたものを除く)によっても、佐野久子に対する本件犯行の犯人は請求人である、という原確定判決の認定には変更をきたさないものである。これまた、「新証拠」でないとされたものでも、請求人に無罪を言渡すべき「明白な証拠」であるとはいえないものばかりである。

なお、弁護人は、請求人の昭和二十九年五月二四日から同月二七日の間に作成された司法警察職員に対する供述調書原一審における相田警部の証言に出ている本件犯罪の捜査経過を記録した捜査日誌、上野署などに対する照会文書の提出命令を求めている。

請求人が取調べを受けた当初東京方面に行っていたとアリバイを述べていたことは、これまで取調べられた「旧証拠」によって十分認められるが取調べの当初そのようなアリバイを請求人が供述していてもなお、本件再審請求事件においてアリバイ関係の再審理由についての判断は前記のとおりであることに変わりないので、右各供述調書に対する提出命令を発しなかつた。また、本件に対する本件再審請求事件の審理に、所要の捜査経過については、原一審における証人相田兵市の供述等によって明らかであり、請求人のアリバイ主張の根底は、上野で浮浪生活の特性に鑑み、上野署に対する照会の有無、照会の結果を本件再審請求事件の審理上明らかにする必要

も認められないので、この点の提出命令も発しなかつた。

以上に、本件再審請求事件に弁護人より提出された証拠を個々に検討してきたが、これら弁護人より提出された証拠のうち、「新証拠」でないと判断された証拠を除くその余の証拠すべてを合わせて、「旧証拠」と総合し、疑わしきは被告人の利益にこの原則をふまえて検討しても、佐野久子に対する本件犯行の犯人は請求人であるという点に、合理的疑いはないと認められる。

第四(一) 以上によって、本再審請求事件に弁護人より提出された証拠にもかかわらず、佐野久子に対する本件犯行の犯人が請求人であると認定すべき点に變動のないことが明らかになった。弁護人より提出された証拠は、「新証拠」でないとされないものでも請求人に無罪を言渡すべき「明白な証拠」ではない。しかし同時に「新鑑定」によって、請求人の捜査段階における供述調書(勾留質問調書も含むの意)における犯行順序に関する供述には疑わしい点があり、その他犯行内容に関する供述についても、十分吟味すべきであることも明らかになった。それでは「新鑑定」によって明らかになったことは、再審開始事由となるか、否かを次に問わねばならない。

(二) 請求人の捜査段階における供述調書中犯行状況を詳細具体的に述べているのは、請求人の司法警察員に対する昭和二十九年五月三一日付供述調書と検察官



に対する昭和二九年六月一三日付供述調書である。請求人は、右司法警察員に対する供述調書において「私は……その子を……仰向けに倒しました。すると女の子はびっくりして泣きべそをかきましたので、まずいなあと思いましたがどうにもたまらなくなり子供のズロースを下から手を入れて下に引下げました。子供は『おうちへ行きたい、かあちゃん』と言って泣き出しました。私は自分のズボンを下げ、右足はズボンから抜いてその子の上になり、女の子のズロースを片足抜いて股を開かせ、余り騒ぐので左手で子供の口を押えながら、自分の大きくなった陰部を女の子のおまんこにあて右手で持って押しあて、腰を使ってグッと差し入れました。半分位入ったと思えます。女の子はもがきながら『痛いおかあちゃん』と力一杯泣くので左手では押え切れなくなり、私は構わず腰を使いましたが、余り暴れるので思う様に出来ず、私はやっぱりしておまんこをやめて、足の処にあつた握り拳一つ半位の岩石の先のとがったのを拾い、腹立ちまぎれに女の子の左胸辺を二、三回力一杯突つた方で殴って仕舞いました。子供は、私が腹立ちの余り、石で二、三回殴ると相当ひどかったと見え泣くのが止まりフーフーと息をし乍ら目をつむりうなっていました。私は気持が悪くなり『いっせ殺して仕舞へ』と思ひ両手を女の子の首にあて力一杯押えつきました。そして四、五分

して手を離すともうぐったりしていました……」と供述している。

検察官に対する右六月一三日付供述調書も石を拾った状況等が、より詳細になっている他、右と同旨の供述をしている。記録中の請求人の捜査段階における供述調書中には、犯行について、これ以上に出る供述が記載されたものは他にない。

請求人が、佐野久子に対する本件犯行の犯人と認められること前記のとおりであり、さらに、佐野久子に拒頸されて死亡していたことも、第二、(一)(A)のとおり認定できる、とすると、これに符合する請求人の「両手を女の子(佐野久子のこと)の首にあて力一杯押えつけた」という供述が信憑力の極めて高いこというまでもない。

また、本件「石」発見の経緯状況や右同女の左胸部損傷の状況、さらに提出された「新鑑定」によっても右「石」で佐野久子の左胸部を殴打した事実を否定できないこと。第三、二、(1)(二)で検討したとおりであることよりみて、これに符合する請求人の「右「石」で女の子の左胸辺を殴った」という供述も信憑できないとすることはできない。ただし、それは、第三、二、(I)(三)に見たとおり拒頸以後であるのではないかと合理的疑いがある。また、第三、二、(I)(一)で検討したとおり、姦淫したという点については、弁護士より提出された「新証拠」や第二、

(一)(A)の証拠からは直接に判定できるものはない。右証拠だけからでは、陰茎以外の鈍器を陰部にそう入されただけであつたかも知らないが、陰茎をそう入され姦淫された可能性を否定できないし、むしろその可能性の方が大であると考えられる。しかし、快林寺よりわざわざ一面識もない幼女佐野久子を連れ出し、(それが請求人であることは、佐野久子に対する犯人が請求人であると認められること前記のとおりである)に第二、(一)(G)(E)の証拠を総合して十分認められることができる。(遠方の人気のない山中へ連行していること、請求人が当時満二四才で同人に性体験のあること、第二、(一)(A)の証拠で認められる佐野久子の陰部の状況よりみて、請求人が右各供述調書において述べているとおりに当初より同女を姦淫しようと考え、快林寺境内より同女を連れ出し、犯行地まで連行したことは、疑いがないところというべきである。とすると、佐野久子の死体の陰部の状況よりみて、他に特段の事情の認められない以上やはり請求人が、同女の陰部に陰茎を半分程そう入したという請求人の前記捜査官に対する各供述調書における供述は、措信できるものと考える。ただ「新鑑定」よりみて、そのそう入した時期は同女の死戦期以後ではないか、という合理的疑いがある。かくして、請求人の捜査段階における供述を十分吟味し、弁護士

より本再審請求事件に提出された証拠(ただし、「新証拠」でないこととされたものを除く)及び「旧証拠」を総合して検討してみても、原確定判決が認定した「請求人が佐野久子を姦淫しようと考え犯行地へ連行した事実」「請求人が同女の頸部を強く絞めつけ右扼頸により同女を窒息させた事実」「請求人が同女の陰部に自己の陰茎をそう入させた事実」及び「請求人が本件「石」を右手に持って同女の胸部を数回強打した事実」以上の各事実それぞれ自体については、いずれも合理的疑いがでてきているわけではないのである。ただ「新鑑定」によってその犯行の順序は、所論もいうとおり、同女を犯行地へ連行したうえで、先づ同女の頸部を両手で強く締めつけ、その後同女の陰部に自己の陰茎をそう入したり、本件「石」で同女の胸部を数回強打したりした、という順序でないか、しかも、陰茎の陰部そう入は死戦期以後でないか、という合理的疑いがでてきたというべきである。この点原判決の事実認定は、犯行の順序について、客観的事実と符合しない点があるのではないかと考える。

(三) 右犯行順序の変更は再審開始の事由となるであろうか。請求人が佐野久子の頸部を両手で扼し、しかも、その左胸部を本件「石」で殴打し、さらにその同女を放置して逃走していることよりみて、請求人に殺意のあったことは否定し難い、また、それまで

全く無関係であった当時六才三ヶ月の同女を勝手に快林寺から連れ出し、人気がない犯行地の山林内に連行し、そのあげく同女を姦淫していることよりも同女を快林寺から連れ出した当初より請求人に姦淫の意思のあったことも証拠上十分認められるところであり疑いが無い。してみると自ら佐野久子を扼頸して窒息死せしめた請求人は、先ず、殺人罪の刑責を免れ難いこと原確定判決と同様である。次に、請求人が同女を姦淫したのが死戦期以後と見るべきこと既に記したとおりである。しかし、そもそも、請求人は当初から姦淫の意図で同女を連れ出し扼頸した上、自己の陰茎を同女の陰部にそう入しているのである。本件犯行は全体として、姦淫の意図で貫かれており、扼頸もまた、姦淫の手段としてしたものと通常認めるべき状況にある。

特に、相手が抵抗力のない幼女であり、特段の事情も他に見当たらないから、なおさらである。とすると原確定判決の事実認定と異って、扼頸の方が先で、陰茎の同女の陰部へのそう入が死戦期中であれば、刑法一八一条(一七七条)として、同女の死亡後であれば同法一八一条(一七九条、一七七条)として、いずれにしても強姦致死罪の刑責を負うべきことになる。その法定刑は、無期又は三年以上の懲役であって、原確定判決の強姦致傷罪と異なる。もっとも原確定判決は強姦致傷罪と殺人罪の両者は刑法四

四五条前段の併合罪であるところ、前記のように殺人罪と強姦致死罪ということになると、刑法五四条一項前段の観念的競合という関係になると解される。しかし、この罪数関係の変更は別に原確定判決の認めた罪より軽い罪を認めるべき場合に当たるといふことになるのではない。所詮、請求人に對し、無罪を言い渡したり、原確定判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな場合である、とはいえないのである。

第五 なお、弁護人は、これまでに言及したものの以外にも事実の取調べの請求をしているが、本件再審請求事件の事実の取調べとしては、その必要性の認められないこと明らかなので、これを行わないこととし、以上のとおり本件再審請求は、その理由がないので、刑事訴訟法四四七条一項によりこれを棄却することとする。

付言するに、検察官は昭和五二年三月四日付意見陳述書(補充)と題する書面を提出してきた、しかしながら、当裁判所は、昭和五一年一〇月二一日「本件に関する事実の取調べをすべて終える」旨決定、告知するとともに、同日付で昭和五一年一月三〇日までに意見を出すよう求意見し、検察官より昭和五一年一月二五日に意見提出期限を同年二月一〇日まで延期されるよう求めてきたので、その希望通りこれを許可し、同年二月一〇日付で検察

静岡岡地方裁判所刑事第一部

裁判長 伊 東 正七郎  
 裁判官 人 見 泰 碩  
 裁判官 渡 辺 壯

右は謄本である。

昭和五二年三月一一日

同 庁  
 裁判所書記官 曾 我 克 之

官より意見陳述書の提出を得ていたのであるが、右意見陳述書の中でもまた、検察官は、「本件犯行の順序、胸部、陰部の創傷が生前のものでないこと、左胸部の創傷が証拠物である石ではできないことに關する請求人提出の各証拠とりわけ前掲の各鑑定書(太田、上田両「新鑑定」をさすものと解される)に對する意見の詳細は、後日あらためて補充して陳述する。」と記載している。しかし、右昭和五一年二月一〇日付意見書の中で一方的に「後日あらためて補充して意見陳述する。」と記載してあつても意見提出期限が延期されたことになるものではない。しかも、同年二月一〇日というのは一旦裁判所が定めた同年一月三〇日の期限を検察官の希望通りに延期してやつた期限である。

以上の次第で、前記検察官提出の昭和五二年三月四日付意見陳述書(補充)と題する書面は、裁判所の訴訟指揮で定めた意見提出期限後のものであるし、一切の事情よりみて職権で採り上げることとせず、本決定に際し、全く考慮の対象としなかつた。

よつて、本文のとおり決定する。

昭和五二年三月一一日

## □反革命差別者集団・日共―国民救援会

### 「重要段階をむかえた島田事件の再審運動を正しく発展させるために」

#### 一、島田事件、再審請求運動をめぐる情勢

無実を訴えつゞけて二十年、赤堀政夫君救援の運動は、いま、もっとも重要な局面をむかえています。

御存知のように、この事件には、物的証拠がほとんどないのが大きな特徴です。赤堀君を有罪とした判決は拷問によつて作られたウソの自白調書と、自白にもとずいて発見されたとされている「石」および被害者の死体についての古畑鑑定によつて支えられております。これ以外には若干の状況証拠があるだけです。

他方、赤堀君の無実をうかがわせる証拠は、第一審らしい数多く明示されてきましたが、裁判官の独断的な推測や断定によつてしりぞけられたり、あるいはねじまげられてしまったのが実情です。

ところが、第三次（第四次の誤り：引用者）再審請求の過程で前記の死刑判決を支える三つの証拠の真実性が大きくくずれてきたのです。

その第一は、彼が第一審以来主張しつゞけてきたごとく、事件発生の昭和二十九年三月十日、彼が、まさしく横浜に

いたことを示す「外川神社」が檜山さんらの努力によつて発見されたことです。裁判官が合理的にものごとを考へるならば、三月十日、彼が久子ちゃんを殺害し、その日のうちに横浜に高飛びし、「外川神社」に泊った、などと断定することは絶対にできません。

第二は、北条名誉教授をはじめ、太田教授、上田教授らの研究の結果、被害者の死体に関する第一審の古畑鑑定が法医学的に重大な誤りをおかしていたことが示された事実です。

太田教授らの鑑定は、古畑鑑定同様に被害者の死因は頸部ヤク殺であるとしていますが、胸部以下の傷は古畑鑑定と一八〇度相違し、赤堀自白のいう「強姦」で石で胸を強打し絞殺」という犯行のすじ書きとは合致しないことを科学的に証明したものと云えます。「兇器」と認定されている石もまた、胸部の傷の成傷「兇器」ではないと鑑定されたのですから、赤堀自白は真実のものでなく、まさに彼が訴えつゞけているとおり、捜査当局の拷問によつて作られたウソの自白調書であることが、いっそう明白にされたものといえます。

以上のことから、死刑判決を構成する三本の基本的な柱は、ことごとく崩れ去ったといつても過言ではありません。裁判所は、十一月十九日、上田教授の証人尋問によつて、同月二十日には、再審請求事件には異例ともいえる本人尋問をおこない、十二月十八・十九日には弁護人の最終的な意見陳述をおこなうことを決定しています。

島田事件再審請求の審理は、新しい証拠が発見されない

かぎり、事実調べを終り、裁判所の決定に入るという、文字通り最終段階に至つたと言えます。即ち、再審開始決定をうるか、あるいは棄却されるかは、いつにかかつて今後の運動の正しい発展のいかんにあるのです。しかも、今日までの到達点を冷静に見るならば、確実に再審開始決定をかちとれる、と判断することはできません。

それが次の理由によるからです。

我が国の再審制度は、戦前の刑法のそれがそのまま現行刑法に引き移されたもので、現行憲法の規定する人権尊重の精神は、いささかも盛り込まれていないこととあいまって、裁判所自身も「確定判決を改めることは、裁判の尊厳を失墜せしめるもの」という考えに強く支配されているからです。このため、「疑わしきは被告人の利益のために」という裁判の原則は再審制度に適用されず、「無実を証明する明らかな証拠を新たに発見した場合」という再審条項の解釈適用に、きわめてきびしいワタをはめており、現状においては、白鳥事件の再審請求に対する札幌高裁の棄却決定が示すように、「一〇〇%の無実を証明してない」としてしりぞけてくる危険が大きいのです。

私たちは、このような決定が下されないよう、裁判所が真実に忠実であつて慎重・公正な審理をおこなうように働きかけを強めることが重要です。

けれども、事実取調べの進行状況に比較して真実を訴え、広範な国民の与論を結集する運動が大きく立ちおくれしています。くわえて、この運動の過程で憂慮すべき動きが発生

していることに注目しないわけにはゆきません。

それは、島田事件を「精神障害者への差別裁判」と一面化し、さらには「赤堀奪還」「赤堀裁判を刑法改悪阻止の先頭」「完全無罪要求」などという性急な誤まつた方針が持ち込まれていることです。赤堀君は、現在「死刑確定囚」として、いつ死刑が執行されるかわからない、文字通り剣ヶ峰に立たされているのです。万が一にも誤つた運動の結果、彼の生命を奪われるような事態となつた場合、その責任は誰が負うことができるでしょう。

救援運動は、これを政治闘争と結びついたり、他の政治目的に利用したり、ましてや犠牲者の「奪還」をさげんだりすることによつては、絶対に発展するものではなく、勝利を獲得することもできません。犠牲者の救援・救出という、その目的を達成するための事業は、「誤つた裁判を事実と道理にもとずいて明らかにしてゆくこと」以外にはないのです。真実を科学的に論証し、誤まつた裁判に対する道理ある国民の批判の声を盛り上げること、そして、その与論を正しく裁判所に結集すること、このことこそが救援運動の唯一の道なのです。しかもこの方法は、我が国の民主勢力と国民が、松川事件や八海事件をはじめ、数多くの弾圧やえん罪事件の裁判闘争の中で確立し定式化し発展させてきた正しい方向なのです。

ましてや、死刑確定囚の再審運動の場合は、公判中の事件の救援運動以上にこの方針にもとづいて、慎重に進めてゆかなければなりません。なぜならば、犠牲者は、再審開

始に困難を作り出している国家権力の暴力装置の中に拘束されていること、しかも生殺与奪の一切の権限をもった極限のところにおかれていたからです。私たちは十二年前の九月十四日、無実の罪で死刑判決を受けた熊本県の藤本松夫氏が、第一次再審が棄却され、第三次再審請求中に突如として再審棄却と殆んど同時に死刑執行された痛苦な事実を片時も忘れることができないのです。しかも今日、国民の圧倒的多数は、島田事件の真実はいかにいよばず再審請求が出されていることすらも知らされていないのです。こうした状況のもとで、「完全無罪」の要求はどれほど国民の心を促えることができるでしょうか。

再審開始をめざす運動は、今日のかずかずの裁判闘争の中で、もっとも困難な運動です。この困難をどうしたら打開し、勝利の展望を切り開いてゆくことができるか、島田事件をはじめ、すべての再審事件にたざさわる人々すなわち弁護人・科学者・文化人・ジャーナリスト・救援活動家が、暗夜の手さぐりのような努力をつみ重ねてきた結果、今日まで発展させてきたのです。

その原動力は、「疑わしきは被告人の利益のために」という裁判の大原則を再審事件にも正しく適用させ「もう一度、裁判をやりなおす」決定を求めて、ひたむきに真実を探索してきた情熱と、無実の者を救う強い正義感とヒューマニズムの精神であったのです。

かつて、松川事件をはじめ、青梅事件・八海事件の犠牲者のために筆を執ってくれた広津和郎先生が「救援運動の

情熱は爆発的ではなく、持続的に燃焼させなければならぬ。」と語った言葉を、もう一度この運動に生かして、一歩一歩、開かずの門とたとえられている再審の門を開かせるために進んでゆきましょう。

第一は、島田事件の真実を、私たちが正確につかみ、正確に訴えることです。とりわけこの事件では、

- ① 捜査段階での不法行為、すなわち、二俣・幸浦事件等で拷問を加え、或るいは証拠を偽造して無実の者を犯人にデッチ上げた県警本部(当時の国警)捜査一課の紅林・稲葉らの警察官が、島田事件の捜査に加わり、赤堀君のウソの自白を作ることに関係していた事実。
- ② 古畑鑑定が提出される前後の裁判の経緯と、同鑑定のいつわり。
- ③ 青梅事件で無実の者に有罪判決を下した誤判の前歴をもつ尾後貫裁判長や一審裁判官が、どのようにして証拠の採用を誤まったか。
- ④ 最高裁が「状況証拠がそろっている」として死刑を確定した、その「情況証拠」とはどんなものか。

等々について、赤堀自白の矛盾、アリバイ問題などともに研究しましょう。このようにして第一審以来、最高裁判決までの裁判全体を通じて、そのどこに誤りがあるかを具体的に正確に捉えることです。その上に立って、第三次再審請求の段階で明らかにされた事実を正確に理解し、誤っ

た裁判を批判し、再審の与論をもりあげてゆきましょう。

このことが裁判闘争における真実をつかむということです。こうして明らかにされた真実こそが、人々の心に響き、人々の正義感や同情などにもとづく支援を正しく引き出す原動力となるのです。

第二は、弁護団の活動と密着した正しい運動を進めることです。

大衆的裁判闘争とは、法廷内における弁護団の活動と法廷外での正しい裁判を求める私たちの運動が、表裏一体となったものでなければなりません。弁護団の方針と私たちの方針に相違があってはならないのです。なぜならば、裁判所を動かして真実に目をむけさせる弁護団の活動と、真実を理解した国民の与論を裁判所に結集してゆく運動は、そもそも法廷の中で明らかにされた真実に立脚したものであって、これ以外の推測や独断が介在しても何ら説得力をもたないからです。

私たちは、一審以来今日まで二〇年間、文字通り精魂を傾けてきた鈴木先生をはじめ、島田事件弁護団が、全く自己犠牲的に真実を追及して来た正しい弁護活動を、大衆的運動によってもっと強力に支えなければなりません。また、この活動の中から明らかにされた事件の真実をよく深く学ばなければなりません。必要に応じて弁護団を囲んで学習会や研究会をもち、何を国民の中に訴えてゆくかを、つねに豊富にかつ鮮明にさせてゆきましょう。

第三は、赤堀君を救うために、思想・信条の別をのり越

えて協力できるすべての人々の力を結集するように努力することです。真実を道理にもとづいて誠実に訴えつづけるならば、現在は一〇%の協力しかえられなかったとしても、将来は一〇%〜一〇〇%の支援へと高まる条件と可能性はどこにも存在しています。しかし、その反対に我々が一方的に我々の主観や主張を押しつけるようなことになるならば、一〇〇%の協力の可能性さえ失わないとも限りません。いまこそ私たちは、協力しうるすべての人々の支援・協力を求める観点をしっかりと確立し、真実を拡めてゆかなければなりません。

そのためには、この運動の中にイデオロギー上の対立や思想的課題を持ち込むことを厳重につしんみ「無実の赤堀を救おう」という一点で力をあわせてゆくように心がけましょう。

### 三、再審開始にむけて具体的な活動

#### (一) 事件の真実を学習し広めましょう

島田事件の今日の情勢は、いそいで事件の真実と裁判所の審理の現状とを広範な人々の中に広めることを要請しています。そのために、パンフレット「島田事件の真実」を積極的に普及しましょう。あわせて、裁判記録第一集(一、二、三審の判決文及び一審弁論・控訴趣意書、上告趣意書)、その他の資料で事件の内容を学習し、誰でも、どこでも訴えられるようにしましょう。

## (二) 各地に「赤堀君を守る会」を作り、

赤堀君の救援運動を積極的かつ系統的に推進してゆくためには、このための独自の組織である「赤堀君を守る会」を拡大・強化しなければなりません。どんな人にもよりごのみせず、守る会への参加を訴えましょう。そして、一人、一人の会員が知恵と力を出しあって職場や地域などで自分の周辺の環境に見合ったかたちで創意ある活動を展開しましょう。

## (三) 労組・民主団体・個人に訴えて

署名運動をおこしましょう  
裁判所に対して、国民の声を正しく反映するのは、署名運動が不可欠です。現在、静岡県評、静岡県教組、同高教組、全国金属静岡地方本部、島田地区労などをはじめとして、紙バ勞連、全障連、東京都障教組、その他の団体が赤堀君救援のために力を寄せております。赤堀君救援の運動は極めて人道的なものであり、裁判所に対する要求もまた「疑わしきは、裁判のやりなおしを」というまことに当然のものであります。ですから、事件の内容が理解されるならば、さらに広範な労組、その他の団体の援助・協力が得られるに違いありません。パンフを普及し、裁判所に対する「慎重な審理をおこない再審開始決定を」という大衆署名や団体署名を呼びかけてゆきましょう。

## (四) 弁護士団の活動費、

救援運動資金カンパをおこしましょう

## □保安処分推進派「精医研」の主張

## △刑法「改正」草案における保安処分条項▽

五万の監獄以外に、二十七万の「精神病院」と呼ばれる収容所が存在する。日本犯罪学会のボス、植松正（一橋大名誉教授）の「二十四万の精神病者が収容されているからこそ、今の犯罪率でおさえられているのだ」という発言を想起するまでもなく、かかる一大収容所の存在は、精神障害者に対する刑事政策、そして保安処分新設の動向をも大きく規定してきた。

一九七四年に発表された「改正刑法草案」は、「精神衛生法及び麻薬取締法による措置入院の制度は、本人の治療という面に主眼を置いた制度であって、危険な精神障害者あるいは中毒者に対する措置としては十分なものでなく」と、精神衛生法等措置入院制度を前提として、その不十分性を総括して保安処分新設を提起している。

この「改正刑法草案」における保安処分条項を、一九五六年より開始された戦後刑法改正作業の流れの中で把握するならば、その特徴として保安処分対象者の治療という視点が大幅に後退し、むしろ市民社会からの隔離、収容という立

島田事件の弁護士団は、今日まで弁護士費用を自弁で文字通り献身的に事件を調査し研究し、裁判に当たってきました。今後、公判記録の作成や署名用紙、ビラ、ニュース、その他の資料の出版、赤堀君の救援費など莫大な資金を要します。

場への一層の傾斜を示している。七十一年に発表された「保安施設に関する構想（案）」では保安施設の三分の一は「保護室」とし、他に「重症室」も数室必要としている。一方、法制審議会は、現行の「治療」に何がしかの幻想を有し、いわゆる「治療優先の保安処分」を打ち出した中間主義的保安処分推進論者の期待をあっさり裏切り、幾ら偽瞞的とはいえ「治療」的回路を経由した社会防衛的処置としての保安処分を否決した。

更に、太平洋戦争をさかのぼり、一九二一年に開始された戦前の刑法改正作業との連続性の中で把握するならば、「改正刑法準備草案」（一九六一年）と同様、保安処分の種類として戦前の「改正」作業では常にあげられていた労作処分が予防処分と共に省かれていることである。予防処分については、常習累犯に対する相対的不定期刑の制度で代用するとしつつも、労作処分―浮浪や労働嫌忌のために常習的に小犯罪をくりかえす者に対する労働改善処分―に替わらるべきものについては、「むしろ一般社会政策の方面に委すべきもの」と書かれているだけである。

ところで、精神科の側からみた保安処分批判の論点は、①「精神の障害」とりわけ「精神病質概念」をめぐる批判であり、②「再犯の予測」の困難性であり、③「不定期刑」に対する批判にとどまり歴史的な流れの中で保安処分を把握し、批判することに乏しかったのではなからうか。何よりも保安処分とは、刑罰―監獄の不十分性を補うと共に精神衛生法―精神病院の不十分性を補うという刑事政策的要

請をもあわせ持っているからである。

(中略)

## 戦前・戦後の刑法改正作業と

### 精神医療の集団監置人の展開

戦前の私宅監置中心の精神医療では、精神障害者に対する刑事政策としては、私宅監置に重要な役割を委ねざるを得ないにもかかわらず、前にも述べた如く、保安機能の不安定さの故に、その解決策として精神病院と保安施設の二本柱を構想せざるを得なかった。一方、精神科ベッド数が「改正刑法仮案」(一九四〇年)当時でも二万二千ベッドにしかすぎず、精神病院と保安処分施設との役割分担が不鮮明な中では、「改正刑法仮案」において監護処分、矯正処分以外に、保安処分の種類として、労作処分、予防処分を必要としたことは了解可能である。

戦後の精神障害者に対する刑事政策の重点は、私宅監置制度の総括を踏まえて、より頑強な収容施設として精神病院と集団監置が位置づけられた。

「改正刑法準備草案」の発表された一九六一年とは、精神科ベッド数が一〇万ベッドであり、毎年二万ベッドずつ精神科病床数が急増するベッド乱造の時期であり、精神医療の治安的再編が開始された時期でもあった。六〇年代における刑事政策の重点は、措置入院制度の活用により、「自傷他害のおそれあるもの」を精神病院へ、精神病院へと

送り込むことを通して、「社会不安の積極的除去」を図るところにあった。そこでは未だ収容施設としての精神病院の矛盾も顕在化していなかったが故に、「改正刑法準備草案」で提出されていた保安処分の内容について、「治療」の回路を経由した保安処分新設の可能性を残していた。

だが、二度にわたる精神衛生法の改正と精神医療の治安的再編は精神病院と保安施設の役割分担の方向性を明確なものとした。警察依存の措置入院体制の確立は、ようやくにして収容施設としての精神病院の内在的矛盾をつくり出すことになった。「改正刑法草案」(一九六一年)の当時未だ不鮮明であった治療的立場と保安的立場との分岐を鮮明にした。そして「治療」という回路を経由した社会防衛的処置としての保安処分は、むしろ措置入院に委ねられ、保安処分条項は、措置入院の不十分性を補うことに重点を移した。

労作処分の対象者である「浮浪者」「労働嫌忌者」は、生活困窮者として生保患者に仕立てあげられ精神病院へ収容されるシステムがつけられてきている。「改正刑法草案」では「浮浪者」「労働嫌忌者」が「放置」されていた「刑法改正仮案」と異なり、労作処分を不要なものとした(但し根源的解決策という意味ではない)。

なお、保安処分施設は、大量の国家予算を消費するという。収容所精神病院の存在は、安に安上りの保安処分体制をつくり出した。

## 第二段階に突入した保安処分粉砕闘争

ところで保安処分が保安的立場へとより傾斜していくことは、保安処分に不可欠の「治療的幻想」を喪失していくことになり、刑罰との区分がアイマイになるが故に刑事政策の危機の表現である。

一方、精神病院における直接的なゲバルト支配による不詳事件は、今後も恐らく散発的に生じるだろうが、精神病院総体としては、経営基盤の安定化も含め、むしろ減少していくものと思われる。日本の私立精神病院経営者の連合体である日本精神病院協会は、とかげのしっぽ切りとはいえず、我々の影に怯えて北海道の北全病院を除名した。

それ故に精神病院闘争のこれからの方向性としては、奈良吉田精神病院闘争(一九七二年)京都岩倉精神病院闘争(一九七五年)にみられる「良心的」とされる病院での入院継続、入院根拠をめぐる闘争が決定的な意味を有してくるだろう。

まとめると、ブルジョワジーの精神障害者に対する刑事政策は、保安処分措置入院同意入院の三段階に基本戦略を置き、前者を後二者と分離するという方向で軌道修正を図っている。我々がかかる分離を徹底させることにより、言い換えれば、精神障害者の処遇の改善を一層押し進めることにより、精神病院を刑事政策的にますます依拠できなくさせることを通して、保安処分から一切の「治療的幻想」をはぎ取らねばならない。繰り返しているが、重点

は入院根拠と入院継続の根拠をめぐる闘いである。

だが、保安処分が保安的立場へとより傾斜していくとき、措置入院同意入院との分離を鮮明にさせてきていることは、「保安処分の先取りとしての精神衛生法体制解体」という従来の闘いの不十分性を示しており、一方では犯罪者の処遇をめぐる闘いを必須なものとしている。監獄制度―医療刑務所の不備なるもので保安施設の合理化を許してはならない。

我々はなによりも、精神障害者の処遇をめぐる闘いと犯罪者の処遇をめぐる闘いという二つの闘争の結合を克ち取らねばならない。

(文責・全関西精医研C)

## □精神衛生法抜粋

(国及び地方公共団体の義務)

第二条 国及び地方公共団体は、医療施設、教育施設その他福祉施設を充実することによって精神障害者等が社会生活に適應することができるよう努力するとともに、精神衛生に関する知識の普及を図る等その発生を予防する施策を講じなければならない。

(定義)

第三条 この法律で、「精神障害者」とは、精神病患者(中毒性精神病患者を含む。)、精神薄弱者及び精神病質者をいう。

(指定病院)

第五条 都道府県知事は、国及び都道府県以外の者が設置した精神病院又は精神病院以外の病院に設けられている精神病室の全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神病院に代る施設(以下「指定病院」という。)として指定することができる。

(精神衛生センター)

第七条 都道府県は、精神衛生の向上を図るため、精神衛生センターを設置することができる。

2

精神衛生センターは、精神衛生に関する知識の普及を図り、精神衛生に関する調査研究を行ない、並びに精神衛生に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行なう施設とする。

(中央精神衛生審議会)

第一三条 精神衛生に関する事項を調査審議させるため、厚生省の附属機関として中央精神衛生審議会を置く。

(保護義務者)

第二〇条 精神障害者については、その後見人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護義務者となる。但し、左の各号の一に該当する者は保護義務者とならない。

一 行方の知れない者。

二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族。

三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は補佐人。

四 破産者。

五 禁治産者及び準禁治産者。

六 未成年者。

2 保護義務者が数人ある場合において、その義務を行うべき順位は、左の通りとする。但し、本人の保護のため特に必要があると認める場合には、後見人以外の者について家庭裁判所は利害関係人の申立によりその順位を變更することができる。

一 後見人。

二 配偶者。

三 親権者

四 前二号の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者。

第二一条 前条第二項各号の保護義務者がいないとき又はこれらの保護義務者がその義務を行うことができないときはその精神障害者の居住地を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ)居住地がないか又は明らかでないときはその精神障害者の現在地を管轄する市町村長が保護義務者となる。

(警察官の通報)

第二四条 警察官は、職務を執行するに当り、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

(検察官の通報)

第二五条 検察官は、精神障害者又はその疑いのある被害者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、裁判(懲役、禁固又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡をしない裁判を除く)が確定したとき、その他特に必要があると認めるときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。

(保護観察所の長の通報)

第二五条の二 保護観察所の長は、保護観察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知

ったときは、すみやかに、その旨を、都道府県知事に通報しなければならない。

(精神病院の管理者の届出)

第二六条の二 精神病院(精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む、以下同じ)の管理者は、入院中の精神障害者であつて、第二九条第一項の要件に該当すると認められるものから退院の申出があつたときは、直ちにその旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(知事による入院措置)

第二九条 都道府県知事は、第二七条(保護の申請又は通報のあつた者についての精神衛生鑑定医の診察)の規定による検診の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、且つ医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院に入院させることができる。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、二人以上の精神衛生鑑定医の診察を経て、その者が精神障害であり、且つ、医療及び保護のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるところについて、各精神衛生鑑定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。

第二九条の二 都道府県知事は、前条第一項の要件に該当

すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、前三条の規定による手続をとることができない場合において、精神衛生鑑定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めるときは、その者を前条第一項に規定する精神病院又は指定病院に入院させることができる。

3 措置入院者又はその保護義務者は、都道府県知事に対し、入院を継続しなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの調査を行なうことを求めることができる。

第三三条 精神病院の管理者は、診察の結果精神障害者であると診断した者につき、医療及び保護のため入院の必要があると認める場合において保護義務者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

#### (行動の制限)

第三八条 精神病院の管理者は、入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

#### (無断退去者に対する措置)

第三九条 精神病の管理者は、入院中の者で自身を傷つけ又は他人の害を及ぼすおそれのあるものが無断で退去しその行方が不明になったときは、所轄の警察所長に左の

事項を通知してその探索を求めなければならない。

#### (訪問指導)

第四三条 保健所長は、第二七条又は第二九条の二第一項の規定による診察の結果精神障害者であると診断された者で第二九条第一項及び第二九条の二第一項の規定による入院をさせられなかったもの、第二九条の三又は第二九条の四の規定により退院した者でなお精神障害が続いているものその他精神障害者であつて必要があると認められるものについては、必要に応じ、前条第一項の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市の長が指定した医をして、精神衛生に関する相談に応じさせ、及びその者を訪問し精神衛生に関する適当な指導をさせなければならない。

## □74年11・10 関東赤堀さんと共に闘う会

### 結成集会 基調報告

島田事件は総体として差別事件であり、赤堀裁判は差別裁判である。

一、なぜ、日本国家は赤堀さんを殺す(死刑にする)のかⅡ判決理由

二、なぜ、赤堀さんは警察に狙われたのかⅡ逮捕のねらい  
権力は赤堀さんの状況をいかに利用したのか(権力の暴力こそ最高の差別の構造の中軸だ)

四 「科学者」がどのように彼の死刑判決に加担したのかⅡ精神鑑定なるものの実態  
赤堀さんは、いかに日常的被差別の中に苦しんで来たのかⅡ最も虐げられた被差別者の苦悩の声にこそ、国家の民衆処遇の質が鋭く反映する。民衆の苦悩こそプロレタリアートの科学の出発点で、その解放を

もたらす闘いこそ科学である。

結果しうるすべての力で赤堀さんについての権力者の視点をね返し、この醜悪な差別社会の中に、被差別者として生き、苦しみ抜き、そして獄中で闘いぬいている赤堀さんの姿を民衆的力量で復権し、すべての被差別、被抑圧民

衆にかけられている権力者の差別の視点を粉碎し、戦線形成への巨歩を進めよう。

なぜ日本国家は赤堀さんを殺すのか この判決は差別判決である。

昭和33年5月23日、静岡地方裁判所第一刑事部裁判長矢部孝らは、静岡県島田市七七二四番(本籍)赤堀政夫さんに対して死刑判決を下した。彼らは、死刑にした理由を判決文の中で五点挙げている。

第一点は、犯行の異常性である。

第二点は、このような犯行を行った人間の残虐性は「正常」なものでないという強調である。犯人Ⅱ異常性格の強調である。

第三点は、被告が「精薄」であり、社会「不適応」者であることの強調である。同時に「精薄」を判決に有利(責任能力)なもの(情状)としてとらえ、しかしそれでも犯行が余りにも残虐すぎるから情状酌量の余地さえないと強調している。責任能力の展開。

第四点は、警察や、検察で犯行を認めたり、悔悟の様子もあったのに、公判廷では終始犯行を否定、弁解し罪の深さの認識に欠け、言をかまえて罪を免れようとするからなお悪質である、という強調である。これは裁判権の実質否定につながる。

第五点は、世論の憤激と、被害者の家族の悲嘆の情緒的増中と強調である。民衆自身が処刑を望んでいるとする差別分析、私刑的見せしめへの誘導である。



この中で最も問題となる点は、第二点のつぎのことばである。

「かような行為は、おそらく通常の人間にはなし得ない悪虐、非道、鬼畜にもひとしいものである」

ここに、裁判官（それは国家意志の体现者であり、それを支える個人である）の差別思想が集中的に表現されている。通常の人間にはなし得ないのだ。「異常者」だからなし得るのだ、というこの思想こそ、矢部孝、高島良一、浜秀和という国家意志の体现者、差別者によって、全ての「精神薄弱者」「精神病院入院経歴者」「犯罪経歴者」「浮浪者」にたいして吐きかけられた、最も醜悪な、毒気に満ちた差別の毒矢だ。

この国家意志は、その文章につづく第三点の次の文章によって「通常でない人間」のさらに具体的な説明がなされている。

「被告人は先に認定した通り、知能程度が低く、軽度の精神薄弱者であり、その経歴を見るとほとんど普通の社会生活に適應できない。」

ここに第二点の「通常でない人間」の内容がまず語られている。この内容をさらに判決文の他の部分（正文に次ぐ「第一、認定した事実」）は次のように赤堀政夫さんの「不適応」の彼らなりの認識を描いている。

「被告人は、本籍地で履物商を営んでた小林半左衛門とその①内縁の妻赤堀まさ江とのあいだに出生し、②生来、知能程度が低く、軽度の精神薄弱者であって、③学業もふる

わななかったが、昭和19年3月土地の国民学校高等科を卒業後、④川崎市の東北振興精密株式会社や日本光学島田工場に勤めていたうちに終戦を迎え、本籍地の実家にもどって土工などをしていたが、⑤しばしば窃盗所為があつて、⑥再三刑に服し、昭和28年7月頃最後の刑を終えて再び実家に戻った。その後、被告人は、⑦定職もなく、あによめの実家の手伝いをしたり、日雇労働者として働いたが、⑧その間緒処を放浪して歩くこともあり、昭和29年1月下旬から同年2月下旬頃には、2回ぐらい上京したこともあつた。」（○数字は筆者）

以下は犯行周辺の情況描写となるわけだが、ここにかかれた文章から国家が赤堀さんをどのような人物として捉えているか、ということが明かになる。

①「私生児」的、「問題家庭」的ニュアンスで彼を、彼の家庭を捉える。

②「生来性の軽度の精神薄弱者」＝優生思想

③「劣等性」＝公教育における差別選別

④「職場不適応」＝生産秩序からの差別と排除

⑤「犯罪経歴者」＝社会防衛論の対象者

⑥「累犯者」＝保安処分不定期刑対象者

⑦「労務者」＝恒常的「半失業者」、  
「犯罪予備罪的ニュアンス

⑧「浮浪者」＝「犯罪予備軍」  
「労働嫌怠者」

これらの認識方法、把握方法は、結果として生じた現象だけをみて、赤堀政夫さんを、彼が生れ、育ち、苦しみ、

悩み、喜び、悲しみ、生きた社会的、歴史的な人間総体から捉えようとする。資本主義的支配者、民衆管理者特有の視点である。そしてすべてが保安処分の対象とされることに注目すべきである。

ここに彼らの差別的視点がどんなようなものであるかを語る素材がある。

ここで彼らが、赤堀さんについて重要な経歴の一つをなぜか裁判所が落していることに気がつかれるだろう。それは少なくとも⑥の次に並べられるべきものだ。

つまり彼は服役中、再度にわたって精神「障害」を起し、精神病院に入れられるという経歴をもっていることだ。このことが、彼の経歴の主要な柱の一つであることを裁判所が知らぬはずはない。しかしなぜ、彼の経歴Ⅱ「彼」とはどのような人間であるかを権力者として把握した限りを最大限に述べるべき箇所（Ⅱ「第一、認定した事実」）の中でこれを脱落させているのはなぜか？このことは、裁判所の「意図」を示すものとして、意外に重要な問題であることを指摘しておかなければならない。もちろん裁判所は、他のカ所できわめて例外的にこのことを指摘している。全てのことを述べて「死刑」と断定しきつた後に初めて、主要な文章構造からは切りはなしてそのことがようやく述べられる。

「ところで被告人は、本件犯行当時、心神耗弱の状態にあつたものではないかと思われる点がないわけではない」「被告人は、生来精神分裂病の遺伝負因をもち」「八王子

少年刑務所で服役中精神異常のため執行停止となり、また、静岡刑務所に服役中も再度精神異常をし、静岡溝口病院に入院、精神分裂病の疑いがある旨の診断を受けたが、電気衝撃療法によって寛解したことが認められる。」この文章は「第一、認定した事実」の中に入れられるべき文章であることは、構成上当然であるが、外した理由は次の文章によってはっきりする。

「しかし、前記、林、鈴木両鑑定人の作成した鑑定書及び第9回公判調書中、証人鈴木喬の供述記載によれば『被告人は、本件犯行当時、精神的には全体として幼稚で、鈍く、軽薄であり、同時に情動的に不安定であり、自己中心的、執拗な傾向があり、智的には軽度の精神薄弱が認められ、心因反応もおこしやすいところもあるが、これらの性格偏倚と智能低格はいずれも軽度であり、いわゆる精神病質ということには疑問があり、精神薄弱の程度は、最も軽症に属する魯鈍に相当する。刑務所内における精神異常は、心因反応と認められ、欠陥症状を残さない』とされている。してみれば、本件ごとき重大な犯行が許されないものであることは、被告人にも充分判っていたはずであり、かような行為を抑え切れぬほどの『精神障害』があつたとは考えられない。」

以上の特徴、つまり、ことさらに本文構成の中から「精神障害」の問題を外し、「死刑」をまず宣告しておいてから、何やら思惑ありげに最後にその問題をとり出したかと思つと、サッとひっこめてしまうような、いささか小児的

な態度の中に見られる裁判官の三口と意図がどんなものか指摘してみよう。

第一に指摘せねばならないのは、裁判官たちは何をさておいても「異常者」の死刑を強行したかったことである。この判決は、国家による「異常者」総体に対する「殺意」の宣告である。第二に、「異常者」を殺すためには「精神障害」が「情状酌量」の条件とされている現行法体系がいかに邪魔であるため、なろうことなら一切触れずに済ませたかったのが、文章構成の主軸からそれを外したゆえんである。しかし、現行裁判、法体系のワク内で、「精神障害」(情状)を利用しようとする弁士(ゴ)の法廷「闘争」技術が行使されるため、一応は「主要構成」外のところであつても「情状」すら値しないとイナしてしまうという陳腐ながらも有効な方法を用いているのである。そこに責任能力論の意味と精神鑑定役割がある。

この方法に対して、「精神病だったのにそれを無視して死刑にするのはあんまりではないか」という論理を拡大再生産する法廷闘争の技術は何を意味するだろうか。まずわれわれは、裁判における「精神障害者への情状論」そのものが、いかなる土台のうえに成り立つのか怒りをこめて見つめなければならぬだろう。まずそれは「差別社会の上に、差別を承認した上で成り立つモラル」であることを冷たく乾いた眼でみつめなければならぬ。そして、「あの、自分のやっているとさえもわからない『精神病患者』がやったことだから、法の適応は免除してやれよ。それが親分

以上のような赤堀さん死刑判決の問題点にたいして11・10集會に結集したわれわれは、赤堀さんへの死刑判決が、国家権力によるわれわれすべてへの殺意の宣告として受けとらざるをえない。そしてこの殺意の宣告にたいして、われわれは渾身の憤激をもってあらゆる権力の殺意にたいして、あらゆる被差別、被抑圧状況からの解放のために固い連帯の戦線を形成しつつ、これを粉碎する闘いに決起する。われわれは判決に盛り込まれた被差別者への挑戦に即応して本集會で最低限次の反撃の声を結集する。

一、判決は、赤堀さんを「精神薄弱者」とよんだが、現在そのレッテルを張られた人々にどのような被差別状況にあるのか。

二、判決は赤堀さんを公教育における劣等者、職場における不適応者とレッテルを張ったが、そのようなレッテルを張られる学生、労働者への「企業保安処分」的攻撃の実態はどんなものか。

三、判決は赤堀さんを「前科者」「累犯者」のレッテルを張ったが、現実にこのようなレッテルを国家に張られた人々はこのどのような被差別状況にあるのか。

四、判決は赤堀さんを「労務者」と云ったが、このレッテルのもとにある労働者はいかなる労務管理、治安管理の下にあるのか。

五、判決は赤堀さんを「浮浪者」と呼んだが、このレッテルを国家により張られた人々への国の処遇はどのようなものか？

(資本主義体制維持者)の意気じゃねえか」とばかり、他の面でも、法の適用さえ差別されている(通信、面会の自由、職業上のあらゆる不平等々述べれば限りない諸差別)土台の上に立って、恩情として投げ与えらるものである。

このことは、しかし、弁士(ゴ)の間に保安処分思想の侵潤をもたらしていることを忘れてはならないだろう。いや弁士が法廷でふるってきた技術としての「精神障害者への情状論」は、それがおびただしく累積された過程の中で次のような世論さえも、「法廷のワクの中だけで思考することになれている部分」の間に形成する。「あれほど残酷なことをやっても、精神病だからと云って許されていたのではこちがたまらない。オレの娘をやらされたのではたまつたものではないから、死刑にすべさだ。それが残忍だというなら、そんな犯人が性格改造(おとなしくなる)されるまで閉じこめておけ」「いや閉じこめておくのも消極的すぎる。第一、収容施設が満員になっちゃう」「じゃどうする」「治療すればよい。治療なら人道的じゃないか」死刑か、保安処分か治療処分かの論理はこのようにつながっている。そして死刑か精神外科か精神外科の論理もこのような権力的視点でつながっているのである。

ここで、弁士(ゴ)が法廷闘争で、自己に(被告人に)有利に利用しようとする「善意」に考える「精神鑑定」とは、そもそもどのようなものであったのか。そして、それはどのような結果をもたらしているのか、ということにふれるのだが、この点については特別に一項をたてて別途に論じたい。

六、判決は、前述の理由で赤堀さんの精神病院入院の経歴をことさら軽視している。そのことはともかくとして「精神障害者」というレッテルの下にある人々の被差別状況とはいかなるものか？

七、以上、総体として直接苦しむ人々の状況を反映し、集積し赤堀さんの被差別状況と、そのような人物を選別、排除、隔離、抹殺しようとする国家の血塗られた手口を全面的に糾弾し尽そう。

### 鈴木喬の法廷における証言

一 「精神鑑定」的訊問はいかに権力に役立てられたか

検察官 鑑定留置中、松沢病院看護人に対して被告人が「子供を強姦した」「かっとなつてやったんで何が何だかわからない……」というようなことを述べたことがあるのか？

鈴木 ありと云っておりました。

検察官 そのことは看護人から聞いたわけか。

鈴木 そうです。

検察官 「犯行を肯定したか」という質問をした記載になつているが、実際はどのような言葉で質問したのか。

鈴木 ちょっと忘れましたが、大体「昨日だったかおとといだったかあなたは看護人に子供を殺したと言ったんですか」というように聞いたと思います。

検察官 そうすると看護人にたいして、犯行を肯定したかどうかということか。

鈴木 そうです。

検察官

「どうしてそんなことを言ったのか」というような質問に対して、「あとは事件当時は島田にいたくて放浪してました云々」と答えた記載になっているようだが、その通りか？その意味は？

鈴木 その前に幼児を殺したと言っているのです、その殺したあとは島田にいないで他を放浪していたという意味だと思います。

検察官

イソミタール面接をやった時に、「お恥しいことですがかうやっちゃったんですよ」と云ったそうだが、どんな恰好をしたのか。

鈴木

手を腰の辺に回すようにして動かすような恰好をしてそのように云ったのです。

検察官

「大人と子供では大人のほうがいいね」「橋を渡ろうとしたらちよっとちよっと金をおいて行けというから帰りにおいて行くからと言ってね」と答えた時にはどうい質問をしたか

鈴木

「あなたがやったことを正直に答えなさい」という意味のことを言ったと思います。但し、この場合は正常な意識ではなく、イソミタール試験の後に言ったのです。

裁判官

一般的に言って、被告人程度の精神薄弱と犯罪を犯しやすい傾向との関係についてはどうか。

鈴木

私は犯罪精神病の方について詳しくないのですが、聞くところによりますと、幼児に対するワイセツ行為・強姦という行為は精神薄弱とか、老年性痴呆の者に多いと聞いております。

以上のように検察官の「精神鑑定」についての関心は、もっぱら赤堀さんが、精神病院で精神科医の「取調べ」に対して述べた犯罪事実の「明白」にのみ集中しており、裁判官の心象を「黒」に向ける材料としてのみ、この鑑定書が権力にとって役割を果たしたことを物語っている。鑑定者の頭の中には、明白の任意性への疑問など初めからない。むしろ、刑事の手先のごとく、折あらば被告人の尻尾をつかまえて、泥を吐かせようという意識が濃厚である。まさに、縄に首のかかった死刑囚の足を引っぱり、乗っている箱を飛ばす役割をきわめて積極的に果しているのである。

慥然とすべきことは、○従来の精神鑑定が、すべて公訴事実を精神鑑定の無条件の前提としていていること、つまり、唯一度も明白の任意性について疑問を提起した「医者」がないこと、○それは、公訴事実そのものが、明白の任意性が無いことよってくつがえされた場合でも、その公訴事実を前提に、被告の死刑の足を引っ張る役割をした鑑定医が責任をとったり、自己批判をした事実がないこと、○まさにこのような精神鑑定そのものが、保安処分制度が実施された際に、被告を保安処分にするか否かの判定の材料として生かされ、実施されていくのだ。つまり、検事の言い分、権力の立場のみを何の疑問もなく全面的に承認

して被告の精神鑑定が行われ、保安処分が決定するのである。④しかも、一般に良識ある精神科医は、このような精神鑑定から手を引き、医療に専念し、現在もっぱら権力の意を体して精神鑑定を行っているのが、中田修ら、刑法改悪保安処分強行の極端な権力派であり、ナチスの流れをくむ犯罪生物学者どもであり、保安処分制度が実施されれば、その鑑定は實際上、専一にこの極反動のタカ派が、検事、刑事以上に抗し難き手段をもって取調べの陣列に加わり、われわれに猛威を振うことになるのだ。

「科学」者はいかにしてデッチ上げに参加していったのか。いわゆる「精神鑑定」の保安処分性について

「科学者」は、いかなる場合でも中立たりえない。この場合、赤堀さんの立場に立つか、国家権力の立場に立つかであり、より一般的には、少数の資本家とその手先の立場に立つか、その桎梏からの解放を求める被抑圧民衆の立場に立つか、である。

このことを見誤まり、「科学の中立性」幻想にとりこまれて「中立者としての科学」（純粹な真実、真理の解明と情報の提供者）に頼る時、それは必ず階級的立場からのしつぱ返しを痛烈に喰らう。

このことを証明しているのが、赤堀さん裁判における「法医学鑑定者」の鑑定、及び、精神科医のいわゆる「精神鑑定書」であろう。この場合、すでに明らかにされているいわゆる「古畑種基鑑定」については、後段にふれ主要に

当時松沢病院院長であった林暁と、同病院医師であった鈴木喬の赤堀さんへの「精神鑑定書」なるものについて、その差別性とフレイムアップ加担の犯罪性について明らかにしておこう。

この精神鑑定は、昭和三〇年六月二十九日、静岡地裁からの依頼でなされたものである。そして同年一月二十五日兩名の署名で鑑定を完成している。

この鑑定書は次の部分から構成されている。一緒言三、公訴事実三、家族歴四、本人歴(1)生活史(2)既往歴五、現在症(1)身体的(2)精神的(1)全般的状態(2)見当識記銘、記憶(3)知識、知能(4)幻覚、思考障害、妄想その他の異常体験(5)各種心理試験I)プルトン抹消試験及びクレペリン累加試験II)記銘力検査III)連想試験VD)知能検査のロールシャハテストV)感情生活六、昭和二九年五月二十八日から同年六月一七日までの間、状況および事件当時の状況に関する被告の陳述について七、総括及び説明そして鑑定。

まず一及びこの緒言と公訴事実から概括的に、この精神鑑定に当った精神科医たちの姿勢を見てみよう。

一まず第一に批判せねばならないのは、これらの精神科医たちが、権力からの鑑定の依頼をきわめて即目的に無前提無批判に受け入れ、権力の提供する資料を全面的に、自己の「精神科医」としての作業（この場合、精神鑑定）の出発点として受け容れていることである。

既に記したように矢部孝裁判官は、「この残酷な行為は、通常の人間のなし得ざるところ」だと、久子ちゃん殺

しを「異常者」の犯罪と決めつけ、その「異常者」の具体的な像を「精神薄弱者」「浮浪者」「前科者」「社会不適応者」等々と描き出している。これらの差別者の提供した資料を自己の武器に、彼らは「異常者」に立ち向かった。

差別者、矢部孝らがこれらの精神科医に依頼した鑑定の範囲は「赤堀政夫の昭和二年五月二十八日（逮捕時）から同年六月一七日迄の間、及び現在の精神状態について異常があるかどうか、もし異常があるとすれば、その程度及び原因について鑑定」することであった。

しかし、これらの精神科医たちの鑑定は、提供された資料そのものを、無前提に自己の精神科医としての「医学的」資料として用いているばかりでなくより攻撃的に赤堀さんを訊問しているのである。

だが、そうした精神鑑定を行なう場合に最も問題となるに違いないのは、提供された警察や検事の資料が実は、拷問や任意に非ざる方法で事実を全く曲げて行なわれた、という保証がない以上、そのような資料を、無前提に信用して行なわれた「精神鑑定」なるものが、全く権力側の立場を全面的に代行し、補完し、場合によっては警察や検察以上に権力的な代物になる危険性を常にはらんでいるということである。

三しかも在来行なわれてきたほとんどの精神鑑定が、検察側の公訴事実を文句なく前提にしており、そのことがかつて問題にされたことがない。

この林、鈴木鑑定も、検察側の公訴事実について無前提

的に信頼をおいた鑑定の典型例である。

しかも、彼らが赤堀政夫さんを鑑定した場所自体も刑務所内であり、現に実質的に保安処分施設の役割を権力構造の一環として担っている精神病院の内部である、という問題も決定的に重要である。

しかし、さらに問題は、こうした状況で彼らは公訴事実を客観的に裏づける資料を、あるいは公訴事実を作りあげてきた諸訊問では知りえなかった資料を、この精神鑑定と称する行為の中から新たに発見したりして法廷において証言するのである。

つまり彼らの視点は、公訴事実を無前提に承認する思想状況に立って、権力的な方向に規定されており、そのような視点から彼らが求めようとする赤堀さんにまつわる情報の質は、刑事や検事が求めようとするそれと同じであり、医者という衣をまとった幻想による偽瞞を伴うだけにより悪質な赤堀さんへの敵対行為を行なうことにならざるをえない。

三このような視点に立って、彼らは家族歴を調査する。要点だけ書いてみよう。

父、小林半左衛門、履物商妻といざこざで家出、赤堀ま

さえと結婚（内縁）

性格、内気、陰気、口数少近所づき合いせず、変人、温

和、真面目  
異母兄弟、九人中四男は二十才頃ノイローゼ厭世自殺を企画したが両足を鉄道で切断。

長男 真面目、几帳面、責任感があり、社交性に乏しく多少短気分裂気質に傾いている。

次女 ○○性格暗く、人員整理でノイローゼ、何らかの内因性精神病あり、分裂病だろう。

三女 ○○誘わくに陥りやすい、男性関係だらしない、空語冷笑あり、不眠、静岡市の病院で電気ショック、緊張病性興奮型分裂病

家族歴を見ると、被告は精神分裂病の遺伝負因を有している、等々。

#### 四 本人歴

(一) 生活史  
小学校の成績は最下位クラス、学業好まず上級進んでからはしばしば悪友とずる休み、以下資料にもとづく本人の生活史が羅列してあり、ついで(二)既往歴の中で精神「異常」を二度拘禁中に来たと記録している。

そして問題となるのは、「現在症」のところ次のように記している部分である。

「一〇二の看護人には、犯罪は子供を強姦したことでずうと聞いていたというが、医師にはこれを全く否定し或いはいったかも知らないが事実はやっていないのだと主張する。これらのことについて質問をつづけると不機嫌になつてしまい、誰も自分を信用してくれない」と言つて嘆く。その頃のある晩ガラスの小破片で腹部を切り腹部に線状の擦過傷を作り、そしてカミソリを飲んだと訴えたことがあ

る。これに対して医師は「幼稚な狂言自殺であった」と書いている。しかし、彼はその時「床に入ってうずくまり呼んでも出て来ない、或いは断乎として廊下に佇立し全く浮かぬ顔付、昏迷に近い自閉的で動きの少ない状態が見られた」とある。

このことをさして「全体として鈍く幼稚で軽薄であり、情動的に不安定で心因反応に陥りやすい状態」と鑑定医は指摘しているのだが、問題はこの指摘とは別のところにあるだろう。しかしここではその点には触れず後に触れる。

ここで要約的にふれられているのは、赤堀さんが入院当初は愛想よく、犯罪事実をくり返したずねられてから警戒心を強め不機嫌となり、昏迷に近い状態となっている、という事実である。一体、鑑定医はどんな質問をしたのだろうか？

六「昭和二年五月二十八日から同年六月十七日までの間の状態及び事件当時の状況に関する被告の陳述について」の部分で、この質問がいかなるものであるのかが明瞭になつてくる。

その質問は、事件当時の三月三日から十二日頃までの足どりを質問しているのである。そしてそれに次いで次のような質問をしている。

「次に前述の看護人に『子供を強姦した』カッとなつてやったんで何が何だか分からない』云々といった点について質問した。『犯行を肯定したか？』……（深刻な顔付、次いで無関係の話題に語ろうとする。）

「あつたか、なかつたか？」  
 「言つたような気がします」  
 「何と言つた？」

「私は幼児を殺しましたと言いました」  
 「どうしてそんなことを言つた？」

「あとは事件当時は島田にいなくて放浪していたといひました。どうしてそういうことをしたかと言つて警察で信用しないので私がやりましたといひました」

「カッとなってやつたと言わなかつたか？」

「そうですね。言つたような気がしますね」

「ほんとにそうか」

「私は真実やりません」

この状況は、説明ぬきに書けば誰でも赤堀さんが警察か検察でとり調べられている状況だ、と思うだろう。ところがこれが精神鑑定なのだ。いったいこれは何を「鑑定」しているのだろうか？

この話の内容を赤堀さんは、病室で看護人に取調べられたわけでもないだろうから、雑談とか冗談、あるいは軽口の類の中で話したのだろう。しかも話した内容を、状況を熟知せぬ看護人が片言隻句の中から正確に捉えられるはずもない。しかも警察の取調べがあまりきついでやむなく「私がカッとなってやりました」と警察に「自白」を誘導されたということを見ても、看護人に言つたのを、看護人が勘違いして医師に伝えたのかも知れない。状況からすれば、そうとしか思えない。そのような看護人のことばを捉えて、医

師はムキになつて赤堀さんに「訊問」しているのである。さらに問題は、イソミタル二・八〇を静注して面接を行なっていることである。

「イソミタル静注後、上機嫌になり笑いながら、お恥づかしいことですが、こう（性交の真似をする）やっちゃつたんですよ」と言い、又聞かれるまゝに「おとなと子供ではおとなの方がいいね」「橋を渡ろうとしたら、一寸一寸お金を置いて行けというから、帰りにおいて行くからといってね：：」等と言う。しかし「本当に子供を殺したか？」と聞くと否定し事件当時は横浜にいたと答える」

この精神鑑定の結論は、簡単に言えば判決にも示されているように「責任能力あり」ということである。言いかえれば、この場合「死刑にしてもよい」ということである。

もちろん、その責任能力の有無は、死刑の決め手でもあるから重要な鑑定の効果であるのは勿論なのだが、問題はこの鑑定が、刑事や検察の訊問と同様に、あるいはそれ以上に赤堀さんを法廷で追いつめるのに有効な材料として用いられている事実である。

ここにおける医者（看護人）の役割は何であろうか？

フランツ・ファノン（「地に呪われた者」）の中で書いている。

「アルジェリアにおいて（フランス人の）軍医と精神科医は、営倉の中に実験の大きな可能性を見出した。もし神経症において、ペンタツールが内的葛藤を明るみに出すことを妨げる障壁を一掃するとすれば（囚人たる）アルジェ

リアの愛国者たちにおいても、ペンタツールは、（意識の）政治的障壁をうち破き、電気拷問に頼らず、囚人の自白を容易に得ることが出来る。「（まず、医者が囚人に言う）

『私は医者です。警官じゃありません。君を助けに来たんですよ』

「そう言つて数日後には医者は囚人の信頼を得てしまふ。そして、『君に、二、三本の注射をしてあげよう。参っているから』と数日間、ビタミン、強心剤、ブドウ糖などをうち、それにまぜてペンタツールがうたれ、そして訊問が開始される」

なんと、フランス人植民地主義者が、アルジェリアの抵抗者に加えたやり口と、日本の精神鑑定医が赤堀さんに加えた手口の似ていることか。

もちろんこれだけではない。各種の心理試験が赤堀さんには施こされていく。

こうした日々のスパイ網的監視（看護人がスパイの役割を負う）と、様々な形をした訊問の中で赤堀さんはだいに精神病院の本質―正体に気づき、自殺企画、昏迷状態にまで追い込まれていったのだ。



支援団体の見守る中を宮城刑務所に入る弁護団

読売 (静岡版)

# 上岡教授が証言

島田事件 出証人調へ

## “傷は死後”を詳細に

### きょう赤堀本人を尋問

【仙台二十日】二十日、島田市内で幼童阿見が誘拐され、殺害された「島田事件」で、死刑が確定、宮城刑務所に収監中の赤堀政夫(三十三)の再審請求に基づき、静岡地裁の出証人調へが、十九日午前十時から、同刑務所、第九号監で開かれた。一日目の同日は、赤堀の弁護士(島田)と、京大医学部土田政雄教授(法医学)の証人調へがあった。

同刑務所内には午前九時ごろから、島田事件対策協議会の田中金太郎会長と支援団体の約三十人が詰めかけ、審理の公開を要求したが、刑務所内の立ち入りは拒否された。

三野高伸副地検検事ら同地検関係者が一層、同刑務所に入った

たあと、島田事件弁護団の鈴木雄主任弁護士ら弁護団九人が続いて、同九時半前に伊東正七地裁判長ら同地裁関係者が到着した。

この日、証言した土田教授は「被害者の死体の胸の傷は死後つけられた」という鑑定をした。

調へは休憩時間をはさんで午後三時ごろまで弁護団が、次いで三野検事が十五分間、最後に裁判所側が証言を求めた。

これに対し土田教授は、死体の胸についた傷は凶器で刺された右へはつかない傷は死後(死後)の胸の状態よりむしろ出来た「こと」だと説明し、詳細に説明した。また、下腹部の傷についても、乱されたためのものであると、死後、野木三三に刺されたものと断定した。

三野検事の質問は簡潔だったが、伊東裁判長は「証言をされた方が凶器をいらないで凶器が書かれる(凶器)の推定を求めた」として、土田教授は「鑑定は出来ないとはいえませんが、一証言となつた右より胸があり、すい臓のある部位と証言した」。

弁護団では、土田教授のこの日の証言で、死刑判決の決手となつた「胸を刺した」という鑑定を疑った。この「凶器推定」が完全に行われなかった。

教壇内の赤堀は、伊東裁判長、弁護団、三野検事らに「おれがどうも困りました」と涙を流して、証人調への表現に感涙を流した。調へが進むにつれ、互言も聞かぬまじと身を委ねて、時折うなずきながら聞かされた。

休憩時間には弁護団が赤堀の鈴木雄主任弁護士に手紙を出して「手が不自由な上、おれも要らぬまじ」と訴えながら、二十日間続いた調へが実現した。鈴木雄主任は「十年ぶりの面会だった。若さを取り戻さない。涙目なのにさうして涙が

会場」ら各地からつぎつぎと支援団体の約四十人が「赤堀さんは無実だ。再審請求を勝ち取ろう」と集会を開いた。弁護団はこの演説に答へ、支援団体の一人、田中金太郎(会長)は「仙台市内でじつまる審判を動かした」。

# 裁判長が出張尋問

## 赤堀 24度目の再審請求で

島田の幼女誘拐殺人



刑務所内に入った島田事件弁護団にそとから声援を送る支援団体の人たち=仙台市古城2丁目の宮城刑務所前で

二十一年前、静岡県島田市で幼き幼女誘拐殺人の「久子ちゃん殺し」で死刑が確定、仙台市古城二丁目の宮城刑務所に拘留されている赤堀政夫(三十三)が四十四年、静岡地裁に出した三度目の再審請求に基づき、十九日、同地裁の伊東正七地裁判長、鈴木雄主任検事、三野高伸検事ら十数人が同刑務所を訪れ、赤堀立ち会いのもと、業務所を巡り、赤堀調へを求め、死に事案調へをした。裁判所が、死

刑内から直接尋問するのは異例とされる。

出張尋問は二十日午後、十九日は午前十時から午後四時、伊東地裁判長と赤堀立ち会いのもとに弁護団の鑑定人土田政雄教授(法医学)に、鑑定書をめぐって尋問した。二十日は、赤堀に対する尋問が行われる。

十九日朝、宮城刑務所前には、島田事件対策協議会(田中金太郎会長)ら各地からつぎつぎと支援団体の約四十人が「赤堀さんは無実だ。再審請求を勝ち取ろう」と集会を開いた。弁護団はこの演説に答へ、支援団体の一人、田中金太郎(会長)は「仙台市内でじつまる審判を動かした」。

【島田二十日】二十日、島田市内で幼童阿見が誘拐され、殺害された「島田事件」で、死刑が確定、宮城刑務所に収監中の赤堀政夫(三十三)の再審請求に基づき、静岡地裁の出証人調へが、十九日午前十時から、同刑務所、第九号監で開かれた。一日目の同日は、赤堀の弁護士(島田)と、京大医学部土田政雄教授(法医学)の証人調へがあった。

同刑務所内には午前九時ごろから、島田事件対策協議会の田中金太郎会長と支援団体の約三十人が詰めかけ、審理の公開を要求したが、刑務所内の立ち入りは拒否された。

三野高伸副地検検事ら同地検関係者が一層、同刑務所に入った

# 自白を強制された 島田事件の 赤堀供述

## 腕をねじ上げられ

11. 21 静岡 岡 版

### 凶器も現場付近にないもの



【仙台二十年前の凶器事件の、またとする新アライの真死罪囚として仙台市で城地務所に収監中の赤堀政夫。が静岡地裁に出している三回目の再審請求をめぐり、静岡地裁の出張静岡入籍問が行われ、自白の任意性、アライをめぐり赤堀が供述した。

この日本人籍問は静岡地裁刑部事務の伊藤七郎裁判長の下、弁護側から赤堀の供述をめぐり、静岡地裁事務が出席、午前九時半から刑務所内の教海室、開かれたが、熱帯なものは有罪の最大の決め手である、自白の任意性と「事件は赤堀の家外山神社に出席静岡問を終え記者会見する赤堀と赤堀の妻一人雄二（全か二人目）

また、事件は夜二十九年三月十日夜のアライについて自白は同日、兄弟の家を山で降、静岡県下波渡、土佐佐野久子、山（山崎六郎）山田野町に殺し、大津村の農小屋で野宿したと述べている。ところが裁判での供述では、自白の任意性、赤堀は静岡地裁の伊藤七郎裁判長は静岡地裁、同事件、赤堀被告に意見書を書いているが、二十五日、同事件弁護団は今後の対策を検討することを求めている。

また、主張しており、新アライをめぐり赤堀の供述静岡の三回目の再審請求をめぐる事実関係もようやく大筋が迎えられたが、弁護側はの出張静岡を通じて明らかになった久子さんの自白の内容物と推定される静岡問と自白の不一致、凶器とされる石が現場付近にはない石であることと新事実を補強証拠として、新たな証拠を申請することになり、弁護側、検察両方の最終見解は確定し、来年にも見分となった。しかし、弁護側は、赤堀被告の経過や赤堀本人静岡を通じて再審開始に十分な期待を持っており、来年にも想される静岡地裁の決定が行方注目される。

弁護側にも山田を初めた赤堀の妻一人雄二（全か二人目）を通じて石が凶器ではないとわかったと、被告の自白が強制されたものであったことがこの出張静岡で明らかになった。

# 島田事件、再審を

## 静岡 赤堀闘争全国集会開く

1976. 11. 23 静岡版 毎日



「赤堀さんは無実だ。二十二年、殊第四次再審請求についての事実問の血の叫びを聞け」——静岡地裁事務の打ちを決定して、赤堀被告が二十五日、二十一日に静岡市で、赤堀闘争全国活動者会主催の「赤堀闘争全国集会開く」

金田闘争者解放運動連絡会の一、行三百五十人（原常連二百五十人）は二十一日午後、同裁判所前本敷入刑部事務室前に全国の労働、農業者団体など三百二十二人の二万七千人が再審請求を求めた抗議書と要求書を提出した。

二十九日、島田市内で佐野久子さんの（山崎六郎）が殺された「島田事件」で逮捕され、死刑判決を受けている赤堀政夫被告、この第四回再審請求が行われているが、抗議書によると、弁護側など四十四年以來、提出してきた証拠に加え、新しい提出した再審請求理由補充に基づく証人証言書等に対し、赤堀被告入しか採用していないことは早期結審を促し再審請求を拒否する方向を示したもので、その二十一日判決を拒否し、

「赤堀さんは無実だ」と訴え、行進する赤堀闘争全国活動者会旗などのデモ隊、県庁前で

②出警開始決定を行うことなどを要求している。

「十一月末までに意見があつたら出さない」と同地裁の伊藤七郎裁判長は静岡地裁、同事件、赤堀被告に意見書を書いているが、二十五日、同事件弁護団は今後の対策を検討することを求めている。

抗議書提出に先立ち、同日午前十時から静岡市の青葉公園で、「11・22赤堀闘争全国集会」が開かれ、このあと車イスに乗った被害者の入居三十八人ともに、県庁前まで手を連ねて行進が行われたが、同地裁前では抗議書を手渡すかをめぐって盛り返みがつづけられるなど一時は緊迫したムードがあった。

# 再審求め ハンスト

1976. 11. 25  
静岡版 朝日

赤堀闘争全国  
活動者会議

島田事件の死刑囚、赤堀政夫被告の再審請求を支援している「赤堀闘争全国活動者会議」の女性一人が、東京・銀座の教習屋橋公園で二十四日から五日間のハンストを始めた。これは冤城刑務所の集中面会、静岡市での集会、ハンストのハンスト、世論へのアピールがねえ。

この日午後六時半からのハンスト入りは先だち、同公園テント前で約二十人が集会を開き、各地の活動グループが、ハンストに入る小池未樹さん(三三)と天原麻子さん(三三)を励ました。



「赤堀無罪」や「ハンスト突入」などの立派な看板に囲まれたテントは、二十五日始まる。リンゴ箱を合に母が五枚。ふんどしボット、寝袋などが運び込まれたテント入り口には、ハンストが二台置かれた。二人は事前の健康診断を受け、期間中は毎朝、医師の一検一検をうけることになり、小池さんは「ハンストは初めての体験。不安だがこれが赤堀さんの尊厳を救うことができる一つの運命を思い、最後までやりぬく」と話し、集会参加者の拍手を浴びながらテントに入

島田事件の再審を求めてハンストにはいった赤堀さんと共に闘う会のメンバー  
東京・教習屋橋公園で

1976. 12. 26  
(全国版) 毎日

# 死刑囚「赤堀」を救え 国際アムネスティへ訴え

の議  
事者  
田島  
活動

【静岡】「死刑判決は精神障害者に対する差別捜査と裁判によるものだ」として「島田事件」の死刑囚、赤堀政夫(三三)に仙台刑務所に拘留中の無実を訴えている赤堀闘争全国活動者会議(実行部代表は、ロンドンのアムネスティ・インターナショナル(人権を守る国際救援機構)に対し、赤堀の死刑執行阻止と再審開始を要求する緊急行動を起すよう要請するた

め二十五日、代表を空路派遣した。アムネスティ日本支部(西村一

閣一理事長)では「国際事務局は十分期待に応えてくれるだろう」と言っており、もし取り上げられれば、政治犯中心のアムネスティが刑事犯救済に乗り出すことになり、きわめて珍しい例になる。

島田事件とは二十九年三月、静岡県島田市で当時六歳の幼稚園児、佐野久子ちゃん誘拐、殺された事件。同年五月、赤堀が逮捕され、三十五年に死刑が確定しているが、赤堀は無実を主張し続けているが、四十四年、四十四年の裁判で

同会ではアムネスティに対し「赤堀さんは精神障害者差別に苦しんで過酷な生活を送っている」と訴えており、二年前、獄中閉じ込められ、過酷な状況にあると訴えており、派手な活動も、救済の心をもつ玉の同日間、アムネスティの事務総長が静岡に足を運び、再審執行阻止の緊急行動を起すよう要請する。また同日本支部も「この事件は大変重大であり、緊急行動の対象とされた」という国際事務局への意見書を相馬さんに託した。さらに日本支部自体でも来年一月にアムネスティの会合に出席する理事が直接、この問題を訴えることとしており、西村理事長は「アムネスティは来年、死刑廃止問題

ル、拷問や現在の拘留状況などを調べる調査団派遣、その他の救援活動の緊急行動を起すよう要請する。また同日本支部も「この事件は大変重大であり、緊急行動の対象とされた」という国際事務局への意見書を相馬さんに託した。さらに日本支部自体でも来年一月にアムネスティの会合に出席する理事が直接、この問題を訴えることとしており、西村理事長は「アムネスティは来年、死刑廃止問題

に本格的に取り組むこととしており、ましてや拷問や差別があるとしたら取り上げなければならぬ。恐らく国際事務局は私たちの要請に応じて、緊急アピールや調査団派遣などをやってくれると思う」と話している。アムネスティの緊急アピールが出た場合、世界六十数カ国の支部、千五百以上のグループから日本の法務大臣や静岡地裁、伊東正七郎裁判長らに抗議や再審開始の要請がなされる。



# もみ合いでけが人も

## 島田事件 再審要求 逮捕者は初めて

1977. 1 12 毎日 静岡版



島田事件の再審を要求する学生と市民が、静岡裁判所手控会として、五日が公務執行妨害や逮捕物損の意見陳述が行われた静岡地裁前で十一日、同日作の「赤い」が、島田事件の再審を要求する抗議行動隊員

と激しいもみ合いや衝突を繰り返して、五人が公務執行妨害や逮捕物損の現行犯逮捕者となり、十九人がけがを負ったが、この事件の再審を求める抗議行動で逮捕者が出たのは歴史上は初めて。

この日は午前九時半ごろから、昨年十月二十日の同様の「審判打ち切り決定」を取り直し、再審開始の決定を求めた要求書と同地裁の伊東七郎裁判長に手渡そうとする赤い闘争全国活動者会議や全国障害者解放運動連絡会議などを受援団体の人たちが約五十人が全国から静岡市追手町の地裁前に集まった。これに対して、地裁側は要求書の受け取りを拒否、地裁構内に入らなされた受援団体の人たちに構内からの退去を命じ、警備に当たった静岡中央公園とらみ合いとなり、騒動したふん開き。

四十時ごろ、同警員が警察機動隊と島田事件の支援者ともみあう果敢な行動(静岡地裁前で)

隊の応援を受けて実力排除、乗り出し、あくまで構内にとどまって要求書を手渡そうとする支援の人たちとの間で激しいもみ合いが繰り返された。このもみ合いで、支援団体の二人が逮捕物損と公務執行妨害の現行犯で逮捕された。支援者側は構内からいったん押し出されたあと、十時半ごろ再び地裁前に戻り、警備に乗り込んだため、機動隊が再び排除、一人を公務執行妨害で逮捕、さらに三段目の排除のあった午後三時ごろ、二人が同容疑で逮捕された。

このあと支援団体百五十人は午後五時、同市駿府公園のやすらぎの塔前からデモ行進に移り、六時前、青葉公園で流れ解散した。島田事件の再審を求める抗議行動で、五人もの逮捕者が出たのははじめてで、五人はいずれも静岡中央公園の取調べに完全黙秘している。逮捕者が十一日の弁護団の意見補足陳述は、闘いの一環として支援団体は「十日の弁護団の意見補足陳述は、闘いの一環として支援団体は「十日の弁護団の意見補足陳述は、闘いの一環として支援団体は」

### 3.6 売読

#### 再審請求のデモ行進

島田事件の支援者たち  
去る二十九日、島田市内で少女が誘拐いされて殺された「島田事件」の死刑囚赤堀政夫(五七)の再審請求を支援する「赤い闘争全国活動者会議」のメンバーなど約三百人が、五日前九時から静岡市の青葉公園で集会を開き、静岡地裁が審理を再開するように改めて訴えた。

このあと、支援グループは車イスを先頭に同地裁までデモ行進に移り、赤堀死刑囚の死刑執行停止を求め、福田法務大臣への要望書と、去る一月十一日のデモでグループの四人が逮捕されたのに対する抗議書を伊東七郎同裁判長に手渡そうとしたが、機動隊三百人の警備にはさまれて地裁に入るこ

編集後記

●「煉獄の病棟」第三号は、狭山―赤堀を闘う首都圏実行委員会と大阪・狭山―赤堀共闘(準)の共同編集で発行された。この両団体は、関東赤堀さんと共に闘う会・大阪赤堀さんと共に闘う会(準)の一翼を担い、関東赤堀さんと共に闘う会結成以来その最先頭で闘い抜いてきた我が刑行委と共に、八〇年代赤堀闘争―「障害者」解放闘争をフアシズムと対決する階級の共同闘争として闘い抜く、革命的な赤ゼッケン潮流である。

●巻頭における「差別糾弾主体から全人類の解放主体へ!」というスローガンは、自国帝国主義打倒を目指す反帝・社会主義革命勢力が結集した十・二一朝―国際連帯集会において、闘う「障害者」から発せられた画期的な課題である。「障害者」解放闘争は、日共―全障研の差別と融和の運動から訣別をしながらも、その階級性、路線、思想においては未だ不十分であり、未成熟であるというのが現状だ。我々はこの現実を現段階に於る歴史的制約性として受けとめ、「障害者」絶対主義などの誤れる諸傾向と対決しつつ、具体的な共同闘争の中で相互批判を媒介にして、自らの主体的飛躍と歴史的任務を果していくであろう。

●八〇年代が「戦争と革命の時代」であることは「韓国」・イラン・パレスチナ等全世界の現実が教えているとおり

だ。この現実を正しく見すえ、この現実から出発する中にこそ革命と解放に向けた勝利の途がある。「全斗煥を支える日帝の追放」を公然と掲げて決起する「韓国」八百万プロレタリアートの階級の連帯は、日帝総路線と対決する安保―日「韓」闘争として闘い抜かねばならない。これと結合して狭山・赤堀・三里塚の勝利もある。

●資料等は左記の文献から我々の責任で引用した。左記文献の一読を進める。(刑行委)

煉獄の病棟 No. 3

一九八〇年一月二〇日発行

編集 ● 狭山―赤堀を闘う首都圏実行委員会

大阪・狭山―赤堀共闘(準)

発行 ● 刑法改「正」粉砕行動委員会

東京都渋谷区広尾5の16の16峰起社

電話 ● 〇三・四四六・〇八三二

大阪市阿倍野郵便局私書箱108号

800

島田事件対策協議会

発行資料

- ◎ 再審請求記録
- ◎ 赤堀政夫氏上申書
- ◎ 法医鑑定書
- ◎ 法医鑑定人証言集
- ◎ 赤堀政夫氏陳述録
- ◎ 判決文集
- ◎ 強制自白書
- ◎ 棄却決定文・即時抗告書
- ◎ 即時抗告審

□ 赤堀さんは無実だ!

関東赤堀さんと共に闘う会

□ 赤堀さんは無実だ! No. 1

赤堀中央闘争委員会

□ 島田事件と赤堀政夫

赤堀闘争全国活動者会議

(たいまつ新書)

□ 不在証明

佐藤 一

(時事通信社)

□ 差別と冤罪の構造

八木 晃介

(たいまつ新書)

□ ドキュメント精神鑑定

佐藤 友之

(批評社)

激励先

宮城県仙台市古城二丁目二の一

無実の「死刑囚」 赤堀政夫様

抗議・糾弾先

東京都千代田区霞ヶ関一の一 法務省 法務大臣 奥野誠亮

「死刑執行をするな! 刑法―監獄法改「正」粉砕!」

東京都千代田区霞ヶ関一の一 東京高裁判事三部 小松正富

「再審を開始せよ!」

宮城県仙台市古城二丁目二の一 宮城刑務所 仙台拘置支所長

「獄中弾圧をやめろ! パネルヒーターを設置せよ!」

赤堀闘争関係参考資料

マルクス・レーニン主義の現代的復権を掲げ  
ファシズムを粉碎し、世界革命戦争の血路を  
切り拓く、戦うプロレタリアート人民の全国政治新聞

# 蜂起

共産主義者同盟蜂起派機関紙

毎月10日発行 一部 100円

購読料 開封…12回 / 1500円 24回 / 3000円

密封…12回 / 1800円 24回 / 3600円

共産主義者同盟蜂起派政治理論機関紙

## 鉄の戦線五号

ブントがうちたてた過渡期世界論を發展させ世界同時  
革命・世界プロレタリア独裁・世界社会主義の世界革  
命綱領・日本革命綱領の全内容を明らかにする！

序文「鉄の戦線」五号発刊の題目

### ●一部 綱領・戦略・総路線

過渡期世界論の發展

過渡期世界の基本性格 / 過渡期社会のレーニン主  
義 / 過渡期世界における社会主義論争の總括 / 過  
渡期世界におけるスターリン主義 / 過渡期世界と  
國際階級闘争の歴史的總括 / 過渡期世界のプロレ  
タリア兵学 / 過渡期世界における現代帝国主义批  
判 / 世界革命綱領・日本革命綱領 原案

### ●一部 民族問題・国家論・独占論

民族問題におけるマルクス・レーニン主義の現代的復権  
自立・從属論争の總括  
国家独占資本主義論批判

### ●一部 戦争組織論

先進国武装闘争勝利の法則

寄稿 日帝の侵略反革命と対決する革命的學生運動を  
創出せよ！！

反帝戦線中央學生組織委員会

好評発売中！！ 発行日 一九八〇年一月一日

定価一、三〇〇円

発行所 蜂起社